

昭和三十七年九月

四日市市議会会議録目次

才一号（九月二十日）

ページ

会期の決定について	………	一一
昭和三十七年度四日市市歳入歳出才四回追加更正予算その他について	………	一二
上程―提案理由説明	………	一二
昭和三十七年度四日市市特別会計市立四日市病院費歳出才二回追加更正予算その他について	………	一八
上程―提案理由説明	………	一八
昭和三十七年度四日市市水道事業会計才二回追加更正予算その他について	………	二〇
上程―提案理由説明	………	二〇
昭和三十六年度四日市市水道事業会計決算並びに利益剰余金処分認定について	………	二二
上程―提案理由説明	………	二二
四日市市役所出帳所設置条例の一部改正その他について	………	二四
上程―提案理由説明	………	二四
市有地の処分その他について	………	二七
上程―提案理由説明	………	二七
予算外義務負担契約について	………	二九
上程―提案理由説明	………	二九
市道路線認定について	………	

上程―提案理由説明	三二
購入契約の締結について	三二
上程―提案理由説明	三二
才二号(九月二十四日)	三五
一般質問	三五
昭和三十七年度四日市市歳入歳出才四回追加更正予算その他について	一三一
質疑―委員会付託	一六一
昭和三十七年度四日市市特別会計市立四日市病院費歳出才二回追加更正予算その他について	一六一
質疑―委員会付託	一七六
昭和三十七年度四日市市水道事業会計才二回追加更正予算その他について	一七六
質疑―委員会付託	一七六
昭和三十六年度四日市市水道事業会計決算並びに利益剰余金処分認定について	一七七
質疑―委員会付託	一七七
四日市市役所出張所設置条例の一部改正その他について	一七七
質疑―委員会付託	一七七
市有地の処分その他について	一七七
質疑―委員会付託	一八一
予算外義務負担契約について	一八一
質疑―委員会付託	一八一
市道路線認定について	一八二
質疑―委員会付託	一八二
購入契約の締結について	一八二
質疑―委員会付託	一八二
立木売却契約の締結その他について	一八二
上程―提案理由説明―質疑―委員会付託	一八二
才四号(十月二日)	一九七
昭和三十七年度四日市市歳入歳出才四回追加更正予算その他について	一九七
委員長報告―質疑―議決	一九七
昭和三十七年度四日市市特別会計市立四日市病院費歳出才二回追加更正予算その他について	二〇九
委員長報告―質疑―議決	二〇九
昭和三十七年度四日市市水道事業会計才二回追加更正予算その他について	二一五
委員長報告―質疑―議決	二一五
昭和三十六年度四日市市水道事業会計決算並びに利益剰余金処分認定について	二二七
委員長報告―質疑―議決	二二七

四日市市役所出張所条例の一部改正その他について	二一八
委員長報告―質疑―議決	二一八
予算外義務負担契約について	二二二
委員長報告―質疑―議決	二二二
市道路線認定について	二二三
委員長報告―質疑―議決	二二三
購入契約の締結その他について	二二七
委員長報告―質疑―議決	二二七
委員会報告	二三一
出納検査結果報告	二三三

昭和三十七年九月二十日

四日市市議会定例会会議録（第一号）

昭和三十七年 四月 市市議定会定例会議事速記録 才一號

○昭和三十七年九月二十日(木曜日)午後二時三分開会

○出席議員(三十八名)

大	池	荒	志	鈴	錦	平	谷	伊	矢	山	内	野	馬	米
谷	畑	木	積	木		野	口	藤	田	口	山	呂	嶋	田
喜	佐	武	政	敏	安	太	專	太	繁	信	弥	幸	温	好
正	太郎	治	一	郎	吉	七	九	郎	郎	生	十	郎	知	兼
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	速
														記

○市議會事務局（四名）

事務局長 菊地英
 議事係長 川原田
 主事 坂倉紀
 主事補 安藤好
 支 久裕也

○欠席議員（一名）

永田巳側君
 橋詰興隆君
 小林喜夫君
 藤谷祐一君
 山本三郎君
 中山島忠勝君
 濱田弥平君

早川和一君
 高橋伊祐君
 渡部權太郎君
 伊藤金一君
 加藤定男君
 鈴木愛次君
 鈴木弘次君
 服部昌弘君
 笠田七衛君
 前川辰男君
 坂上長十郎君
 伊藤泰一君
 伊藤宗一君
 生川平藏君
 辻定章君
 日比義平君
 田村末松君
 山中村君
 柴田忠繁君

○議事日程 才一号

昭和三十七年九月二十日(木曜日)午後二時開議

才一 会期の決定について

才二 議案才九四号 昭和三十七年度四日市市歳入歳出才四回追加更正

予算……………議案説明

才三 議案才九五号 起債の更正について……………

才四 議案才九六号 昭和三十七年度四日市市特別会計市立四日市病院

費歳出才二回追加更正予算……………

才五 議案才九七号 昭和三十七年度四日市市特別会計競輪事業費歳入

歳出才一回追加予算……………

才六 議案才九八号 昭和三十七年度四日市市特別会計と畜場食肉市場

費歳入歳出才一回追加予算……………

才七 議案才九九号 昭和三十七年度四日市市特別会計公共下水道費歳

入歳出才二回追加予算……………

才八 議案才一〇〇号 昭和三十七年度四日市市水道事業会計才二回追加

更正予算……………

才九 議案才一〇一号 起債について……………

才一〇 議案才一〇二号 北山町簡易水道建設事業について……………

才一一 議案才一〇三号 昭和三十六年度四日市市水道事業会計決算並びに

利益剰余金処分認定について……………議案説明

才一二 議案才一〇四号 四日市市役所出張所設置条例の一部改正について……………

才一三 議案才一〇五号 四日市市職員定数条例の一部改正について……………

才一四 議案才一〇六号 四日市市職員給与条例の一部改正について……………

才一五 議案才一〇七号 四日市市職員保養所設置条例の制定について……………

才一六 議案才一〇八号 四日市市消防本部に関する条例の一部改正につい

て……………

才一七 議案才一〇九号 四日市市消防委員会条例の一部改正について……………

才一八 議案才一一〇号 四日市市立公民館条例の一部改正について……………

才一九 議案才一一一号 四日市市自転車競技条例の一部改正について……………

才二〇 議案才一二二号 四日市市営住宅管理条例の一部改正について……………

才二一 議案才一二三号 市有地の処分について……………

才二二 議案才一二四号 市有地の交換について……………

才二三 議案才一二五号 町の区域の設定について……………

才二四 議案才一二六号 町の区域の変更について……………

才二五 議案才一二七号 予算外義務負担契約について……………

才二六 議案才一二八号 予算外義務負担契約について……………

才二七	議案才一九九号	予算外義務負担契約について……………	議案説明
才二八	議案才一二〇号	予算外義務負担契約について……………	〃
才二九	議案才一四〇号	予算外義務負担契約について……………	〃
才三〇	議案才一二一号	市道路線認定について……………	〃
才三一	議案才一二二号	市道路線認定について……………	〃
才三二	議案才一二三号	市道路線認定について……………	〃
才三三	議案才一二四号	市道路線認定について……………	〃
才三四	議案才一二五号	市道路線認定について……………	〃
才三五	議案才一二六号	市道路線認定について……………	〃
才三六	議案才一二七号	市道路線認定について……………	〃
才三七	議案才一二八号	市道路線認定について……………	〃
才三八	議案才一二九号	市道路線認定について……………	〃
才三九	議案才一三〇号	市道路線認定について……………	〃
才四〇	議案才一三一号	市道路線認定について……………	〃
才四一	議案才一三二号	市道路線認定について……………	〃
才四二	議案才一三三号	市道路線認定について……………	〃
才四三	議案才一三四号	市道路線認定について……………	〃
才四四	議案才一三五号	市道路線認定について……………	〃

才四五	議案才一三六号	市道路線認定について……………	〃
才四六	議案才一三七号	購入契約の締結について……………	〃
才四七	議案才一三八号	購入契約の締結について……………	〃
才四八	議案才一三九号	購入契約の締結について……………	〃

○本日の会議に付した事件

才一	会期の決定について
才二	議案才九四号 昭和三十七年度四日市市歳入歳出才四回追加更正予算
才三	議案才九五号 起債の更正について
才四	議案才九六号 昭和三十七年度四日市市特別会計市立四日市病院費歳出才二回追加更正予算
才五	議案才九七号 昭和三十七年度四日市市特別会計競輪事業費歳入歳出才一回追加予算
才六	議案才九八号 昭和三十七年度四日市市特別会計と畜場食肉市場費歳入歳出才一回追加予算
才七	議案才九九号 昭和三十七年度四日市市特別会計公共下水道費歳入歳出才二回追加更正予算
才八	議案才一〇〇号 昭和三十七年度四日市市水道事業会計才二回追加更正予算
才九	議案才一〇一号 起債について
才一〇	議案才一〇二号 北山町簡易水道建設事業について
才一一	議案才一〇三号 昭和三十六年度四日市市水道事業会計決算並びに利益剰余金処分認定について
才一二	議案才一〇四号 四日市市役所出張所設置条例の一部改正について

- 才一三 議案才一〇五号 四日市市職員定数条例の一部改正について
- 才一四 議案才一〇六号 四日市市職員給与条例の一部改正について
- 才一五 議案才一〇七号 四日市市職員保養所設置条例の制定について
- 才一六 議案才一〇八号 四日市市消防本部に関する条例の一部改正について
- 才一七 議案才一〇九号 四日市市消防委員会条例の一部改正について
- 才一八 議案才一一〇号 四日市市立公民館条例の一部改正について
- 才一九 議案才一一一号 四日市市自転車競技条例の一部改正について
- 才二〇 議案才一二二号 四日市市営住宅管理条例の一部改正について
- 才二一 議案才一二三号 市有地の処分について
- 才二二 議案才一二四号 市有地の交換について
- 才二三 議案才一二五号 町の区域の設定について
- 才二四 議案才一二六号 町の区域の変更について
- 才二五 議案才一二七号 予算外義務負担契約について
- 才二六 議案才一二八号 予算外義務負担契約について
- 才二七 議案才一二九号 予算外義務負担契約について
- 才二八 議案才一二〇号 予算外義務負担契約について
- 才二九 議案才一二〇号 予算外義務負担契約について
- 才三〇 議案才一二一号 市道路線認定について

- 才三一 議案才一二二号 市道路線認定について
- 才三二 議案才一二三号 市道路線認定について
- 才三三 議案才一二四号 市道路線認定について
- 才三四 議案才一二五号 市道路線認定について
- 才三五 議案才一二六号 市道路線認定について
- 才三六 議案才一二七号 市道路線認定について
- 才三七 議案才一二八号 市道路線認定について
- 才三八 議案才一二九号 市道路線認定について
- 才三九 議案才一三〇号 市道路線認定について
- 才四〇 議案才一三一号 市道路線認定について
- 才四一 議案才一三二号 市道路線認定について
- 才四二 議案才一三三号 市道路線認定について
- 才四三 議案才一三四号 市道路線認定について
- 才四四 議案才一三五号 市道路線認定について
- 才四五 議案才一三六号 市道路線認定について
- 才四六 議案才一三七号 購入契約の締結について
- 才四七 議案才一三八号 購入契約の締結について
- 才四八 議案才一三九号 購入契約の締結について

○議長(山本三郎君) ただいまより昭和三十七年九月四日市市議会定例会を開会いたします。
 本日の出席議員は、三十五名であります。

○議長(山本三郎君) 本定例会の会議録署名者は、服部議員と笠田議員にお願いすることにいたします。

○議長(山本三郎君) 要求いたしておきました議事説明者の氏名は、お手元に配布いたしました要求書写のとおり
 であります。
 なお、教育委員会委員長と開発局の阿南企画室長は、公務のため本日欠席しておりますから御了承願います。

昭和三十七年九月十五日

四日市市議会議長

四日市市長
 四日市市教育委員会委員長

議事説明者要求書

九月二十日開会の定例市議会において議案その他議事に関し説明のため出席せしめられたく要求します。

記

市長	平田佐矩	収入役	川崎祐男
助役	二宮力	税務部長	松野蕙亮

産業部長	園浦和巳	清掃課長	山北彰
民生部長	市川善雄	社会福祉	小林義喜
才一建設部長	城井義夫	土木課長	杉本義広
才二建設部長	加藤藤雄	都市計画課長	長谷川正逸
開発局次長	鬼頭鉄郎	下水道課長	渡部一臣
人事課長	天野正春	港湾課長	上杉勇清
会計課長	毛利重春	監理課長	小林清彦
総務課長	西川敏一郎	企画室長	阿南輝彦
財務課長	伊藤涼一	開発室長	佐々木晃精
税務課長	平井清三	消防課長	竹内鉄雄
徴収課長	荒木三郎	総務課長	黒田八二郎
商工課長	三輪喜代司	水道局長	岩野見齋
農林課長	芝田敬太郎	技術課長	山本文雄
耕地課長	天野助春	総務課長	滝山文之助
事業課長	森市郎	拡張課長	美濃部博美
厚生課長	大平源彌		
衛生課長	土井久之		
市立病院院長	川口久之		

教育委員長 杉 浦 酉太郎 学校教育課長 伊 藤 正 男
教 育 長 山 本 軍 一 社会教育課長 園 保 義 一
総務課長 村 山 了

○議長（山本三郎君） 本日の議事につきましては、議事日程第一号により取り進めたいと思っておりますから、よろしく
お願いいたします。

これより会議を開きます。

○議長（山本三郎君） 日程第一、会期の決定についてを議題といたします。

おはかりいたします。今期定例会の会期は、本日から十月二日までの十三日間といたしたいと思います。これに御
異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本三郎君） 御異議なしと認めます。よって会期は十三日間と決定いたしました。

○議長（山本三郎君） 次に、日程第二、議案第九十四号昭和三十七年度四日市市歳入歳出第四回追加更正予算及び
日程第三、議案第九十五号起債の更正についての両案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） ただいま御上程の各議案について、御説明を申し上げます。

議案第九十四号は、本年度一般会計第四回追加更正予算案でありまして、その主な内容は、国鉄関西本線日永駅新
設費、四日市税務署移転に伴う土地買収費、小学校及び幼稚園校舍改築工事費、水沢保育園建設費、屎尿海洋投棄施
設建設工事費並びに台風による災害復旧費等でありまして、追加額は二億一千九十五万三千六百四十円となり、現計
予算総額は三十二億六千二百二十五万六千四百四十円となりますのであります。

以下、歳出から各科目ごとにその概要を申し上げます。

市役所費におきましては、市庁舎の整備拡張を目的とした税務署移転のための土地購入費及びその敷地造成費とし
て三千三百余万円を計上したほか、市役所庁舎及び出張所等の災害復旧工事費並びに市長会負担金等の追加をお願い
するものであります。

消防費の追加は、交通事故等に対処するための救急車購入費がその主なものでありまして、この救急車は消防署北
出張所に配車する予定であります。御承知のとおり交通事故は市民各位の絶大な御協力により、これが防止に努力を
続けておるのでありますが、現在の車両増加状況からみて、交通事故の絶滅をはかることはまことに困難な問題であ
ります。不幸にして交通事故の発生いたしましたときは、一刻も早く救護措置を講ずることが必要でありますので、
救急車をさらに一台購入してその万全をはかりたいと存じます。なお、これが財源は、起債増額分をもって充当する
ものであります。

土木費の追加は、台風による災害復旧費並びに電々公社及び県企業庁委託にかかる道路の路面復旧工事のほか、主
として市内道路の整備補修を行ないたく、その所要経費を計上いたしました。

また、林道新設改良工事費は、今回大鑑林道及び朝明林道の新設工事費に対する補助金が増額決定せられましたの

で、その追加を計上したのであります。

都市計画費の追加は、今後北部地域の開発と発展に備えるため、早期にこの地域の区画整理を行なう必要がありま
すので、米洗川と十四川との間約六十三万坪の地域について土地区画整理事業を施行いたしたく、これに必要な原形
測量委託料三百四十六万五千円を計上いたしました。

本件は急速な発展を上げつつある本市の現状にかんがみ、一刻も早く区画整理計画を明示する必要があると考え、
ここにお願いたしましたのであります。

公園費におきましては、現在もっとも重要なものに都市緑化の問題があり、これにつきましては、現在具體的な実
施計画を検討中でありますので、この経費はこんご追加予算でお願いするつもりであります。今秋は当市で全国港
湾協会の総会も開催されますので、都市緑化の意味も含めて市民ホール前の整備と、その周辺道路の緑地整備を行な
いたく所要経費を計上いたしました。

港湾費におきましては、今回、東京港晴海埠頭において開催される全国港湾博覧会に出品するための四日市港模型
作成費、及びさきに全国協議会におはかりいたしました昭和三十六年度単独事業四日市港維持補修費負担金の追加
をお願いしたものであります。

教育費の追加更正は、国庫補助決定に伴う備品費、給食費、要保護児童に対する各種措置費等の更正のほか、昭和
三十五年日永地区における生徒数の増加により、同地区において小学校の校地拡張を行なったのであります。そ
の際市において土地購入費坪当たり二千五百円及び埋立費の負担を行なう旨の約束をいたしましたので、今回、土地
代金三百坪分七十五万円と、埋立費二十四万円、計九十九万円を負担いたしたく追加計上いたしました。

校舎建設費につきましては、小学校建設費において今回新しく河原田小学校及び八郷小学校の校舎改築につき、一
部が国庫補助の対象になりましたので、これに対する工事費を計上いたしました。

また、中学校建設費におきましては、水沢中学校の敷地三町六反を国からの買い受け価格をもって市に譲渡するこ
とについて地主の御了承をえましたので、その買収費七千二百円を計上いたしました。

幼稚園建設費におきましては、今回、内部幼稚園の建設が国庫補助対象として認められましたので、これに対する
工事費を計上いたしました。

なお、校舎等の台風による災害復旧費として、三百五十万円を追加するものであります。

その他、教育費におきましては、主として補助決定に伴う事業費と体育振興費、公民館費等の追加をお願いしてお
ります。

社会及び労働施設費の追加は、保育所費におきましてすでに本年度当初予算において水沢保育園の設置をお認め願
いましたので、小学校の一部を借り受けて開園しておりましたが、今回園舎等の建設について国及び県の補助金も決
定いたしましたので、園舎の建築を行ないたく、これに要する工事費七十万円と備品費、施設費等十三万余を計上
いたしました。なお、その他に保育園等の災害による建物修繕料も追加計上いたしましたのであります。

市民ホール費におきましては、一層その利用度を高めるため、以前から強く要望されておりました映写機を購入す
ることとし、購入費二百四十三万八千円を計上するとともに、内部施設の修繕費を計上いたしました。

青少年対策費におきましては、今回関係諸団体の協力をえて、家庭を明るくする運動を行なうことになりましたの
で、これに要する経費を計上いたしました。本運動は、青少年補導についてもっとも根本的な対策として意義をもつ
ものであり、その効果を期待いたしたいと存じます。

その他、この款におきましては、社会福祉関係諸施設の災害による建物修繕料をお願いしております。

保健衛生費は、伝染病予防費において日本脳炎並びにコレラ等予防のための経費等を計上し、清掃事業費におきましては、塵芥処理費において埋め立て処理に要するブルトーザーの借上料、及び埋立用材料等を計上いたしました。

屎尿処理費につきましては、海洋投棄施設費四百七十万円の追加をお願いしております。屎尿の終末処理は、そのほとんどを海洋投棄に依存しており、現在使用しております船積場は、末広町地内大井の川左岸倉庫地帯の岸壁を借用しておりますが、この岸壁の借用期限は本年三月すでに経過しておりますので、関係者より早急に借用地の返還を求められていたものであります。さいわい大井の川右岸県有地に適地がございますので、昨年からの鋭意交渉を重ねていたのであります。施設の性質上、種々困難もあり、交渉は難航を続けておりましたが、このほど県当局の御理解と御好意により約二百坪の土地の借用について内諾をえましたので、ようやく投棄施設設置の見通しがついてまいりました。施設の最終計画は、屎尿給を接岸せしめ、二百二十五キロリットル貯溜槽二槽を設置し、ポンプ二台により船槽へ圧送するのであります。本件は早急に、しかも短期間に設置することを迫られておりますので、とりあえず投棄に必要な設備を行なうための工事費を計上いたしました。なお、この施設は引き続き完成をはかりたいと存じます。

都市下水路員につきましては、市内ポンプ場における各種排水機の修繕料及び直営工事臨時備人料等の追加、並びに排水施設の災害復旧費等を計上いたしました。

産業経済費のうち、農業振興費は新農村建設事業中才四及び才五地域の事業認可があり補助金が決定せられましたので、その事業費を計上いたしました。

農業構造改善事業費は、今回固におきまして、最近の経済の高度成長に伴う農村と都市との所得格差の解消をはかるため、農業構造の基礎である土地の整備を主体として農業構造改善事業を実施することになりました。つきましては、本年三月、本事業計画地域としての指定を受け、本年度から三カ年の予定をもってこれを実施することになったのでございます。本市は茶及び酪農を基幹科目として事業を推進するものでありまして、茶については水沢及び小山田地区、酪農については水沢及び県地区において実施する予定であります。いずれもこの事業には四四%の農道その他土地改良事業を行なうことが義務づけられております。

今回の追加予算におきましては、これらの事業認可を受けるに必要なる事務費及び測量設計委託料等を計上したものでありまして、事業認可の後には、それぞれの計画に従って実施するものであります。なお、本事業に対しては五割の国庫補助が交付される予定であります。

耕地事業費は六呂見及び西阿合川地域における工場進出に伴う残存耕地の用排水路改良工事費並びに三重用水期成同盟会負担金、台風による市単独耕地災害復旧費等の追加をお願いするものであります。

商工業奨励費におきましては、アメリカ向け輸出陶磁器の関税引き上げに対する対策費の補助金、並びに雇用対策の一環として今回、雇用促進事業団が高花平に建設する県外よりの移転就職者収容のための賃貸宿舍建設用地を四日市開発公社より買取するにつき、同公社に対して補助金を交付いたしました。その額は事業団の買い上げ価格と、公社の売り渡し価格との間に坪当たり千円の差がありますので、その差額九百十坪分九十一万円を計上いたしました。なお、その他諏訪前通りほか二カ所に対する街路灯施設補助金等も追加計上いたしました。

選挙費の追加は、さる七月一日執行の参議院議員選挙の国庫負担金の増額に伴う事務費の追加等でございます。諸支出金の追加は、過年度支出におきましては、主として児童福祉法による措置費の超過交付分の返還金を計上したものであり、諸費におきましては、日本水駅新設に伴う関係経費を計上したほか、日本横断運河計画協議会分担金、並びに今回本市が実施の指定を受けました住居表示整備実施について必要な経費等を計上いたしました。

また、繰入金においては、特別会計公共下水道費に対する繰出金の追加をお願いします。

次に、繰入につきましては、繰出各科目に関連した国及び県補助金等のほか、前年度繰越金、市税増収分等をもって収支の均衡をかけたものであります。

議案第九十五号は、消防施設資金の起債増額の別案であります。

どうかよろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山本三郎君） 提案理由の説明、お聞き及びのとおりであります。

議事日程に従いまして、本件に対する審議は留保いたします。

○議長（山本三郎君） 次に、日程第四、議案第九十六号昭和三十七年度四日市市特別会計市立四日市病院費歳出才二回追加更正予算ないし日程第七、議案第九十九号昭和三十七年度四日市市特別会計公共下水道費歳入歳出才二回追加予算の四議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） ただいま御上程の各議案について、御説明申し上げます。

議案第九十六号は、特別会計市立四日市病院費歳出才二回追加更正予算であります。

市立四日市病院費につきましては、当初予算におきまして病院の隣地に二百二十坪の敷地を取得し、住宅公園により六戸の医師住宅を建設する計画により御決議をいただいたのでありますが、その後用地買収について交渉を進めましたところ、地価の値上りにより予定価格の坪当たり一万五千元をもって購入することは困難になりましたので、や

むをえず当初の計画を変更し、病院敷地内に鉄筋コンクリート造り二階建四戸延べ六十六坪の医師住宅を建設することに計画を変更いたしたく、予算の更正をお願いしたものであります。

予算といたしましては、当初予算に計上いたしました額は、土地購入費及び整地費、建築費一部負担金、償還金等合計八百二十四万七千七百十円でありますが、今回の計画変更による工事費は七百二十一万五千元でありますから、差し引き百三万二千百十円の残額が生じますので、その残額は予備費に組みかえたいと存じます。

議案第九十七号は、特別会計競輪事業費歳入歳出才一回追加予算であります。

市営競輪における最近の車券売り上げ実績は、当初の予定をはるかに上回り、この売り上げ増加に伴って払戻金、自転車振興会交付金、競輪場借上料等に不足を生じてまいりましたので、これらの経費の追加をお願いしようとするものであります。

なお、歳入は車券売上金、前年度繰越金等をもって充當いたしたいと存じます。

議案第九十八号は、特別会計と畜場食肉市場費歳入歳出才一回追加予算であります。

最近におけると畜場及び食肉市場の利用数は、三月以来六月まで行なわれた畜産振興事業団の買い付け及び全国販売業協同組合連合会の共同出荷促進等により非常に増加してまいりました。豚におきましては、当初予算に予定いたしましたと殺頭数は、八月をもってほぼ達成した状態であります。従いまして、これら業務量の増大により職員数も不足を生じておりますので、今回の追加予算におきまして一名の増員をお願いするとともに、これに伴う諸経費と畜数の増加により不足を生じてまいりました豚溜増設工事並びに出荷奨励費等の追加をお願いしようとするものであります。

歳入におきましては、使用料の増収分と前年度繰越金をもって充當いたしたいと存じます。

議案第九十九号は、特別会計公共下水道費歳入歳出第二回追加予算でありまして、その主なものは、今回建設省におきまして名四国道の開通時期が早められましたことにより、納屋地内における名四国道車道部分の下水管理設工事を早急に実施するよう要請を受けましたので、これに要する工事費、諏訪及び新田その他の施工地区における下水管理設に伴う地下障害物工事費、舗装復旧工事費、電電公社地下ケーブル移設工事費並びに高花平住宅団地における下水処理場の追加工事費等をお願いしたものであります。

なお、財源といたしましては、補助金、一般会計よりの繰入金をもって充当するものであります。どうかよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（山本三郎君） 議事日程に従いまして、本件に対する審議は留保いたします。

○議長（山本三郎君） 次に、日程第八、議案第九号昭和三十七年度四日市市水道事業会計第二回追加更正予算ないし日程第十、議案第十号北山町簡易水道建設事業についての三議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） ただいま御上程の各議案について、御説明申し上げます。

議案第九号は、水道事業会計第二回追加更正予算でありまして、収益的収入及び支出二百五十二万八千五百円と、資本的収入及び支出において一千三百五万円の追加をお願いするものであります。

この主な内容を申し上げますと、収益的収入の追加は、営業的収益のうち受託工事収益すなわち三重火力社宅給水工事等の委託を受けた工事収益の増収二百五十二万八千五百円であります。

収益的支出の追加は、営業費用で市内代用管布設替工事費二百四万四千円、三重火力社宅給水工事費等二百五十二万八千五百円その他十六万一千六百二十円合計四百七十三万四千二百二十円を追加計上し、収入不足額の二百二十万五千六百二十円は予備費を減額充当いたしましたのであります。

資本的収入は、北山町簡易水道建設に伴う企業債四百八十万円、地元負担金二百二十三万三千円、国庫補助金二百二十七千円と、日永駅配水管移転に伴う国鉄の負担金十三万二千円を追加し、資本的支出に対して不足する三百七十五万八千円は、前年度の繰越損益助定留保資金より補てんしたのであります。

資本的支出は、水源地の改良工事費百五十万円、配水管の布設工事費二百三十九万九千円と、北山町簡易水道建設費九百十六万円、合計一千三百五万円の追加であります。

議案第十号は、起債について市内北山町簡易水道の建設事業に要する資金九百十六万円のうち、四百八十万円を本年度において起債をお願いするものであります。

次に、議案第十一号北山町簡易水道建設事業は、市内北山町及び西大鐘町に簡易水道を建設して、同地区の文化生活の向上を期するものでありまして、三十七年度において水源施設並びに配給水施設を建設し、これに要する資金九百十六万円は国庫補助金二百二十二万七千円、起債四百八十万円、地元負担金二百二十三万三千円で充当する予定であります。

○議長（山本三郎君） 本件に対する審議は、留保いたします。

○議長（山本三郎君） 次に日程第十一、議案第十号昭和三十六年度四日市市水道事業会計決算並びに利益剰余金処分認定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） 議案第十号は、昭和三十六年度水道事業会計決算並びに利益剰余金処分認定について御説明申し上げます。

まず、決算報告書につきましては、収益的収入が二億四千八百三十九万八千二百二十二円で、そのうち営業収益が二億四千二百二十二万七千九百五十一円、営業外収益が三百七十五万五千五百五十三円、簡易水道収益が三百四十一万五千八百八十四円であります。この主な内容は、事業収益の大宗たる水道料金において昨年比一七・八%、受託工事収益において五一・七・六%の増加でありまして、事業は順調な進展をしております。

次に収益的支出は、二億二千六百八十七万八千九百六十四円で、その内訳は、営業費用一億九千七百五十四万五千六百五十二円、営業外費用一千六百四十四万二千八百六十九円、簡易水道費用三百二十九万四千四百三十三円であります。

その主な内容は事業費用の大半を占める営業費用において極力諸経費を節減し支出を抑制することに努めましたが施設の維持管理の強化、大規模な給水工事の委託及び事業発展に伴う減価償却費等の増加によりまして、昨年比し七四・六%、起債額の増加に伴う利子その他において一一・八%の増加となりました。従って収入の方が支出より三千百五十一万九千二百五十八円上回ることとなりました。なお、収入支出とも予算額に対してそれぞれ減収及び不用額を生じておりますが、その主な原因は潤発公社より受託いたしました高花平住宅団地給水工事が土地造成の工程に伴い一部翌年度施工といたしましたことによるものであります。

次に資本的収入は、一億五千九百八十八万六千九百九十四円であります。本年度は才二期拡張事業才二年度で本格的実施の段階に入り、計画を強力に推進するため企業債等の財源確保に努めました結果、昨年度に比し一五・一%の増加となりました。

資本的支出は、一億八千六百六十八万八千七百七十七円で、地方公営企業法才二十六条の規定による繰越額一千八百四十七万七千円を加えますと、二億五百七十七万八千八百八十七円であります。

その主な内容について申し上げますと、才二期拡張事業として三滝水源地の才一次完成及び内部水源地の一部がほとんどできあがり、水源及び配給水施設等の新設改良としてみゆきヶ丘住宅団地等の配給水管新設、すなわち建設改

良費で一億六千九百九万六千三百二十五円、償還金で一億二千六百八十二万八千九百六十二円であります。昨年度に比し六五・三%の増加となりました。従って、収支の差額は収入において繰越事業財源として九百十万四千三百六十五円を留保いたしますので、三千五百八十二万四千五百五十八円となり、収入額に対して支出額が超過することとなりますので、当年度利益剰余金処分額及び前年度繰越損益勘定留保資金すなわち自己財源で補てんいたしました。

繰越事業費一千八百四十七万七千円につきましては、留保いたしました九百十万四千三百六十五円と、前年度繰越損益勘定留保資金九百三十七万二千六百三十五円で補てんいたしたいと存じます。

なお、収入支出とも予算額に対しそれぞれ減収及び不用額を生じておりますが、その主な原因は才二期拡張事業計画のうち土地購入費が年度内支出を要しなかったこと、及び近鉄みゆきヶ丘団地給水工事が土地造成の工程に伴いまして翌年度分施工となったことによるものであります。

損益計算書につきましては、収入額二億四千八百三十九万八千二百二十二円、支出額二億千六百八十七万八千九百六十四円でありまして、差し引き三千百五十一万九千二百五十八円の純利益となりました。

剰余金計算書につきましては、各剰余金の年間における増減を表示いたしまして、当年度未処分並びに次年度繰越額を算出いたしました。

剰余金処分計算書は、前述の計算書により算出されました当年度未処分利益剰余金三千百八十万三千五百六十円のうち、地方公営企業法才三十二条才一項の規定により千二百四十六万六千三百六十六円を減額積立金とし、同法才三十二条才二項の規定により千四百万円を建設改良積立金として処分いたしました。計上したものであります。

なお、翌年度繰越額五百三十三万七千九百九十四円は、主として過年度損益修正措置のためのものであります。貸借対照表につきましては、資産総額九億七千七百七十六万五千七百七十二円、負債総額九千七十八万九千六百八十三

円、資本総額八億八千九百七十九円となりました。

以上が昭和三十六年度決算の概要であります。どうかよろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（山本三郎君） 本件に対する審議は留保いたします。
暫時、休憩いたします。

午後二時四十九分休憩

午後三時七分再開

○議長（山本三郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に日程才十二、議案才百四号四日市市役所出張所設置条例の一部改正について、ないし日程才二十、議案才百十号四日市市営住宅管理条例の一部改正についての九議案を一括議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） ただいま御上程の九議案について、御説明を申し上げます。

議案才百四号、四日市市役所出張所設置条例の一部改正案は、先般の市議会において本市内に新たに土地を生じたことの確認をいただきました午起理立地に、大協町二丁目及び三郎町を新設する旨、地方自治法施行令才百七十九条の規定により、県知事の告示がなされましたので、これに基づき大協町二丁目及び三郎町を橋北出張所の所管区域とし、また近畿日本鉄道株式会社により造成されたみゆきヶ丘一丁目を海蔵出張所の所管区域とするよう条例の一部改正を行なうものであります。

次に議案才百五号、四日市市職員定数条例の一部改正について御説明申し上げます。

職員の増員については、職員配置の適正化に心がけ、極力、増員をさけておるのでございますが、最近簡易水道が急激に増加してまいりましたので、これが管理に必要な職員の配置はまことにやむをえないものと存じますので、定数を増やしてまいりましたのであります。

議案才百六号は、職員のうち管理監督の地位にある職員に対し、職務の特性に基づき管理監督の地位にある職員に對する時間外勤務手当規制要綱を定めて、手当を支給してまいりましたのでございますが、このたび国及び他の地方公共団体にない管理職手当としてこれを支給し、職場における管理者としての立場を明確にし、よりの確な事務処理態勢を整えたく、本市職員給与条例の改正を行なうものであります。

次に議案才百七号は、職員の福利厚生施設として、昨年度より建設を進めてまいりました保養所がほどなく完成いたしますので、これが設置に関する条例を制定しようとするものであります。

議案才百八号、四日市市消防本部に関する条例の一部改正案は、消防庁の公示により消防吏員の階級に関する準則が改正されましたので、これに基づき所要の改正を行ない、四日市市消防団条例とともに条例の施行に関する委任規定を新たに定めようとするものであります。

議案才百九号、四日市市消防委員会条例の一部改正は、消防委員会委員を市長が委嘱する範囲の規定を実状に即するよう改正しようとするものであります。

次に議案才百十号は、本市の社会的発展に即応し、实际的に貢献する公民館活動を行なうべく、勤労青年を中心とした青少年指導施設として常磐公民館に設置する青年の家が完成いたしましたので、公民館条例に所要の改正を行なうものであります。

議案才百十一号、四日市市自転車競技条例の一部改正は、このたび自転車競技法が改正され、従来、自転車競技の実施は自転車振興会に委任することになっていたので、来る十月一日からは自転車競技会に委託して実施するよう定められたので、これに基づき条例の改正を行なうものであります。

議案才百十二号、四日市市営住宅管理条例の一部改正につきましては、このたび建設省におきまして公営住宅の入居資格としての収入基準及び超過基準の改定等が行なわれましたので、これに伴う条例の条文一部を改正いたしたく提案したものであります。改正の要旨を申し上げますと、条例才二条収入については、入居者及び入居親族の収入合計から扶養親族一人につき千円を控除しておりますが、今回の改定により控除対象配偶者または規定された扶養親族一人につき二千円を控除した額となりました。

次に、条例才四条公募の例外につきましては、新らしく防災建築街区造成法の規定に基づく同造成事業の執行に伴う住宅の除却並びに土地収用法の規定による事業の規定を受けた事業または特別措置法に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却という事項が追加され、これらの該入居について公募の例外の対象に含まれることになったのであります。また、すでに入居している入居者が才一種から才二種へ、才二種から才一種へと住みかえ希望をするもの等について、それぞれ現行の収入基準額が引き上げられたのであります。

次に、条例才五条入居資格につきましても、収入基準が才一種、才二種公営住宅ともに生活水準の向上に伴い現行基準がそぐわれない状態となり、その他諸種の観点より検討された結果、引き上げられましたのであります。同じく才二十四条及び才二十六条の改正につきましても、前述同様の観点から超過基準額が引き上げられたので改正しようとするものであります。

なにとぞよろしくお審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山本三郎君） 本件に対する審議は留保いたします。

○議長（山本三郎君） 次に日程才二十一、議案才百十三号市有地の処分について、ないし日程才二十四、議案才百十六号町の区域の変更についての四議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） たいま御上程の各議案について、御説明申し上げます。

議案才百十三号は四日市市水沢町二百五十二番の四十ほか十一筆三町四反二畝二歩、山田町五千百十四番の十六、一反二畝二十四歩及び赤水町一千三百十番五畝八歩の市有地を処分しようとするものであります。これらの土地を処分するに至りました経過の概要について御説明申し上げますと、水沢町の二百五十二番の四十ほか十一筆の土地は昭和十九年、旧水沢村が食糧増産のため村有地を開こんの用に提供して以来、現在まで小作地として耕作が行なわれているものであります。合併にさいしても現耕作者に売り渡されたい旨の引き継ぎを受けているものであります。

山田町五千百十四番の十六は、昭和二十年旧小山田村が同じく食糧増産のため、村有林約一町五反歩を開こんに供し、昭和二十八年そのほとんどは耕作者に売り渡したのであります。この土地は分筆手續等の錯誤のため村有地として未処理のまま残ったもので、旧小山田村の合併により本市に引き継がれたものであります。

赤水町一千三百十番の畑は、昭和二十二年海外から引揚げた開拓者の開こん地を確保するため、国が私有林の買取を行ない、開こん者に売り渡しを行なったのであります。この土地もまた分筆等手續きの錯誤により耕作者に売り渡しが行なわれず、残地となったため旧泉村へ払い下げられたもので、合併により本市へ引き継がれたものであります。

す。

以上が市へ引き継ぎを受けるまでの経過の概要であります。これらの農地に対しましては、昭和三十六年十一月二十二日、市農業委員会から農地法第二十一条により小作地として小作料の決定を受けたのであります。農地法によりますと、小作地には所有制限が付されており、これらの土地が小作料の決定を受けたときはすみやかに処分することが規定せられておりますので、法の規定に従い、今回、国への買い上げにより処分いたしたく、ここに御提案申し上げた次第であります。

なお、国の買収価格は農地法の規定により小作料の十一倍と定められており、総額は二十八万三千三百円でありまして、今回の追加予算に歳入として計上いたしました。

議案第百十四号は、一般会計予算案におきまして御審議をお願いしております水沢保育園の新築に伴う敷地取得のため、市有地の交換を行なおうとするものでありまして、保育園敷地は水沢小学校に隣接する水沢本町二千四百番地辻信義氏ほか五名の所有せられる同町字東沖二千三百番田四反八歩のうち二反六畝十五歩の土地がもっとも適当であり、また地元の強い要請もあり、同氏に譲渡方お願いしましたところ、市有地との交換により譲渡することについて御承諾をえましたので、水沢町字西野二百五十二番の一、山林十六町一反四畝二十五歩のうち一町四反三畝十三歩の市有山林と交換いたしたくここに御提案申し上げた次第であります。

なお、交換を行なうについての評価は、固定資産税の評価等も参考として、立木及び茶園等を含めた時価見積額により行ない、双方等価として交換を行なうものでありまして、水沢市有林管理会にもおはかりして承諾をえたものであります。

議案第百十五号、町の区域の設定案は、地方自治法施行令第百七十九条の規定により大協町二丁目が新設されましたので、従来の大協町と付近の土地で大協町と同一町内とすることが望ましいものを含め大協町一丁目とし、また、近畿日本鉄道株式会社によって造成された住宅団地が、三重地区と海蔵地区の両地区にまたがっておりますので、当該団地を新たに画して一つの町とし、みゆきヶ丘一丁目と呼称いたしたく提案したものであります。

次に、議案第百十六号町の区域の変更案は、午堤埋立地に新設された大協町二丁目及び三郎町に隣接した大字四日市及び大字浜一色地内の大協石油、大協和石油化学、中部電力の工場用地は新設された町の区域内に編入することが望ましいと存じますので提案申し上げます。

なにとぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本三郎君） 本件に対する審議は留保いたします。

○議長（山本三郎君） 次に日程第二十五、議案第百十七号予算外義務負担契約について、ないし日程第二十九、議案第百四十号予算外義務負担契約についての五議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） ただいま御上程の議案について、御説明申し上げます。

議案第百十七号の予算外義務負担契約案は、港中学校の校庭整地工事に要する経費を株式会社東海銀行から、三滝中学校の学校用地整地費を、川島、神前各農業協同組合から、橋北中学校の校舎建設資金を株式会社百五銀行から、また、南中学校の監理棟建設資金を三重県農業信用組合からそれぞれの学校建設委員会が借り入れて工事を行ない、竣工と同時に市に引き継ぐに対し、市がそれぞれの融資機関と損失補償の契約を行なうものであります。

次に、議案才百十八号の予算外義務負担契約案は、本市の発展に伴う住宅難緩和対策として、四日市市開発公社により造成された高花平住宅団地は、すでに三百余世帯の入居をみるに至り、小学児童も三十名に達しました。現在これら児童は約三キロの山道を四郷小学校に通学しているのですが、風雨時における通学は相当危険であり、また、団地の児童数も増加する見込みでございますので、このさい、同団地内に四郷小学校高花平分校を設置いたしたく、これが建設工事を高花平分校建設委員会に依頼いたしたいと存じます。

建設委員会は、建設資金を株式会社三重銀行から借り入れて工事を施工し、竣工と同時に市に移管することとし、市は融資機関と同資金に対する損失補償契約を締結いたしたいと存じ、本案を提出したものであります。

次に、議案才百十九号の予算外義務負担契約案について、御説明申し上げます。

本案は、県立四日市南工業高等学校の建設資金を学校建設委員会が銀行から融資を受けるため、市が損失補償をいたすための契約案でございますが、その内容を御説明いたしますと、本年度南工業高校は本館の才一期工事実習室、工作物の建築工事を行なうもので、これに要します経費は九千七百三十八万六千円で、財源は国庫補助一千四百五十四千円と、県、市四千六百六十六万六千円を同額負担するものとし、設備費は、一千九百八万二千円で、うち国庫補助七百四十四万一千円と、県、市切半額四百九十二万円と、一般設備費中百八十万円を本市負担により整備するものであります。建築費の県負担分は、本市で立てかえ願いたいとの強い懇請もあり、市といたしましてもいろいろ検討し、本校の建設費については敷地関係を除きいずれも県、市切半負担をするという建前であれば、この措置を講ずることとやむをえないものと考えているのでございますが、本年度は市の負担分と県への立替金は合計九千五万二千元にあいなるのでございますが、学校建築も急を要することでもあり、さいわい学校建設委員会がこの資金を七千万円については株式会社百五銀行から、二千五万二千元は株式会社三菱銀行から融資を受け、建設資金を立てかえたいと

の申し出もありませんので、このさい本市はこの申し出を受け、この資金融資についての損失補償を行ないたいと存じ、ここに本案を提案申し上げた次第でございます。

議案才百二十号の予算外義務負担契約は、南部清掃センターに設置する燃焼機布設工事を請負金額七千八百七十万円のうち三千九百万円を昭和三十七年度において支払い、残額を昭和三十八年度において支払うことを条件として大坂市北区網笠町、三和動熱工業株式会社と請負契約を締結しようとするものであります。

次に、議案才百四十号の予算外義務負担契約について御説明申し上げます。

本案につきましては、先般の市議会において陳情が採択されました暁学園の移転拡販に伴う助成の件を具体化しようとするものでございまして、その内容につきましては、市が提供いたしますところの土地一万八千余坪の買収費二千二百五十六万円と、学園側の校舎建築費の繰り上げ助成の申し出によりますところの資金三千万円を暁学園が株式会社東海銀行から借り受けることについての損失補償契約を行なおうとするものでございまして、土地代及び本年度分の建築費一千万円の助成については、その利子は市で負担するものでございますが、建築費の三十八、三十九年度分二千万円につきましてはの利子は学園が負担されることになっております。

どうぞよろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（山本三郎君） 本件に対する審議は留保いたします。

○議長（山本三郎君） 次に日程才三十、議案才百二十一号市道路線認定についてないし日程才四十五、議案才百三十六号市道路線認定についての十六議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） たいま御上程の市道路線認定に関する議案について、御説明を申し上げます。

現在、国道、県道以外の道路につきましては、すでに市道として認定されているもののほか、里道、農道等未認定の道路があり、市道として引き継ぎを受けるべき道路のうちにも認定の行なわれていないもの、あるいは認定の不明確なもの等もございます。最近の急激な市勢の進展時期に際しましては、種々の障害を生ずるおそれもありますので、調査を進めているのでありますが、今回、調査のできた関係路線について認定いたしたいと存じ、提案申し上げます次第であります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山本三郎君） 本件に対する審議は留保いたします。

○議長（山本三郎君） 次に日程才四十六、議案才百三十七号、購入契約の締結についてないし日程才四十八、議案才百三十九号購入契約の締結についての三議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） たいま御上程の議案才百三十七号、議案才百三十八号、議案才百三十九号について御説明を申し上げます。

議案才百三十七号の購入契約締結案は、市税収納事務の合理化をはかるため、消込器として使用するナショナル四十一号式分預統計帳二機を契約金額二百四十八万九千五百二十円で名古屋市東区東新町、日本ナショナル金銭登録機

株式会社名古屋營業所と購入契約の締結をしようとするものであります。

次に、議案才百三十八号の購入契約締結案は、内部水源地に設置する両吸い込み型渦巻送水ポンプ三台を指名競争入札に付しましたところ、前負金額五百五十八万円をもって荏原製作所の代理店である名古屋市中区大津町三愛物産株式会社に着札決定いたしましたので、購入契約の締結をしようとするものであります。

議案才百三十九号の購入契約締結案は、塩浜、富洲原、三重、河原田の各消防分団に配置する中型消防ポンプ自動車並びに付屬品一式を契約金額六百六十三万六千円で名古屋市南区豊田本町、日本機械工業株式会社名古屋營業所と購入契約の締結をしようとするものであります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上、九月定例議会に提出いたしました議案について御説明申し上げましたが、詳細につきましては、御質問に応じそのつど御答弁申し上げます。

曆の上では伏し申ししても残暑なおきびしき折から、かくもほう大な議案を長期間にわたり御審議いただきますことをまことに恐縮に存じますが、住みよい郷土の建設のためよろしく御審議の上、御決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本三郎君） 本件に対する審議は留保いたします。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、米たる二十四日午前十時に会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後三時四十一分散会

昭和三十七年九月二十四日

四日市市議会議定例會會議錄（第二号）

四日市市議會

昭和三十七年九月二十四日（月曜日）午前十時五分開議
四日市市議會議事速記録 第二号

○出席議員（四十六名）

大池	荒志	鈴木	錦平	谷伊	矢山	内野	馬	米
谷畑	木積	木野	口藤	田口	山呂	嶋	田	
喜佐	武政	政敏	安太	專太	繁太	信彌	幸温	好
正太郎	治一	郎吉	七九	郎九	郎九	生十	郎太	知
君	君	君	君	君	君	君	君	兼速記

議事日程 第二号
 昭和三十七年九月二十四日(月曜日) 午前十時開議

○市議会事務局(五名)

主事補	主事	主事	議事係長	事務局長
安藤	坂倉	小坂	川原	菊地
枝	紀			英
好	久	靖	裕	也

○欠席議員(三名)

日伊兵
 比藤田
 義宗彌
 平一平
 君君君

中山藤小
 島本谷林
 忠三祐喜
 勝郎一夫
 君君君

橋永柴山田辻生伊坂前笠服鈴加伊渡高早
 詰田田中村川藤上川田部木藤藤部橋川
 興已忠末定平泰長辰七昌愛定金権伊和
 隆側繁一松章藏一十郎男衛弘次男一
 君君君君君君君君君君君君君君君君

第一 一般質問

本日の会議に付した事件
第一 一般質問

○議長（山本三郎君） ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の出席議員は、三十名であります。

本日の議事につきましては、議事日程第二号により取り進めたいと思っておりますから、よろしくお願いいたします。

なお、議事説明者のうち厚生課長と社会福祉事務所長が病氣のため欠席いたしますから、御了承願います。

暫時、休憩いたします。

午前十時五分休憩

午前十時十分再開

○議長（山本三郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第一、一般質問を行ないます。質問は、登壇してお願いいたします。

伊藤太郎議員、どうぞ。

〔伊藤太郎君登壇〕

○伊藤太郎君 衛生関係と開発関係について、お尋ねを申し上げたいと存じます。

まず第一点、この間の全員協議会にも承わったのでございますが、全市の緑化を実施しようということがはかられました。なおまた、当局の御意向を新聞紙上なんかで詳細に拝聴いたしまして、非常に意を強くいたしております。

ございますが、その緑化を進めるということをどのように全市に及ぼされる御意向なのか、あるいはこの問題は、衛生関係ではないという見解もございしますが、私はあえてこの方面と関係づけてお尋ねを申し上げるのでございます。

なお、私はこの増上からたびたびと公害問題について市の理事者、皆様方に訴えてきたのでございますが、どのような対策を具体的に行なおうとしていらっしやるのか、かいつまんで要点をお示し願いたいと思っております。

次に開発関係でございますが、当初予算のときでしたか、私はかつて地盤沈下ということについて思いをいたし、これについての対策を講じるときにきたのではないかとゆうようなことを訴えたのでございますが、通産省におかれましては、この点を早く察知せられまして、工業用水法の改定をすでになされ、これが当地方にも実施の運びに至ったかのように新聞紙上で拝見いたしておりますのでございますが、これが実施を目障りに迎えますというところ、工場方面はもちろんでございしますが、県当局も市当局もござってこの法案の実施の阻止がなされておる。なおまた、当地区御選出の代議士の皆さんからもこの運動が強く展開されて、昨日の新聞を見ますというところ、この実施もどうやら延期になりそうな気配がございまして、ほとんど関係地区の市民の生活を反映をされたことは、新聞紙上で少しも拝見いたしておらぬのでございますが、この点に対する御見解はどのようなものであるかということをお伺い申し上げたいと存じます。

以上の、大きな問題として二点でございます。

〔助役（二宮力君）登壇〕

○助役（二宮力君） 緑化につきましてお答え申し上げます。

都市を緑化するということは非常な年月のかかる仕事でありますし、また植物を相手といたしますので植える時期を選ぶわけでございます。かつ都市の一部にのみ限定されるのでは効果がございませんので、広地域にわたります

て計画、実施をしなければならぬという地域的な問題もございますので、これには多数の人々の御協力をお願いしなければならぬ次第になります。なおまた植えたのちにおきましても維持管理が自治体におきましては容易でありませんで、それらに対するち密な工夫も必要であります。かような点を考えまして着々とこの秋から来年の春にかけスタートいたしましたして、非常なる忍耐力をもって全四日市市内を緑化したいと考えております。

まず土地の問題であります。長い月日がかかりますので、早急ということで、とりあえず三年木以上のような相当大きくなったものを街路に植えることから着手したいと思っております。かたわらその間におきまして苗圃を選定して苗圃に苗を仕立てましてこれを将来の植樹の用に供する。かつは広く市民にも頒布しまして、各戸に緑化の協力者になっていただくという、かような運動を巻き起すように工夫したいと思っております。地域的としましては、いまいました街路をまずスタートといたしますが、市有地の遊んでおる場所、公共の施設の可能な空地これらを率先植樹の対象とするつもりでありまして、そのほかに各戸がその屋敷内に植えてもらうことも考えたいと思っております。

来るべき緑の週間、すなわち「アーバー・デイ」には緑化のいろいろな催をこの付近に集中いたしましたして、苗木の頒布をするとか、あるいは植樹の運動をするとかいたしますが、従来の植樹祭は人の目に触れない山奥で植樹されておりまして、これは大衆を引きつけるにはなだ不適當と思っておりますので、私は都市の植樹祭と称して人の目に触れるところに植樹をする、こういうふうなこれに対する新しい方法で開始をしたいと念願しております。

苗圃につきましては、実は県に市有地がございますので、それを主眼といたしまして、その近郊の民有地を若干でも手に入れましたならば第一次の苗圃としてはさそく役に立つのではないかと、かように思っております。さらに第二次、第三次の苗圃は山辺の市有地などを工夫してみたいと考えております。

維持管理は、これは適当なる青年団体とかあるいは自治会とかそれらの団体の協力を求めまして、単に市費を増大するというでなくして、都市を愛し木を愛するという精神をもって維持管理に当たるといことを根幹としたい、かように思っております。

概略、以上であります。

〔民生部長（市川善雄君）登壇〕

○民生部長（市川善雄君） 公害問題につきましてどのような対策をもっているのか具体的に述べよ、こういう御質問でございます。この問題につきましては、先般、四日市市の公害防止対策委員会にも御報告申し上げましたとおりでございますが、現状といたしましては、二十六日に開かれる予定になっております県市一本の協議会――仮称四日市地区の大気汚染防止対策協議会であります――この協議会の席上におきましてさそく取り上げるべき問題は、地域指定のことであると考えております。この件につきましては、先々般の四日市市の公害対策委員会において結論をえていただき、市長の諮問に答えてもらいまして、四日市市は地域指定を受けるべきであるという結論をえておるのであります。この問題がまず第一であり、この問題をいかようにしてはやく指定をさせるがために対策を練るかというのが第一段階で取り上げるべき問題であると考えております。なお、二十六日に開かれますところのこの会議の模様によりまして、いろいろとこんごどういうぐあいな問題を具体的に取り上げて、どういうぐあいに対策を練っていくかということにつきましては、こんごの会議の状況とにらみ合せて四日市の実情について詳しく話をいたしまして、対策を練っていきたい、こう考えております。

以上でございます。

〔開発局次長（鬼頭鉄郎君）登壇〕

○開発局長(鬼頭鉄郎君) たいいま伊藤議員からいわれました地盤沈下対策につきましてでございますが、一応ごもっともなお話と承わります。そこで、たいいま問題になっておりますのは、四日市地区の深井戸の規制を強化するということが問題になっておるわけでございます。この点につきまして、この問題はこの約半月ごろからようやく四日市のわれわれ並びに工場にはっきりわかったのでございまして、この間はほとんどこの問題について知らなかったということでございます。

そこで、この問題を考えてみますときに、四日市の若い石油コンビナートは目下着々とその完成に進行しているような状態でございます。この深井戸の規制が強化されましたときには、この若い石油コンビナートの進行をとどめ、これ以上四日市の発展を妨げる、こういうような段階でございます。それで、もう一つは紡績関係でございますが、これも従来より良質な、低廉な水を使っています四日市市におきますままでの基本産業として紡績業が市の発展のため、あるいは国策に準じておったのでございますが、この規制によりまするとこの繊維関係におきましても非常な影響を受けまして、四日市の工業化という問題はこの規制によりまして多大の損害を受ける、こういう点でございます。しからば、この工業用水の規制はどういう点で規制されるかと申し上げますと、この深井戸から水を取ることによりまして四日市地区の地盤が沈下するという、こういう見解でこの四日市地区を規制地域に通産省では指定されておるのでございます。そこでいろいろ当局におきましても工場におきましても異論がございましたので、通産省の企業局長あるいは政務次官、事務次官あるいは大臣に対しましてこの急激なる強化につきましてしばらく待っていただきたいと、こういう陳情をいたしておるわけでございます。そこで、通産省のほうにおきましては、四日市は深井戸から水を余分に取るから地盤が沈下するであろうと、こういうわかれたのでございます。この現況を調べてみますと、愛知県あるいは三重県を通じまして地盤沈下をいたしておりますところは、深井戸を使用しておりますこ

ろ、あるいは使用していないところを比較してみましても、深井戸を使用しておるからかならずしも地盤沈下が起る、あるいは起らない現況でございます。この点につきましては、三十五年度から建設省におきまして地盤沈下を測定された結果をみましても、前述のことがいえると思えます。たとえてみますれば名古屋の工場地帯においては、地盤が上っておりということでございます。それから三重県へまいりまして、木曾川の先、長島の先ではこの化学工場が非常に下っておりますのでございます。それから、桑名、その次の城南にしまして非常に沈下がしています。ところが、四日市のいま問題になっております石油コンビナート、いわゆる北三滝川から南は鈴鹿川間と西は近鉄までの地盤沈下は、ひどいところでも先ほど申し上げました地区に比べまして、その何分の一かの地盤沈下しか示してありません。

そこで、通産省はどこでこういう地盤沈下が四日市で起りうるということを説明の材料にしたかと申し上げますと、通産省に関係せられます蔵田博士、この方は有名な地下水の博士でございますが、地下水の検査をいたしましたところ、四日市の各工場におきます地下水が非常に下ってくる、従って地下水の沈下は地盤沈下の原因である、こういう学説をもとに四日市が地盤沈下するであろう、こういうことをいっておられます。いっぽう四日市のお隣、神戸高校の赤嶺という教諭がおられますが、この方も日本的に有名な地質学者でございます。このころ博士になられたのでございます。この方の理論によりますと、伊勢湾一帯の沈下というものはこれは地殻の変動、あるいは海岸線に添っています上部粘土層の自然圧密による沈下である、従って地盤沈下の主たる原因は、そういう地殻の変動とかあるいは上部粘土層の自然圧密によるものであって、従は地下水のくみ上げということにもよるが、主たる原因はいま申し上げましたような地殻の変動とか粘土層の圧密と、こういう議論を書いておられます。日本の学者のうちでも四日市の地盤は自然的な圧密によるものであるという議論の方と、たいいま申し上げました通産省の御用を務めておみ

えになりまず蔵田博士の両論があるわけです。そこで、この二十一日、二十二日と四日市あるいは名古屋で蔵田博士並びに工業用水道課長がおみえになりまして、いろいろ県市あるいは工場側と議論をいたしました。けれども、けっきよく平行線、その結論が出ないわけでございます。そこで、蔵田博士もいわれますが、いま地盤沈下のために工業用水の規制されているであろうところは東京、川崎、横浜、名古屋、四日市、大阪、尼崎の各地方がこの今回の新しい法律の改定に決定する地区になるわけでございます。四日市を除きまして他のところは、いま、現在におきましても二〇メートルあるいは三〇メートルにも下りうるといふ地盤だそうでございます。蔵田博士にいたしましたも四日市の地盤沈下は、最大限一メートルあるいは六〇センチから七〇センチくらいであろう、こういうことでございます。そこで四日市は、もっと簡単に申し上げますと東京、大阪、尼崎に比べましてこれから三十年たっても、いま申し上げました市の沈下の何分の一に当る沈下しかないと、こういうことでございます。

こういうことで、通産省が四日市市をこのさい他の都市と同じようにワクに入れられるということは、非常に、先ほど申し上げましたような発達途上にあります若い都市に対しましては苦痛であるということ、その間われわれは工場などにおきましても自主規制をいたしましてそして進みますからしばらくこのワクをはずしていただきたい、こういう工場側の意向もございまして、市といたしましても、先ほど申し上げましたように地盤沈下があるといいたしましても、これは工業用水のくみ上げが主なものではないと、こういう結論であるわけでございます。ところで、ちょっと先ほど説明申し上げましたうちに名古屋と申し上げましたが、名古屋市はこの規制のワクから外れておるわけでございます。と申し上げるのは、これは政治的かどうか知りませんが、こういう問題が起った前に名古屋市といいたしましては、いろいろ地区の感情といたしましては規制をしていただきたいと、こういう意見をもっておるわけでございます。が、商工会議所あるいはそれを中心といたしました業界が、名古屋の地盤沈下といえども大阪、尼崎に比

べて非常に小さなものであり、かつ深井戸のくみ上げであるものとは考えられないと、こういう観点に立ちまして事前に反対したろうと思いますが、この点で今回の深井戸の規制強化から外されておるわけでございます。

ところで、当四日市といたしましても県庁といたしましても、深井戸の規制は国策でございまして、国土保存上非常にけっこうなことでございます。かならずこれをおやりください、ただわれわれがヤミ討ち式にポンとやられましては、四日市のように非常に地盤沈下の少ない、また科学的にも深井戸のくみ上げによるものか自然の地殻の構造によるものか、あるいは地震によるものかはっきりしないので、もう少し研究の期間を置いていただきたい、こういうことで先ほど申したように、県市あるいは工場側がしばらく御猶予を願う、こういう運動を起しておるわけでございます。そこで、県のことを申し上げますと、県はご存じのとおり工業用水を主体といたします企業庁というものと開発本部というものがございまして、そこで、企業庁におきましてはなんと申し上げますか、町屋川の上流におきまして約十八万トンの工業用水を早く取水いたしたい、この工業用水に対しましてはいわゆる四日市の使用しております水三十万トンのうち十八万トンを代替として町屋川で取りたいということでございます。この町屋川から取ります代替の十八万トンにつきましては、国が約二分の一の高率を補助すると、こういうことで、いっぽう県庁のいまの企業庁におきましては、そういう高率な工業用水なら一刻も早く入手いたしたいと、こういう考え方と、県の開発本部におきましては、ただいまの現四日市市の工場の実質的なことを考慮されまして、この間に県としましては多少は意見の相違がございまして、この問題が大きくならぬ前にいましては、しばらくの猶予期間があったと思えますが、これが平行して進まなかったためこのような事態に至ったとも考えられるわけでございます。従って今回の規制強化をしばらく待っていただきたいということは、法律でしぼってから自主規制をするというのが政府の方針でございしますが、市並びに工場の方針では法律でしぼる前に自主規制いたしますから、その間一年なり四年なりの御猶予を願って

それから十分納得がいくから規制していただきたいと、こういうところをただいま本省側に陳情いたしてある、こういう現況でございます。

〔伊藤太郎君登壇〕

○伊藤太郎君 重ねてお尋ねを申し上げます。

ただいまは、まず緑化についてたいへんに詳細な御計画を拝聴いたしましたのでございますが、どうしても御計画のようには緑化は進めなければならぬ問題である、こんなに考えるのでございます。しかしながら、ここに私が衛生関係の問題として緑化を強調いたしますゆえんは、この前の議会にも柴田議員から御要望があったように記憶をいたしておりますが、公害に対処するところの防止対策の一環として緑化を考えようじゃないか、こういうことが対策委員会の席で強調せられ、去る十一月でしたか中間報告にもこれが強く叫ばれておるのでございます。この公害防止対策としての緑化は、ただいまの二宮助役さんも非常な御熱意を傾けて力説をせられてきたのでございます。私どもの期待するもの、実に大きなものがございます。水島地区におきましては、石油のコンビナートと都市との間に非常に厚い大な緑地帯を設けて、この公害の防止に努めて、相当な成果をおさめていらっしゃると聞いております。都市の美観は、もちろんこれは捨てておけない重要な問題でございますが、四日市が直面いたしております公害に対してのこの対策の一環としての緑化も、これはどうあっても前進してもらわなければならぬ方途であると思っております。この点に多くに緑化を集中していま一度お考えを拝聴したいと思っております。

次に、民生部長からお聞きいたしました公害の対策の件でございますが、この件につきましては、私はこの前の議会にも地域指定を強調いたしましたして、市長はじめ関係理事者の方々がたいへんに御努力くださっておりますことは十分承知をいたします。これに対して深い感謝の念をもっておりますのでございますが、不幸にして第一次にはもれました

が、第二次にはぜひとも地域の指定を受けるように御努力を願いたい。さらに私の希望するところは、市の条例をもってこのいろいろな公害に対する、文化都市建設のためへの何か規制がなされなければならぬのじゃないか。かつて私がお尋ねしたときには、研究をする用意があるとおっしゃっておりますが、その後どういふようになったのかと、私は心配をいたしておるのであります。さらに調査を厳密にいたしまして早く事業公社に設備の改善を要望していただかないと、刻々にその被害は大きなものがあるように思われるのでございます。この点についても、重ねて御決意をおもらし願いたいと思っております。

大きく第二問のほうの地盤沈下につきましては、いま次長さんから詳細拝聴いたしました。一通りの了解点に達したのでございますが、過日、九月の十四日に第三相互の三階で通産省からの説明会がございました。私、傍聴をさせていただきますのでございますが、そのときには蔵田先生はもう四日市地区の地盤沈下は警戒警報の域を脱していまや空襲警報の時代であると力説をせられました。さらに前の既成の工業都市の轍を踏ましてはならないと、この点を力説せられたことが私の耳に非常に強く入っておりますのでございまして、地域関係の人にもそのことを訴えたのでございます。なおまたそのときに、こういうこともおっしゃいました。地盤沈下は、全部が全部、地下水のくみ上げとは全くは断定はしないが、少なくとも九〇％は地下水のくみ上げであるということを私はお聞きしております。さらに水位は、二〇メートルがまずこの辺の限度であって、非常な多量な水をくみ上げたがために現在三五メートルくらいにきているので注意しなければならぬと、こう仰せられたと私は考えておるのでございます。さらにここでは、地盤の沈下は、私はかつてどなたがおっしゃったか知りませんが、理事者がおっしゃったのでしようが、年間三センチの地盤沈下が四日市周辺で認められると、たしか新聞で見たようなことを記憶しておりますが、この間の蔵田先生では年間九センチの地盤が沈下しておると、こうおっしゃったと記憶しております。現在、十七万トンでしたかの水

が日量くみ上げられておるが、これが七、八万トンならばましんほうできるのじゃないかというふうなことをおっしゃったのでございます。これを要するに、県当局も市当局も工場側もなんとかこの規制を延ばして、適用せんといてくれといわれるのに通産省だけが説明に乗り出してそうしてこれをなんとかしなければならぬといわれるところに私のお聞きしたい中心がございます。決して工場の地下水のくみ上げが悪いというだけの資料のなにも持っておりません。もちろん工場の運転に支障のないだけはいくらでもらわなければならぬと思えますが、その後に来るべき地盤がいま次長がおっしゃったようにほとんど地殻の変動であって地下水のくみ上げとはなんら関係がないのだと断定せられるところの大きな根拠があれば、それで私はけっこうと思えます。しかしながら、ああいう権威のある学者がはつきりと十四日に言明されていらっしゃるのでございまして、これがのちほど轍を踏むように至ったときには、はたしてその責任はどこにあるのかというふうな点を、いま考えておかねばならぬのじゃないかというのが私の質問でございます。

いま一度私の申し上げた点について、御回答をうるならば非常に仕合せでございます。

〔開発局次長（鬼頭鉄郎君）登壇〕

○開発局次長（鬼頭鉄郎君） 説明が足りませんで、再度お尋ねにあずかり、まことに恐縮でございます。

なるほど伊藤議員がいまいわれましたように、この前の会議に通産省の方がみえましたとき、蔵田博士は、地盤沈下の原因は地下水のくみ上げが九〇%、あるいは私たちが名古屋でお聞きしましたときは、九九%まで地下水のくみ上げだ、こういうことを説明されたわけでございます。そこで私が申し上げましたのは、四日市の地盤沈下の原因は地殻あるいは地層の構造であるということでございます。もちろんその地盤沈下の中のなん%かは地下水のくみ上げによるということは、これははつきりしておるわけでございます。そこで、主たる原因は地下水のくみ上げでない

ということを申し上げたのでございますので、その点、御了承願いたいと思えます。そこで、いまいわれましたように、市といたしましても地盤沈下が起りました場合には、社会安全上あるいは地区の保安上また市民の保安上、これは取り上げなければならぬ重要な問題であることは、同感でございます。しかし、ただいま申し上げましたように、工場側あるいは県、市といたしましても、この点につきましては十分自主規制いたしまして、このようなことが起らないようにひとつ努力いたしますということを、はっきり覚悟し、工場にも申しおるわけであります。ただ違うところ、私たちは、法律の網の中に入れられるより、自分たちで自主規制いたしますから、しばらくお待ちを願いたいという、こういう意味だったのでございます。そこで、通産省がなぜ四日市に対してこのような説明会まで開いて、いまおっしゃったように四日市は危険状態である、こういう説明をしたかということにつきましては、先ほどちょっといいましたようにこの問題は、大阪、尼崎、東京方面の市民感情が非常に強くなりまして、現実的にも海の中に煙突等が浮かんでいるというような状態でございます。これは、各地区の方々から強い意見が出まして、この法律の改正を要望したわけでございます。そこで、なぜ四日市市が地盤沈下のはなはだしところとおとせなければならなかったかということでございますが、これは、実申しますというところ、うわさ話でございますので、真か偽かわかりませんので大阪、尼崎、東京方面でこういうような法律改正を行ないますときには高率な補助がいただけない。従って三重県のような、こう申しては失礼でございますが、貧乏県をおとすれば高率な国庫補助が頂戴できるという意味もございまして、通産省のほうからおさそいがあったように、三重県のほうにこういう趣旨でやるから、ひとつ三重県も同調したらどうか、こういうようなことが工業用水関係の企業庁にあったように承わっております。そこで、四日市市といたしましては、条件が數十 違います大阪に四日市市がおともしなければならぬ事情もございせんし、また四日市を除きました他の都市については非常に財政の豊かところでございまして、単独でやってい

ただければいつでもできるところでございますので、三重県の四日市だけがおともするということは、しかも先ほど申し上げましたように、地盤沈下それ自体の条件につきましても非常に相違があるのでございますので、とにかくこの四日市は省いていただきたい、こういうことを通産省の事業局長に市長が進言いたしましたときに、この法律は地元の方々の協力をなくしてはうまくいかぬから、従って、ここに資料があるから、これを十分に検討してくれということで御説明があり、ちようどそのときは資料がまとまっていなかったもので、あらためて通産省からその説明を皆さまにして納得いくようにしますということできめたわけでございますが、その説明が、いま申し上げましたように、すでに工業用水に対して高率の補助を頂戴するという運動がいつぼうで起っており、いつぼうでは、そのときに工業用水関係の方々は、四日市の市民の方も納得せられるでしょう、こういうような説明があった模様でございます。そこで、四日市市長その他が知らぬということはおかしからということで、十分納得いくように御説明に相なつたわけでございます。で、その説明が、先ほど申し上げましたように、四日市の沈下というものは、工業用水のくみ上げを含んでいます。で、主な原因でございますということ、この工場が、あるいは市、県が協力いたしまして、自主規制することによってこの地盤沈下の地下水もある程度調整できますし、そこで、われわれが納得いくまで待つていただきたいのが趣旨でございます。そこで、工場側にいたしましても、先ほど申し上げましたように、伸びんとするこの四日市の石油コンビナートに対して、ただいま規制されることは、これに關して出てきます工場も、四日市市は先ほどご存じのとおり地盤が軟弱であるので一歩傷がついたわけでございます。また、このはつきりしない地盤沈下に対してここにこういうワクをかぶせるということは、第二の傷がつく、こういう点でございます。そこで、はたして地下水のくみ上げによるものが地盤沈下の原因であるかどうかということをはつきり糾明していただきたいので納得いけばいまの法律の規制の中へ入れていただいてもさしつかえない。しかしそういってはおれませんで、

工場地帯といたしましても自主規制いたしまして、地下水の復元するように努力いたしますし、工業用水で使用できるものは切りかえますからその間待っていただきたい、というので、そこで県、市としてもともに協力して、円満に規制ができるように努力していただきたい、こういうふうなことで通産省のほうに陳情しとるわけでございます。

〔民生部長（市川善雄君）登壇〕

○民生部長（市川善雄君） 一つの議会で御希望なさったのかわかりませんが、市の条例でこういった方面を規制してはどうかということを希望しておいたが、その後どうなっているか、これが第一点。それから、調査を厳密にしてはやくそれに対処をせよということですが、その二つでよろしゅうございますね。

第一点でございますが、この点につきましては、市で条例をつくってそういうような規制をすることには、少し疑問があると思っております。それは、国の法律でその会社、工場から出るところのばい煙発生施設ごとに出るところの排出基準をきめることにあいなっておりますが、それにつきましてはとにかく地域指定ということが専決問題で、そういうことがはつきりしておらない、つまり排出基準がはつきりしておらない現状におきましては、条例でそういう規制をするということは、少し疑問があると、現在ではそのように考えておるのであります。いずれにいたしましても、この問題につきましては早急な手を打たなければならぬというぐあいには考えておるのでございますが、現段階においてはむしろはやく指定をさして、そうして会社、工場ごとに排出基準をもらって対処させる、こういう方法がいいのではないかと、こういうふうにご考えておるのでございます。

それから、第二点の研究、調査の点でございますが、これにつきましては、先般の新聞紙上にも市長から発表いたしましたように、近く専門の係を置きまして、真剣に取り組ますような段取をしておるような次第でございます。四日市市の公害防止対策委員会と、それから、これからできます県、市一本の大气污染防治協議会とが密接に手をにぎり、そ

して市民の要求でありますところの公害防止対策につきまして、最善の努力をいたしたい、こういうように考えておりますので、御了承願いたいと思います。

〔助役（二宮力君）登壇〕

○助役（二宮力君） 緑地帯と衛生行政、とくに公害対策につきましてお答えいたします。

緑地帯が火災防止の壁になりうることははやくから着眼いたしておりましたが、ただいまは公害の災いを防ぐ壁として活用できるという点を御指摘になったわけでございます。かような防火並びに防害の両用に役立つような緑地帯を都市の中にたくさんもつことは望ましいことでありまして、私たちは、とくに後者の公害を防ぐ意味における障壁、緩衝地帯となるような緑地帯を優先取り上げてみたいと考えております。都市計画で決定されました公園、街路のうちかような点で率先すべきものがございまして、また、こんども都市計画におきましてさような着眼をもちたいと考えております。

設定の場所は、最も工場に近い工場内の土地におきまして、ばい塵の悲惨を少しでも軽減するようなことがまず第一に考えられます。次に、工場地帯をめぐるところのベルトを考えることも一つの方法だと思えます。さらに住宅地帯を防ぐところのベルトなり森林公園を考えることが一つの方法である。終極点におきましては各戸に風向きに応じた障壁をつくるような植樹をしてもらうことも望ましいことと思っております。かようなことにおきまして緑地、緑化の計画にこれらの着意を織り込みまして、公害防止に役立つものを最も先に取り上げたい、かように思っております。

さらに緑地帯は、公害がどの程度にあるかということの一つのテストになる役割が私はあると思えます。植物が率先われわれにかわって被害者となってくれますので、植物の被害状況を見まして工場自身も反省をしていただくことが、より問題をなしに、私たちも施策のいい参考としうることでできるという点を私は見のがさないようにしたいと思います。っております。

第三には、これらの緑地帯が空気を正常にし、われわれの目や皮膚を通じまして精神的なよい結果をもたらすことを考えますので、お話のような、公害対策としての緑地という点をとくに重視しまして事業を考えたい、かように思っております。

〔伊藤太郎君登壇〕

○伊藤太郎君 たいだいま御回答をえまして非常に喜んでおりますのでございます。

まず開発関係につきましては、地下水のくみ上げ規制、これが適用についての詳細な、内幕というところまでお漏らしをいただいたのであります。私の考えるのは、先ほども申しましたように、地下水をくむなどかどうするとかいうのではありません。結果において地盤の沈下を防止できたらそれで満足するものでございます。蔵田博士のおっしゃったように、八万トン内外ならばだいたい水位は二〇メートルくらいにとどまっておりますのではないかと、恐いのは水位を下げることや強調されましたので、私はとくにお願いをいたしておるものでございます。なお、かつて、あのばい塵防止法が生まれるときは、厚生省は非常に積極的でありましたが、通産省が日本の工業、産業を保持するために、非常な長い間これに対して反対をしてこられた、ばい塵防止法誕生を推してきたとか聞いておりますが、その通産省が今回地盤沈下の赤信号といわれるのでございますから、その点もひとつ御考慮願いたいと思うのであります。しかるに、私は新聞紙上で見るくらいで実情はわかりませんが、県も市も、工場側はもちろん皆さん方があまりやかましくいので、通産省は実施の手をゆるめたというふうなことを見て、よりより寄ったものが非常にないわけでございます。

どうかこの点、お願いいたしましたように、地盤沈下、地殻の変動が自然の沈下であれかしと願うものでございます。どうか、適当なる御指導をお願いいたします。

公害の対策につきましては、先ほど民生部長から意を尽したところをお聞きしましたが、私が願っておりますこの規制と申しますのは、中小の工場、ばい塵の防止法が実施せられるまで、あるいは県が実施しても漏れるであろうというような面のなにか規制措置を願っておったのであります。すでに川崎ではそれが実施されております。いつかもたれたったか、理事者の方々から、きめてもあれは行なわれていないということを聞きましたが、行なわないのは責任者が悪いのであって、きめたのが決して悪いのじゃないと思います。文化都市であるということも認じておる四日市市には、そうしたような文化生活を守る規制があっても私はいいのではないかと、あるべきだと確信するのでございます。

緑化の精神については、ただいま二宮助役さんから、私の考えておるとほとんど変わらない、非常に熱心な、公害対策と結んだお考えを拝聴いたしました。ただ私は、この上は実施が一日もはやくあるようにお願いするものであります。これをもって私の質問は終わらせていただきます。

○議長（山本三郎君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時五分休憩

午前十一時二十二分再開

○議長（山本三郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。池畑議員、どうぞ。

〔池畑佐太郎君登壇〕

○池畑佐太郎君 私は伸びゆく四日市の道路行政並びに下水道の設備についてお尋ねいたしたいと思います。

まず道路についてでございますが、道路には国道、県道、市道等があります。私はいま主として都市計画道路に ついてをお尋ねしたいと思います。

金場・新正線がありますが、この件は三滝川より南、市役所まで、この間の幅員並びに道路が整理されましたが、それより南北線につきましては、依然として工事が着手せられておらないのであります。私は、この路線の新設、改良については四、五年来、声をからして呼び続けてまいりましたものであります。この間理事者は、予算がない、立ちのきはむずかしい、はやく都市計画の区域設定をして、そのつどいろいろ説明はありましたが、私の顔も三度見ればなんとやら、いつまでもべんべんとして延ばしておきますときにおきましたは、百害あって一利なしであります。資材はだんだん高くなり、立ちのきはだんだんむずかしくなってくるのであります。しかも交通地獄は日にまして増大するのであります。これはほんの一例であります。北浜の東部、丸中市場付近の道路をながめるとき、三輪自動車は山のようにあの周辺に駐車してあるのであります。これすなわち事故のもとであると信ずるものであります。御承知のとおり金場・新正線は将来市の中央を南北に結ぶ重要路線であり、理事者におきましては、万難を排して実施に踏みきっていただきたいと思うのであります。市長は、いつもよくいわれるように市民のなまの声を聞きたい、市民の表情を深く知りたい、かように申されておりますが、この声こそ四日市市民の大きな声と私は信ずるのであります。どうか、高い見地から一日もはやく、かつ迅速に着工できるよう、本会議を通じまして理事者の御見解をお聞きたいと思います。理事者の答弁を願います。

次に、下水道施設の問題であります。これは、この都市計画道路と大きく関連性がありますので、道路についての理事者の説明をお聞きして、次に下水道施設の問題を質問したいと思います。どうぞ、よろしくお願いいた

します。

○議長（山本三郎君） 続けてやってください。

○池畑佐太郎君 はい。下水道施設の問題ではありますが、議長の続いてやれといわれるおことばに従いまして私は続けさせていただきます。

御承知の港中学、また名四国道によって立ちのきを決定された内起、南起、あの周辺の約八万坪の都市計画事業について、理事者は、下水はその事業と並行してやりたい、かようなことをお聞きしておったのでありますが、現在のあの周辺におきましては、ヘルス・センターの日常の排水量は相当なものであります。しかもあの周辺はいちじるしく地盤が沈下いたしましたして、私が長年県、市並びに本会議を通じてお願いし、また調査もしておいていただいておるわけでありますが、いまだにこれが着手できない。しかも本格的な計画すら打ち立てられておらない、かような点から考えますときに、四日市の中心部たる南納屋ポンプ場、阿瀬知ポンプ場や、富田、富洲原のポンプ場は完成されましたが、阿瀬知川一本をへだてた南の浜田地区におきましては、雨が一日二日と続きますと、全部あの周辺の方は二階に上って待避をしなければならぬ。もちろん農地、耕作物につきましては、わずか二時間、三時間の大雨でさえあぜの土を通る。またそして二毛作は全然できないというようなことが、これが現状であります。市の皆さん方もあの周辺のことはおわかりと思う。しかもこれについていろいろと研究しておってもらうということは、よく私はわかるのであります。いま少しこの四日市の市役所の七〇メートルを中心にごんごの四日市市の発展を考えますときに、おきまして、いまだあの周辺に都市計画下水の設備ができておらぬということは、まことに四日市市の大きな恥ではないかと、かように感ずるものであります。市も下水事業においては多大な予算を組み、また着々整備はされておりますが、どうか、あの周辺の実情もとくと御賢察の上、一日もはやく都市排水場の実施を進めていただけたら

ようにお願いしたいと思っております。これについても理事者の答弁をわずらわしいと思いません。

〔都市計画課長（長谷川正逸君）登壇〕

○都市計画課長（長谷川正逸君） お答えをいたします。

市役所前の都市計画街路金場・新正線の五〇メートル巾員が七〇メートルの道路によって一応、とまっております。ような状況でありますので、これを南へさらに延長して、一日もはやく通過交通の便をはかれない御質問でございますが、御指摘のとおりでございます。この金場・新正線と現在都市計画で施工しております千才町・小生線の道路までは一日もはやく実施したい所存でございます。御承知のように千才町・小生線の仕事につきましては、三十五年度から白子・四日市港線から国道まで約六百五十九メートルございますが、これが残るところ、本年度を除きまして関西線の立体交差、近鉄の立体交差であります。この二カ所を三十八年、三十九年、どうかしてこの二カ所の立体交差を実施いたしまして、用地につきましては三十八年度中に取得いたしたい、こういう考えのもとに進めております。

それと関連いたしまして、市役所前の五〇メートル道路金場・新正線をここまで延長していく、こういう見通しでございます。

〔下水道課長（渡部一臣君）登壇〕

○下水道課長（渡部一臣君） たいま池畑さんがおっしゃったことはそのとおりでございます。私どもは将来、

公共下水道の第二期工事といたしまして計画し、そうしてなるべくはやく第一期工事を終了して、続いて第二期工事をやりたいと、こういうふうに考えております。おっしゃるとおりあの地域の排水は相当ございますが、最近、住宅あるいは学校、そういうようなものがたくさんできて、当初ございました水路を埋めてしまうというようなことあるいは、水路はできておっても、以前の水路の半分もないような土管を埋められて、そのことについてはたえず管理課を通じて交渉しておりますが、なかなか改めてくれない。ヘルス・センターからの水は、道路に伴ないます水路が最近ほどできてきて、それをもちまして大部分は朝日排水場に導きまして、本年度の予算でお願いいたしました三百ミリのポンプを以前のものも含めまして三台目下できております。水門並びに排水場の管理を十分奮励いたしまし

て、現在は相当効果も上っているのではないかという感じをもっておりませんが、なににいたしましたとしても水路を阻害するような私設の道路をたえず見つけますが、そういう面で排水がかなり悪いのではないか。もう一つは、残っておりますところのたん坪並びにそこへ流入する悪水は、その計画しております阿瀬知ポンプ場に流れ込みまして、そこで阿瀬知川とともに朝日ポンプでもって排水するわけでございます。これは御質問に触れないかわかりませんが、阿瀬知川がこの台風十四号によっても氾濫いたしました。これは目下でございますポンプが電動機になっておりまして、停電のためといわれております。私も、これでは困るので、近くジーゼル化して御迷惑のかわらないようにしたい。それから、これは私の考え方ですが、だんだん第一期の工事も終了いたしましたので、早急に調査費を計上させていただきまして、公共下水道の計画を樹立し、本省の了解のもとに日々やっけてまいりたい、このように考えております。

〔池畑佐太郎君登壇〕

○池畑佐太郎君 ただいま都市計画課長の説明では、はやくやらぬならぬが、あの周辺を都市計画の区域に設定してから工事にかかりたい。その理由は、用地買収がむずかしいからそれまでまつのだ、というような御答弁のように私は感じたのでありますが、そのおことばは私、四、五年前聞いておるのでありまして、一昨年の名四国道に関連して立ちのき先をこしらえるべく六千坪の宅地造成事業にからみ合せて都市計画区域を八万坪設定せられましたときにも、現在地区としては東のほうの部分都市計画区域に入れてもうより国道に近い区域を入れてもうのが地区の要望であり、市の将来という点から考えるならば、当然西を入れるのが本筋ではないかということを、私、質問したように記憶しておりますが、その折には、さしあたり名四国道の立ちのき先がないから、どうしてもあれをはやくしたいのである。できることならば事業区域を拡張してでも、お説の区域は都市計画区域に事業決定をしたいとい

うような御答弁があつて、私は喜んでおつたのでありますが、ただいまの課長の説明は、まるっきりこつぱで鼻をかむような水くさい発言でございまして、それでは地区民としてもなにかのためにあの六千坪の宅地造成買収に協力したかという問題もここに起ってくるわけなんでありまして、どなたがああ周辺をながめられましたもあの四日市市の中心といえは市役所であることは、どなたもよくおわかりと思ひます。また、三重県一の七〇メートル道路を多大の予算を御審議願つてつけてあるにもかかわらず、これに対する進入道路が途中で切れておる。しかもやろうと思へば、鶴ノ森線からこの七〇メートル線まで、私はそうさしてむずかしい問題でない、かように感ずるものであります。用地買収がむずかしい、金がよけいいるということのみにおいてこの道路計画をおきざりにして理事者としてそれによいのかということも、私はあえて質問したいと思ひます。いま一言、建設部長の御答弁をお願いいたします。

〔第一建設部長（城井義夫君）登壇〕

○第一建設部長（城井義夫君） ただいまの五〇メートルの延長の問題でございしますが、これにつきましてはお説のとおり七〇メートルを四日市の中心と考えたときに、北側には四日市の巾と申しますか、肉がございしますが、南側につきましては御覽のとおりでありまして、非常に街のバランスがとれておらないと考えております。この金場・新正線につきましては、現在、国道一号線のバイ・パスの名四国道が着々進んでおりますが、なお、これと同じ効用をもつと申しますか、関係のございます富士電、三ツ矢方面から四日市市内に入りますにつきましては、海蔵川に橋をかけまして、橋北地帯を横切りましてびようど市の中心に入るわけでございしますが、非常にこういう路線でございしますので、通過交通等にも重要な道路でございしますので、われわれといたしましては、この南と北と両方を早急に解決をつけたいと考えておるのでございますが、先ほど計画課長が説明いたしましたように、障害家屋の非常に多い地点で

ございまして、これをどう解決をつけるかという問題ですと、われわれ都市計画屋としてはこれを区画整理とすぐ結びつけるのでありまして、これがいちばんやりやすい方法であるという答えを出すのであります。先ほど課長から説明さしていただきましたように、千才町・小生線を数年来延長いたしておりますが、これが国道に到達する時期に合せましては、ぜひこの金場・新正線をその路線まで延ばしたい、こういうわれわれの念願でございます。で、これにつきまして現在行なわれております都市改造事業の第二期工事の第二区域という考え方でいままできておりますが、この第一の名四国道関係のところにおきましては県が施工しておりますが、県の御意向としましては、こんご区域を拡張してこの第二期まで含むということは相当困難だろうという見通しをつけております。また、県のほうは強硬にこんご県は仕事をやらない。やるなら市でおやりなさいという態度に出られるであらうということを想像しております。その点につきまして、われわれは現在行なわれております都市改造の区域の拡張という進み方、あるいは新しく区画整理の区域を事業を起すという考え方等について、県に機会あることに促進をお願いしております。が、なにぶんにもいま申し上げましたように、県の方針としてはこんごの区画整理事業をもって一応事業を打ち切りたいということに関係者からよく聞かされますので、最終的にそういうことになりましたならば、あるいは市の事業としてでもやるべきであらうと、私はこのように考えております。なお、われわれもこの路線につきましては、毎日窓の下に見えておりますので、非常に気にかけておるんですが、ちようどその正面に大きな病院の建物がございまして、これもいろいろ他人さんのことで、勝手な想像でございしますが、家屋の耐用年数からいってそろそろ移転なり改築の御相談に応じていただける時期にきておるんじゃないだろうかとということをやよりより話をしておるのでございまして、こういう点につきましてなおいっそう具体的に計画を進めたいと思っております。

〔池畑佐太郎君登壇〕

○池畑佐太郎君 建設部長の御答弁で、ある程度市も心配しておつてもらうということもだんだんわかってまいったのであります。ただいま御説明の中で、橋本病院の問題に触れられておつたのであります。あの病院は、私も橋本さんとは懇意であります関係上、先般もあの病院へ治療に行きまして話しましたら、池畑さん、私の家の前の道はいつになったらやってくれるのやろう、うちは立ちのきかしら、立ちのきかしらと思つて設備がえもようせず、市のほうの話し合いを手を受けておつておるのやが、市はあそこで道路を広げぬつもりか、南へは延ばさぬつもりかというような御質問もあつたわけなんです。ただいま部長のお説では、古くなれば古くなるほど立ちのき費をよけい出さぬでいいから、話も簡単にすむのやないかという御説明のように聞きましたのであります。かきりめにも市の道路計画を打ち立てるのに、立ちのきがえらいから向うが丑くなるまでくたさして、そしてその機に乗じてやろうというような考え方よりも一歩進んで、市の実情をよく話され、しかもこの七〇メートルを基本にして南へ、化学工業地帯まで延ばすのである、だからぜひひとつ協力をしてもらいたいというような話をもつていけば、橋本さん自体としてもそう無理をいわれる方でないという事は、私、確信をもつておるわけなんです。土地の買収と申されますが、あの辺はもう一応の抜かんならぬということを考えられまして、おのおのかえ地も考えてみえるようにも聞いておりますし、またそうして阿瀬知川から南、鶉ノ森道路までの方々は、道路にかかれは引き下つてもよい、裏にかかるなら前へいざつてもよいというようにすることも申されておりますが、いまだあの周辺は確定したくないが入れてありますので、地元民としてはこれがどういうふうに変ってくるのやろうというように心配をし、あの計画路線の周辺におきましては地主としてもまことに困つておる次第であります。と申しますのは、道路がいったいぜんたいどちらを向いていくのやろう、図面ではヘルス・センターから西のほうを通るようになっておるが、実際はヘルス・センターのほうで東へ曲つていくようなことも都市計画課はいうておられるし、いったいぜんた

いどっちがほんとうですか、あなたに聞けばわかるやろうというような質問も地区からあったわけなんですけれども、私もどれを通ってどれを抜くの地点が中心になるということもわかりませんが、おそらくや、これについては市の理事者もどれが中心になるかというところは、考えておられるかおられぬかわかりませんが、決定しておられないように聞いておるのであります。かようなことから考えましてこのまま放っておくならば、三年、五年先になってもまだ道路ができないというような心配がより多くなってきたわけでございまして、あえて私は質問をわざわざしたわけでありまして、どうか、この点につきましては、一日もはや四日市地区発展のために、また道路行政としての成果をあげんがために都市計画区域内に入れなければ事業ができぬというなら、区域拡大ということも一応考えあわせられまして、実施にとりかかっていただかないと、だんだん家が建っていき、その家をかかわらなければ道路ができないというはめになってくることは、火を見るより明らかだと私は考えるのであります。下水道設備につきましては、ただいま課長からよく内容はお話がありました、もちろんこれは相当多額の予算を要し、長い日時をかけなければ完成の域には達しないとは思いますが、せめて都市下水計画の一端でも打ち立てられまして、国の補助を一日もはやく獲得され、地区民の要望にこたえていただくことをせつに念願して、私の質問は打ち切ります。

○議長（山本三郎君） 藤谷議員、どうぞ。

〔藤谷一君登壇〕

○藤谷一君 当三十七年度の当初予算の説明にあたりまして、市長さんは施政方針の中で、四日市市の総合開発計画に基づく市発展への重要案件についていくつかの問題を掲げて、これを力強く推進するために議会に働きかけ、議会も同意してほしいという要望がございました。昨年来、新産業都市建設促進法というものが出来まして、これが国会で審議され、本市が将来大きな発展をするためには北伊勢三市をはじめ隣接の町村との協調の問題についてできる限

り話し合いを続け、新産業都市建設の指定を受けるために有価な条件をつくっていかうということで企画されて、私も賛意を表しておったんであります。その後数回、いろいろの問題について協議を重ねられたと思いますが、先日名古屋におきます経済企画庁の総合開発局長の談話では、指定地区は全国で十カ所以内にしぼる。その時期は来年の春であろうというようなことであります。新産業都市の指定をみた場合は、国庫の財源によって大きく都市建設が進められるので、目下、指定を受けるについての事前運動をしているところが、全国で五十地区くらいあるそうであります。本市を中心とした北伊勢臨海工業地帯は有力なメンバーであろうと思いますが、ただここに一つ指定の要件の中で、洪水、高潮、地盤沈下等による災害発生が少なく、かつその防衛が容易であるというようなことがございます。最近、本市で大きな騒ぎが起りまして、さっきも伊藤議員から質問がありました地盤沈下対策に対する地下水くみ上げ規制に関する問題、それから工業用水の対策として町屋川から取水する場合の地元民の強い反対、こういうようなことが山積しております。たとえばそういう指定を受ける。県議会の承認をえて知事が承認する場合も、おそらく一本ではまともならないという状況も考えられます。こういう問題等いろいろありますが、各関係の市町村とか近接の市との話し合い、その他いろいろのことについての話し合いということはあるかと思っておりますが、こういう経過及び新産業都市の指定を受けようとする準備についての心がまえというものにつきまして、まず市長さんから一応お答え願いたいと思っております。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） 新産業都市の問題につきましてはいろいろ経過がございます。経過はまた係の者から説明をいたさせますが、私はごく最近の情勢につきまして御答弁をさせていただきます。御承知のとおり新産業都市の考え方につきましては、本省の各省におかれましては、なかなか統一した意見が出てきておられぬのであります。

現在でもなおかつそれが固まった意見だということになっておりません。従いましてその交渉いたしまする場面々々で見解も大いに異なるところがございまして、たとえば、われわれ四日市周辺は、最初、指示せられました各項についてはほとんど欠くところが無い、完全に近い要望条件を備えておるといふ観点から、ぜひともこれをやりたい、こういうこと思っております。ところが、大きな国の考え方からいきますと、とうとうと、東京を出発しまして、東海の大平用海岸一体、名古屋へきて、それからさらに阪神間へ出しまして、ある程度の瀬戸内海の山陽方面のところ、それから北九州の一部、こういうものをかりにベルト地帯といわれておるのでございますが、こういうところについてはなるべく避けたい、とくに東京、大阪周辺は、これはできる限りそういうことはやらせたくない、これは自然に発達していくから援助する必要はないだろうという考え方と、それから名古屋周辺につきましては、一時、人口からいっても産業からいっても過密、すなわちもうある程度まで密度が過ぎておる、ある程度まで到達しているという見解をとっておったのでございますが、過密ということばは、名古屋周辺の方々は、それは非常に過激な言い方であつておれたちはそれに該当しないのだ、ということ強く反撃せられましたので、過密ということばは訂正されました、これは少しいきすぎだ、だから、東京、大阪付近と比較してまだ過密とはいえないでしょう、という緩和を表現をとってきました。しかしながら、名古屋周辺につきましては、だいたい名古屋を中心としてあまりそれに近いところに新産業都市を置く考えはもたないのだ、こういう出ししてきたのであります。そこで、名古屋周辺のものといましては非常にこのことについて憂慮いたしました、とくにわれわれ四日市を中心とした鈴鹿、桑名というものがある程度まで結合いたしました、ぜひここを新産業都市に取り上げろという要望を、しかも根強くやっておりますのであります。現在もやっておりますのであります。そうして、決して四日市は中央で考えておられるように過密でもなければ発達しておるところでもないのだ。人口は二十万にすぎない。かろうじてつこのいい点をもっている

いうことであるが、これはむしろ新産業都市の条件としてはプラスになることである、という点を点から、あくまでも主張してあるのでございますが、名古屋周辺に対しては非常に当局は冷淡で、そこでこれではいかないということが一つと、最近になりまして豊橋を中心といたしました、いわゆる東三河の地域がぜひひとつ新産業都市に入ってくれろ、もしいかなければ、堂々と理論を張って、そうしていかないうわげをいってもらおうじゃないかということ、すでに豊橋一体のところは、県、市が一つの結合体をつくりまして、隣接町村も全部連盟をいたしまして一本になって運動しておる。ところが、三重県の場合は、われわれ三市といたしましてはあくまでもその線を主張し、また途中におかれましては、県におかれましては、これはまだ三市ではまずいから亀山までひとつ一緒にしようじゃないか。それから員弁までも包含しよう、そうして強力にやろう、こういうような強い意見が途中から出てまいりまして、これにわれわれは賛同いたしました、知事さんにお伴をして東京へ行つてまいりたんでありますが、その後、県の御覬察しておられます御覬点の上からは、どうも新産業都市に対しては、とうてい獲得できそうにないという御覬点か、そこはちよつと私には判断できませんが、三重県は低開発地区を三つも指定してもらつておる、私にも感謝にたえぬという表現をして当局にお礼を申しておられる。そうして、新産業都市の問題についてはなんら触れておらないというのが現状なんです。しかしわれわれ三市といたしましては、非常に困難なことであるけれども、いまなおこれを続けていきたいということがわれわれの考え方でございますが、まだいろいろの事情で豊橋ほどの熱意は三重県にはないようございまして、これははなはだ私は遺憾に思つておるのでございますが、しからは、新産業都市がそれほどむずかしいのなら、それにかわるべき四日市はなにかの利便を与えられるか、あるいは指定を受けられるか、こういうことなんです。これにつきましても、なかなかまだ御当局におかれましてもそこまでの踏み切りがつかない。はたして四日市のようなところはどうかという取り扱ひをしたらいいのかということについての確固たる方

針がきまっていきたいのじゃないか。そこで、外部から考えてみますというのと、国のほうで十くらいにほりたい、あるいは、人によっては六つか七つにしほりたい、もっとひどいところになると四つか三つぐらいにしほりたい、こういうお考えなんです。いろいろと情報を総合してみますというところと工場ができるであろうというところのや、具体的なとりきめがあって、そうしてその地区に新産業地帯というものができる可能性があって、そうしてそれが新しい地区であって、将来の日本の産業の新しい手になるであろうというところをさそうとしておる分量が私は非常に多いんじゃないか。従いまして、現在活動しておるところに向って、新産業というものをやるということは無理だというように考え方が漸次御当局の間に拡大されつつあるように私は観測いたしました。従いまして、こういうことをやるのは、むだに近くはないかなというお考えも、御当局の、とくに県あたりのお考えは、こういうようなお考えもあるんじゃないかな、これは私の想像でございます。私は、やはり新産業都市というものがかりにそういうような足どりです。進んでいきましたも、これはやはり続けるべきである。そうしてこれにかわるべきよりよい立場、すなわち将来、地方的に産業の一つの拠点となる場所というようなものを指定しようとしておる傾向がありますので、それが、新産業にも、もし現実的におもいものであれば、それにぜひのけていただきたいというような考え方もっておりますが、どちらにいたしましたも、全国から五十に近い新産業都市の申請があるわけでございますから、やはり私はその線は依然として続けておりませんという、もはや四日市はこの問題についてはあきらめてそうして既成都市としてやっていくのだということに思いなすので、くだいようでございますが、私はやはり三市が手を携えまして強く要望していただきたい、こう思っております。また、知事さんにおかれてもこれは全然だめだというようなお考えもないよう、といひまするのは、もしそれができなければ、それにかわるべきいゆる産業の一つの拠点主義の中にどうしても含めさせたいというお考えは、これは十分おもちのことだろうと思ひますので、それらの

ことにつきましては、十分県、市連絡をとりましていきたいと思ひますが、ただいま行なわれております情勢としましては、さような線をほうふつしていることばはおかしゅうございますが、そのような次第でございます。しかし、この前も申し上げましたように、経済企画庁の長官等がとにかく六つか七つくらいにほる場合であれば、当然四日市のごときは一つの化学の特色ある町として都市として、それにふさわしいようないゆる公共投資を願って、そうして日本の模範と、一つの手本となるような形態の都市をつくらすべきである、こういっておられるのであります。また皆さんにお目にかかりましていろいろ御説明申し上げますという、四日市のいまになっておりますいわゆる産業的の使命、またいま現在の日本の産業の情勢の推移といひますか、そういうものからながめするならば、いまだなんにもない空白なところをやったほうが国としていいのか、ある程度まで力をもっているところにさらに力を添えてやって、そいつに実利的な活動させたほうがいいのかということについては、御当局の大臣の間におきましても相当御議論のあるところと思ひのであります。この点につきましては、市長といたしましてはあくまでも四日市のいま建っておりする立場といひますか、あり方につきましては詳細に申し上げて、どなたがおいでになりましたも新産業あるいはそれに準ずるそれ以上の待遇をすべき都市であるということをお力説していただいております。いま申し上げましたとおり、新産業都市としてはやはり運動を続けてまいりたい。さらによりよい地位が与えられるならばそのほうにぜひひとつ四日市をお取り上げ願いたいということにばく進んできて、こういうように考えさせていただきますと思ひます。

〔藤谷祐一君登壇〕

○藤谷祐一君 市長さんの説明でいたいようわかりましたが、県のお考えといひますか、ちよつと漏れ聞いておりますと、やはり新産業都市として指定を受けようとするれば、桑名市、川越、朝日町、四日市市、鈴鹿市、桶町がまず

合併の要件を伺えて、そうして一つの決議の体制にもっていけるようにしなければならぬ。いまのような考えではおそらく県議会の議決もえられないし、県が積極的に出るということは考えられない今日でありますので、そういうことから申しまして、私どもの任期であります。あともう半年になりました。半年すると一応任期が終るのですが、こういう時期にやはりものをまとめる。少しでもまとめていって有終の美を飾るということも大事であります。四日市の発展をいろいろ考えてみますと、いま市長さんの考えてみえる中部運河、日本縦断の構想、これは政治上の考えとしては大きな問題であります。しかし一つの事実をつみ上げていくことも非常に大切であります。最近の経済情勢からいきましても、小さくは川越町、朝日町におきましては、やはり四日市と手をつないで墓地公園の問題等もいろいろ話し合って進んできております。楠町あたりにおきましてもこういうことは町長さんが御病気で、いま九月末をもって一応辞職されるように聞いております。このさい、楠町あたりにも合併を申し込んではどうか。いままでいろいろのことでなかなか折り合えなかった。このさいここでひとつ四日市と手をつないで合併をしたいという意見もあるようであります。こういう時期にありまして、やはり近いところから手をつないでいくということも時期としてはいいんじゃないかということを考えます。やはりこういうことは一つの契機であるのでありまして、楠町におきましても、最近磯津橋が完成する見込みがついて、大きな都市計画道路を建設するためにいろいろ検討してあるところであります。自治庁の規定をもって起債を仰いだ場合は、現在非常に少額でしかない。これでは五年も六年もたたと道路ができない、川越町におきましても海岸を埋め立てて工場を誘致する、また都市計画の道路をつくるという場合でも、やはり八百万が限度やそうです。こういうことになりましたと、町村自体も、いままでもっていた計画もほとんどくずれてしまいます。大きくなるということが第一であるという気運にかわっておるようであります。こういうことをとらえて、最後の任期ではあります。相手のほうも任期わずかでございます。そこで両方がこのさいさら

に一步踏み込んで手をにぎり合い、条件がよければ合併するということも一つの基礎じゃないかと思えます。最近、水道局のほうで四日市市と楠町という話合って、水の問題について話し合ったようであります。これも、楠町が現在余っている水を四日市市に使用してくれという要望がきているのであります。これも一つの合併の契機であると思えます。こういうことにつきましてもどうなっているのか、私は詳しくは知りませんが、これが一つのチャンスであります。このチャンスをとらえてなにか打つ手はないか、これについての市の埋事者のお考えはどうか、お答え願いたいと思えます。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） たいだいまお尋ねがございましたが、非常に私は四日市の前途につきまして重要なことだと存じております。新産業都市を提唱いたしましたときに、すでに市長といたしましては、お互いにこれがある程度までいわゆる関連都市的な、コンビナート式なやり方をやろう、あるいはなんといいますが、同じことだけれども、なかのところで合致するユニオンのような傾向をとろうじゃないかという論議をいたしまして、非常に三者が近寄ってまいりました。たまたま、なんといいますが、桑名のほうは八〇%くらい近寄った、鈴鹿さんのほうは六〇%か五〇%くらいのお考えに近寄ってこられたが、まだ少しそこまでの踏み切りがしにくいというようにございまして、とりあえず三人の市長は二月目くらいに当番をつくりまして、その市長が召集をして、この関連した都市の問題について懇談を重ねていこうじゃないか。それから、議長さん方におかれましてもやはりそういうような御懇談の場所をもっていたら、会議所におかれてもそういうような場所をもっていたら、最近自治会のほうの方たちもなにかそんなお話し合いをちょいちょいなすっていただいております。非常にその機運が起ってきておったわけで、ごく最近になりまして、これは申し上げたほうがいいのかどうかわかりませんが、知事さんのお考えといた

しましては、いろいろの問題もあるが、一つ一つ解決したほうがいいと思うから、さしずめ楠の問題はできればこのさいとり進めたらどうだろうかという好意ある御提案がございましたので、たいへんけっこうに思いますから、できる限り監督官庁としてのお立場から行政上の広やかにいくような方法をお話し願いたいというて懇談を申し上げます。おそらく知事さんとしてはできるかぎりお骨折りくださることだろうと私は思います。

それから、先般、北部のほうの公民館で寄り合いがありましたときに、やはり北部のほうの川越、朝日につきましては、川越の町長さんのわしのほうはやりたいと思っておるが、しかし朝日と一緒にできればわしのほうはやらぬのだと、あくまで朝日と一緒にやるのが一つ、もう一つ大きいえば、桑名と四日市が一緒になれば、これはもう問題でない。しかし朝日と川越とは一体となってやるということに、固い一つのなんといえますか、素地ができておる、こういうようなお心でございませう。将来ひとつ大都市を形成する上において御協力を願いたいという気分のことば申し上げておきました。

それから、新産業都市をやります上におきまして、そういうものをやったほうがいいのか、やらぬほうがいいのかといえ、これはもう私はやったほうがいいと思ひまして、それもひとつ線の上のせて新産業都市をうんと強力なものにしたいということでしたが、まだそこまで機運のいかぬうちにこういうような格好になってまいったのでございませうが、近い将来と思ひますが、自治省としましては、やはり産業的な政府が大きな指示を与えるには、やはり都市としての結びつきが望ましいということをおぼえておりました。たとえば、西宮あるいは尼崎付近を中心としたいいわゆる提携都市というような格好のものをつくったほうがいいんじゃないかということを示唆いたしておりましたので、これはお説のとおり大いに心がけましてそれをとり進めていくべきであらうと思ひますが、私はこのさいとくにお願いしたいことは、三重県といたしましても、せめて五十万、七十万くらいの都市が一つでき上りまして、

そうして他の県に対しても相当な発言がもてて、やはり県の貫るくらいきましても十萬、二十萬ばかりの小さいやつがどんぐりの背くらべのように並べておるのでは、どういたしましても政治上の力としては弱うございませうので、ぜひわれわれの考へておるようなことを、県当局におかれましても一日もはやく大きな力でプッシュしていただくということが、私は非常に望ましいと思ひますので、機会あるごとにそのことを申し上げておるような次第でございます。ただいま御指摘のような一つの場合にもさしかかっておるように思ひますが、このさいいっそうひとつ県にも御協力をお願いいたし、三人の市長も将来に思いをいたしまして、ただいま仰せられたような方向にもう少しく強く押し進めていくということにいっそう市長は努力さしていただきたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

○藤谷裕一君 九月末をもって楠町長さんが病氣のため引退を決意されておると聞いておるのですが、このさい町長が引退されて新しい人を出すより、同町の伝統的な無投票当選で、選挙によらず続けさせて、四日市に合併したらどうかという希望の人が多いそうですから、楠町との合併ということを考へてみたらどうかと思ひますので、参考のために申し上げておきます。

○議長（山本三郎君） 暫時、休憩いたします。

午後零時二十七分休憩

○議長（山本三郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

坂上議員、どうぞ。

午後一時三十二分再開

○坂上長十郎君 私は、まず教育問題について、いろいろと理事者にお伺いしたいのでございます。

平田市長は教育に対して非常に御理解があり、市民の要望にこたえて校舎の増築に非常に熱意を示されて、どんどん本市の学校が改築されてきますことは、私どもとして非常に喜ばしい限りであります。また、今回の予算の議題におきまして、教育問題に対しての議案が相当たくさんあるのでございます。私、過去において学校に職を奉じた関係上からいきましても、非常に多とすることであります。にもかかわらず、私があえて教育問題を第一にとらえていろいろお尋ねいたしますのは、四日市の次の時代をにやう青少年には、教育というものが非常に重大であります。また、最近中央においても人づくりという問題が掲げられて、いろいろ論議されているのであります。その一点は、教育の問題に帰するものと信ずるのでございます。そういう見地から、私はいろいろお尋ねする次第でございます。

まず第一番にお尋ねしたいことは、南工業高校の建設が遅延しておるといふ問題についてでございます。合せてメリノール修道会が本市に進出するための校舎の敷地問題もかねてお尋ねしたいのでございます。南工業高校が本市に建設されるようになりまして、名のごとく南工業高校として四日市の南部地区に建つのではないかと、また、そういう意向を市長並びに議長は私どもの常任委員会において発表されたのでございますが、いろいろの事情から、と申しますと、本市の財政状態あるいは神前地区の市民の多大なる犠牲的協力によって、現在の土地が五月末に予定され、六月上旬には県教育委員会においても市の適地校地を決定し、六月中旬には校舎建築の請負も行なわれたように承わります。また、六月議会には、校舎建築のために八百万円の前算が審議され、そのうち整地に二百万円、進入道路の建設費百万円、土地代の一部五百万円が協賛されたのでございます。学校関係、生徒あるいは市民は、早く南工業高校が建築のはこびに進み、ただいまのところには、秋空高く建築のおのが響くものだと私自身も確信していたのでござい

ますが、三カ月以上を経過してなおその緒につかず、また数日前に地区の議員から事情を承わりますと、いつこれが解決するかもわからない状態にある事情を承わりました。私は非常に憂慮しておるものでございます。どういふ点で私がこの問題を心配いたすかと申しますと、技術教育をやる学校においては早く校舎を建築して、生徒が安心しておの技術を練習していくということが第一でございます。しかるに今日の状態では予定のごとく明年三月にはその校舎が竣工するのは可能であるかないか、非常に疑わしい状態になっておるのでございます。私は想像いたします。学校当局はこれがためにそういう計画の一部変更せざるをえないかもしれないということを憂うるものであります。また、来年は中学校の生徒の増高の問題において、この南工業高校にも相当の期待をもっておるものでございますが、この点についてもどうなるかということを案じるものでございます。また、この工業高校を本市に誘致するために、非常に努力されました県議員の諸公も、非常にこの問題について心配されておるのでございます。承わるところによくと、いろいろの事情で建築の遅れておるといふことは、本市に対する政治的な不信感が起こりはせぬかということをお心配しておられるのでございます。また、建築を請負われた業者は、すでに資材あるいは人員を確保して、なお三カ月以上そのままになっておることに対して、非常に道義的責任も起こるのではないかと、私を私は憂うるものでございます。こういうような立場から、工業高校の敷地問題が解決しないことは、工場の敷地とか道路の敷地の買収とは違っています。その影響するところは非常に大なるものがございまして、私はこういう立場からやむにやまれず遅延したその理由、こんごそれをいかな方法をもって解決に進まれるか、市長の御答弁をお伺いしたいのでございまして。

同様な形にあるメリノール修道会の進出してくださる女子高校の敷地問題も、同様でございます。私はそのいきさつの内容を公式に聞いておりませんからわかりませんが、いろいろの報告を承わりますと、非常に心配しておるもの

でございます。ある候補地の地区の代表者は、われわれ議員宅を訪問されておる。数日前には、メリノール関係の方方が、一日も早く校舎建築の方向になるようになんとか努力してもらいたいということで、議員の宅を訪ねられて、いろいろ懇請しておられるさまを承りました。私は過去の教育者としての活動の立場から、非常に心配するものでございます。でありますから、先ほど申しましたようにその経緯とこんごの解決、努力の方法について、ぜひ御回答願いたいのであります。

第二に、教育総合計画についてお尋ねいたします。

昨年度から、教育総合計画の研究調査が着々と進められ、山本教育長はこの席上から同僚議員の教育計画に対する質問に対しては、本年の十二月にはこれがまとまる、それに基づいて四日市の教育計画を立案、推進したいと答えられておるのでございますが、現在のその研究調査の内容がどの程度に進んでおるか、すなわち設備方面に重点がおかれておるのか、教育内容に重きを置かれているのか、あるいは社会教育にウエイトが置かれているか、いずれかということについて、事情の許す限り御発表願いたいのであります。最近の世相を見ますと、青少年の行動には非常に憂うべき現象が起りつつあります。十七、八才の青年のあの行動が、中学時代の十四、五才のほうに低下しつつあるということは、私ども、四日市の次の時代をになう青少年の指導上において、非常に考えなくちゃならぬ時期に際会していると思うのでございます。そういう立場から、今日の教育総合計画の研究内容がどのように推進されておるか。なお、この教育総合計画がまとめられたあかつきには、これを実際の教育の上を実現していくという努力と情熱を傾けられる御決心があるかないか、合せてお伺いする次第でございます。

第三点では、教育委員会の機構を一部改革して体育課を新設し、本市のスポーツ振興のために大いに努力する、合せてスポーツ施設を大いに拡張する御意思があるかないかという点でございます。先ほど申しましたように、今日

の青少年の指導、育成という問題は、非常に重要な問題でございます。また方法も幾多ありますが、スポーツを振興することによって、青少年に明朗、活達な気性をうえつけ、健全なる人間形成をなさしめて次代の青少年を育成することは、非常に大事であろうと思うのでございます。今日、地区青年団の指導というものは、社会教育上、非常に困難であります。これは産業経済の進展とともに、青少年の従事する職場が複雑であるからでございます。しかし、この複雑多岐な青少年の共通の広場は、スポーツをおいて他にないと思うのであります。こういう点において新進気鋭の体育専門の吏員をつくり、体育課を新設して、青少年の指導の任にあたる御意思はないか。合せてスポーツ施設、総合グラウンドあるいは体育館というようなものを、相当年次の計画をもって着々と進めて、青少年に一つの希望と期待をもたせ、その方面から指導するような御計画を進めるように、御意見あるいはその心をおもひになるかどうかということをお尋ねする次第でございます。

次に交通問題でございますが、交通問題に関しては先ほど池畑議員が道路行政の上から論ぜられたのでございますが、私は交通安全の立場からいろいろとお尋ねをし、希望を述べたいと思っております。

今日の交通事情の非常に困難なることは、私が喋々と述べるまでもありません。市民は交通事故からいかにまぬがれるかということに対して、日夜關心しておるのでございます。さる三月十五日、交通安全の宣言を都市としてし市政の上の一つの重要な問題であろうと考える次第でございます。三月十五日、交通安全の宣言を都市としてしたのでございます。その後どういような施策が行なわれておるかということを、私はひるがえってみたいのでございます。交通安全指導のほうは、一つは警察官の仕事にもあると思えますが、市政上において、交通頻繁なる交差点に信号機を備えて交通指導をすることは、必要なことでございます。先般、県の警察の交通課にまいりまして、いろいろと事情を承わったのでございますが、四日市においては三ツ谷地区、南では追分の三差路あるいは旧市内

などに信号機を設置する意思があるんだ、ただ経費の問題で遅れているのだということを承わったのでありますが、市民生活上、重要な問題でございますから、こういうような点に対して市として現在どういう施策をとられつつあるかということでございます。

第二点は、名四国道が来年二月に完成するということを新聞紙において拝見し、本市のためにまことに慶賀にたえない次第でございますが、名四国道が完成いたしましたしても、旧国道の方面から南北のほうはまだ未完成の状態である。すれば名四国道を利用する車は、旧市内の中央において国道一号線に出なくてはならぬという状態でございますが、その方面の交通対策いかん。また、名四国道の完成の結果は、いま申しましたように旧市内の中央部から北部のほうは、大へん国道一号線のバイパス線の役目をなすのであります。浜田地区より南部の方面、とくに追分地区、泊地区、山ノ手住宅地区の国道の狭路なることは御承知のとおりでございますが、この方面の交通対策は、どういふような方向をもってお進めになるか、その施策があるならば承わりたいのでございます。

次に、各地の産業発達との関係上、また車の生産が続々と行なわれる関係上、自動車交通はますます頻繁を加えるのでございます。このときに国道一号線の交通緩和をどのように取り扱ひ御意思があるか。承わるところによりますと河野建設大臣が本市を訪問されたときに、海蔵橋から以北の交通のふくそうすることに對して、県並びに市に對して一つの示唆を与えられたということを新聞紙上で承わったのであります。しかし、この方面の道路の拡張は、先ほども池畑議員の質問に對して都市計画課長が答えられたように、土地の確保という点において相当困難な点があるのでございます。このさい、前から述べられておるところの本市の西部の丘陵地帯を東西に通る、いわゆる名古屋・大阪の道路、国道一号線のバイパス線としておやりになる御意思があるかないか。中央の施策を承わりますと、地元において土地の購入に努力するならば、予算的措置もして可なりというような現状にあります。前の藤谷議員の新産業

都市の問題に於いてる質問され、市長はこれに對して答弁されたのでございますが、この方面の道路の開拓ということは、一つは本市の中央の国道一号線の交通を緩和するとともに、西部を開発する大きな役目をなすものと思っております。ただいま私どもの手元に、日本横断運河の計画書なるもの抜萃を承わって、市長がこの問題に對して努力と熱意を傾けられ、いまや中央の問題に立ち至ったことに對して、私は市長の努力に敬意を表するのであります。市民生活に、本市の開発にも、とも関係の深いこの名古屋・大阪間の道路の新設に、市長は中部運河に寄せられた情熱と努力とを傾けられる御意思いかん、ということをお尋ねする次第でございます。

次に総合開発問題でございますが、北部開発と南部開発にたゞいまは分れて、いろいろ研究されておるのであります。北部開発は、八幡の関連工場がくることよって北部丘陵地帯が開発される状態でございますが、残念ながら設備投資の抑制から、これら工場の進出はしばらくの間猶予される状態になったのでございます。従って、北部の丘陵開発は一応たな上げの観になります。南部開発のあの五十万坪の国有地の払い下げ、これに對する開発計画がどのようにこんご進められていくか。ちょうど昨年のはじめごろは、この問題に對して理事者各位は非常な熱意をもって五十万坪を管理しておられ、四郷、日永、内部三地区の方々とひざをまじえて話し合ひ、将来に對する補償の額も相談され、また議會に對しても一つの施策を出されていたのでございます。私も、この南部の五十万坪の開発のことを、發展途上の四日市においては重要欠くべからざるものと感ぜまして、全員一致をもってこれに協賛したのでございます。續いてその構想は発表するにあたりまして、関係地区各位はうに及ばず、心ある市民もこれに非常な期待をもっていたのであります。一年を経過した今日、どのようなか。将来どのようにこれを進めていこうとされておるのか。また地元の関係の市民と、どのような交渉をもって進めていかれようといま意図されているのか。この点について、市長から御答弁を願いたいのでございます。

以上、簡単でございますが、教育問題、交通問題、開発問題についてお尋ねする次第でございます。

〔教育長（山本軍一君）登壇〕

○教育長（山本軍一君） お答えいたします。

三つありましたうちで、一番最初にあげられました南工業高校の敷地問題が非常に遅れている理由、それからその解決策、次にメリノール修道会の敷地がどうなっているかということでございますが、私のいままでわかっている範囲にお答えしたいと思いますと思いますが、といいますのは、五月二十九日に神前地区の土地の買収をはじめ、一番最初の会合がありましたときに、これは市長特命によりまして、開発公社がこの買収を受け持つということで、私たちもこれについていきまして、地区の代表の方々に集っていただきまして、最初の話し合いを始めたのであります。それから非常に現在まで時日がたつていまして、とくに坂上議員さんが指摘されましたように、来年度の四月の開校までにこれができるかどうかというせとぎわに立っていることは事実でございます。とくに工業高校におきましては、仮校舎をつくるにいたしましたも二年以下の仮校舎ということになりますと非常にむずかしい条件がこれに加わるので、私たちとしまして、これは仮校舎でなしに本校舎ができないと相当困った状態になるのでないかしらんということをお心配しております。これが遅れた理由といたしまして、最初に話し合いをもちましてから公社が買収の内容について話し合ったのでございますけれども、これは買収の交渉に入つてわかったことでございますけれども、地区に一部買収に反対があったということでございます。それはしかもその敷地とだいたい予定されています中心部にありますたくさんの土地をもっている人が、これに反対を唱えているということがわかったのでございます。従いまして、この反対の人に対して工作といえますか、了解といえますか、こういうことに非常に長い時間を費やしたということでございます。これがかいきの問題等やつと解決いたしまして、その次に問題になりましたのは侵入道路の問題で

ございまして、この侵入道路につきましても、土木課の設計は前後合せて三回、正式な設計をやり直しています。それくらい侵入道路につきましてもむずかしい条件が起つてきて、時間を浪費したということでございます。それで侵入道路もやつとかたづけいたところで、現在、補償の問題につきまして地元からの陳情がありまして、これらにつきましては一両日中になんらかの解決がつくと、私たちとしては思っておりますのでございまして、これが解決すると全部、整地その他につきましても設計が終つておりますので、一挙に解決できるものと、南工業高校につきましては思っております。それからメリノールの敷地につきましては、これも学校の希望は仮校舎なしで、できましたらすぐに本校舎で出発したいということでございます。もともとこれはシスターの住まいである修道院等がありますので、開校する場合にはこういうものも準備しなければならぬので、非常に面倒であるということでございます。これももともとであるかと思えます。この校地の敷地につきましては候補地もありますけれども、この問題につきましても、今期の議会の終りますまでになんらかの提案ができるものと私たちも期待いたしております。

次に総合教育計画でございますが、これは現在の計画では、十一月末までにまとめ上げたいと思つて一所懸命やっております。施設につきましても、これは施設が重点か、内容が重点か、社会教育が重点かというお尋ねでございますけれども、これは私たちとしては現在、平行してやっておりますので、施設につきましても内容につきましても、実験学級または実験研究を続けておりまして、また社会教育につきましては、八月に重点的にかかりまして一応の目やすをつくりましたので、この間、社会教育委員会にも中間報告の形で御報告さしていただいて、御意見を伺ったようなわけでございまして、これにつきましては、十一月の末までにまとめ、その上で検討を加えて成案をえまされたならば、教育委員会としては実現に努力していきたいと思っております。

次に、機構改革を教育委員会やつて体育課を新設する意思はあるかどうかということでございますが、現在の四

日市市の体育の状況から申しますと、体育課を新設するだけの内容をまだ備えていないと私たちは思っております。従って、現在は係ですが、将来を考えますと、とくに現在話題になっております五十メートルの公認プールとか、そういうものが実現のはこびに至りますと、これは施設としては相当なものもちますので、そのときには機構改革とにらみ合せて、体育の部面を拡充していきたいと、こういうふうに思っております。

〔第一建設部長（城井義夫君）登壇〕

○第一建設部長（城井義夫君） 第二問の交通問題に関しまして、お答えをさせていただきます。

御質問の内容といたしまして、現在の国道の信号機に対する問題、それから名四国道の四日市より南部の計画の見直し、あるいは竣工後の連絡方法、現国道の対策、大四国道の問題、最後に河野建設大臣の視察のときの示唆の内容、こういう御質問のように拝聴いたしましたお答えさせていただきます。

信号機につきましては、御質問の中では泊、旧市内、三ツ峯というふうにおあげになりましたが、泊の三差路は非常に交通整理の困難なところでございます。都市計画上ではどうしても立体橋を併用した交通整理をしなくては解決つかないという考え方から、そういう計画をしております。これにつきましては、非常な多額の工事費を要すると存じますので、その解決までの間は当然信号機の設置が考えられると思っております。三差路の交通でございますので非常にむずかしいだろうと、こういうふうに考えております。この個所については、信号機の設置は可能であろうと考えておるのでございますが、三ツ峯の問題でございますが、ちょうど三ツ峯の西から国道に出ます個所につきましては、本年度、交通安全協会のほうで設置の計画があるように聞いておりましたが、その道路の交差点の改良が思うようにまいりませんので設置が不可能であるということで、いまのところ設置は取りやめたように聞いております。この点につきましては、国の関連道路の拡幅を検討した上で設置できるようにもっていきたいと

考えておりますが、今年度の計画は取りやめになるように聞いております。旧市内につきましては、逐次、信号機が設置されておるのでございますが、まだ二、三カ所必要なところがあるように思います。この点につきましては、交通安全協会等で十分御検討なさると存じております。

次に、名四国道の問題でございますが、名四国道につきましては、先般、新聞にも出てございましたように、来年の二月の十五日を目途といたしまして、一応、名古屋から四日市の二級国道、すなわち相生通りまで公用を開始するというところで、大臣がみえまして御決定になりました。関係部分につきましてはそれによって努力されておるようでございます。大臣の視察のときに、私たち愛知県まで一緒に視察させていただいたのでございますが、非常に困難な問題と思いますが、いまのような突貫工事ではいけないのではないかというふうにみてまいった次第でございます。これが関連いたしますと、四日市の現在の国道とどういう結び方をするかという問題でございますが、これにつきましては、一応考えられる道路は橋北の通称六間道路、次に新丁通りと申しております二十七メートル道路、それから二級道路の新道通りでございます。ところが新道につきましては、下水道工事その他によりまして、非常に舗装が現在いたんでおります。これにつきましては、十月の一日ごろから舗装の改修に県が着手いたしました。一応、名四国道の竣工をする二月十五日までには、国鉄の踏み切りから一級国道までを全部舗装をやり直すということでございます。国、県ではこの二級国道を名四国道との連絡道路の主なるものと考えておられます。ところがこの道路につきましても、御案内のとおり国鉄の踏み切りあるいは四日市の一番の商店街というよりいろいろな条件から考えますと、非常にこの道路に交通量を集中させることに問題がございますので、われわれといたしましては、先ほど申しました橋北の六間道路、新丁の二十七メートル道路、これをやはり併用してもらったらどうかという意見を持ち出しております。これについては一般道路でございますので、運転手の感覚によってどこでも通れるのでござ

いますが、一応、名古屋方面行き、あるいは大阪、伊勢行きというよりな道路標識をどういう立て方をするかという問題でございまして、これは名古屋地建のほうからたびたび現地に来て、現在の状況をお調べになって検討中でございます。

それから、名四国道の四日市以南の計画がどうなっているかという問題でございまして、名四国道につきましては、着工当時、前期と後期に分けてまして、前期は三十八年度まで、後期が三十九年、四十年というふうに考えられておりました、その後期において諏訪新道から以南を着工するというふうになっております。工事費につきましては、だいたい五十億円前後で、前期、後期同額でございまして、後期の分につきましては、一応、納屋小学校の前からまっすぐ南進いたしまして、現在の港中学校の運動場の西側を通りまして、その先に市営住宅、県営住宅の団地がございまして、それから鹿化橋の橋詰で現在の国道一号線につながる計画で着工され、一応、名四国道の百一億五千万円という大蔵省の認めている予算がきまっております。ところがこの路線につきましては、非常に地元の直接地主関係の方、ないしは私たち地元の方、地元といえますか、われわれの都市計画街路の立場からいまして、現在の都市計画道路に無関心にこれをななめに切っていくということから、また地主さんにおかれましては現在の耕地割の区画を全然考慮されていないということから、ひとつ再考慮を願いたいと国のほうに話をしておたのでございまして、だいたい現在におきましては、先ほど申しましたように鹿化川じりて結ぶ案は一応検討するということですが、それをどういふ検討をするかと申し上げますと、先ほど申しましたように港中学のところからとくに西におりず、そのまま南方に高架道路でもって下りまして、ガス会社の東側、松下電工の工場の東を通じまして、味の素の工場建設地の東北のところまで現在の道路におりる、すなわち河瀬知川から味の素のところまで高架で通りまして、そこではじめて現在の高さにおりまして、それから先は臨海工業地帯の区画整理がやられました地域につきましては、現在十五

メートルの三号線と称している道路がございまして、石原産業の住宅の西、中電の住宅地地帯の東を通りまして、河原田の鈴鹿川改修をやっております堤防にそいまして、鈴鹿に入っていくという考え方がだいたい固まっているようにございまして、これにつきましては、本年度からすでに若干調査費をたれまして調査をやる予定になっております。一応、出先の技術者の感覚としては、あとで申しましたそういう案ですでに固まっているのではないだろうかという見通しでございまして、最初、出発の予算の内訳としましては、阿瀬知川から鹿化川へ出るということになっております。この延長につきましては、先ほど三十九年度、四十年の後期の二回にやる予定になっておりますが、明年の二月に納屋まで終わりますので、それから先、引き続きどうなるかという問題でございまして、これにつきましては、名四事務所におきましては、明年度、二十億円前後の仕事をやりたいという希望で、本省へ折衝願っているようにございまして、だいたい現在の見通しとしましては、名古屋の笠寺の延長に十一億円前後、それから四日市の港中学方面に六、七億円予定していたそうですが、駅東の土地改造が遅れておりますので、四日市の予算は一応望みないだろうという情報を聞いております。

名四国道の現況についてはそういう状況でございまして、次の問題の現在の国道の交通状況をどうするかという問題でございまして、この交通量の問題につきましては、名神高速道路あるいは名四国道のときにコンサルタントといろいろ研究されまして、現在の名古屋大阪間の四日市を通過する車は、昭和五十五年で五十万台を越す。だいたい数字では、市内で二万七千台位を予想されるわけでございます。それにつきましては、名四国道にそのうち二万四千台がくる。それから名神高速道路に八千五百台が回るであろうという講想のもとに、名四国道では三万五、六千台が通るのであろう。旧道路につきましては、二万四、五千台じゃないだろうか。すなわち昭和五十五年にはこういう状況になるであろうという数字を出しておりますが、いま申し上げました数字の交通量になった場合には、現在から考えまし

て、いま以上にひどくなっているのではないかと、こういうふうに考えます。現在の国道の交通量は、だいたい一七七、八千台のほすでございす。いまよりもなお五割くらいふえたところまでいくと考えているのであります。それで、現在の国道がそういう状況で、名四ができましたも、交通問題としては非常に閑散になるといふことはとうてい想像がつかまへないので、御質問の中にもありましたように、山手のほりを抜いてしまふ高速道路の計画があるかないかという問題でございす、これにつきすしては名古屋、四日市、上野あるいは大阪方面とも、開発局がいろいろ中心になりまして話をしておりまして、自動車的高速道路の計画をもつて、いろいろ国のほうに推進してもらうようにお願いしてありますが、この道路の見通しとしては、先ほど申しましたように昭和五十五年には名神国道の一応、飽和になり、現在の道もいっぱいになり、名四国道もいっぱいになるであろう。こういうところから、少なくとも四十年ごろから高速道路にかかってもらいたいという意気込みで、いろいろ話し合ひをしておりす。これにつきましては、現在、陳情の段階でございまして、まだ具体的な問題はございせんが、道路公団あたりが調査を開始してありす。次の、河野建設大臣のおみえになったときの様子でございす、河野大臣といたされましては、国道一号線で桑名の松尾から四日市の富田、海蔵ほどのひどいところはほかにないじゃないか、これを地元のものに黙ってみておるのうかというふうな御趣旨でございまして、われわれとしては名四国道をいまつくっておられますので、これができたら早速この問題をお願いしようという考え方を市長さんが申されたのでございす、大臣といたされましては、名四国道ができましたも根本的な解決はつかないのだから、すぐでもかかるとはどうか、それについては地元で用地とか、障害家屋等の移転等について問題を解決するなら、国の緊急三九年計画で解決つけてやろう、そういう地元で解決つける意思あるいは見通しがあるかどうかということをお尋ねになったのであります。

〔総務課長（西川敏郎君）登壇〕

○総務課長（西川敏郎君） 交通信号機について、御説明申し上げます。

三月の定例会市会におきまして、五十万円の交通安全対策費をちょうだいいたしましたので、早速、警察と連絡いたしました、これにつきましていろいろこんごの計画、また具体的な線を出したわけでございす。御質問の交通信号機につきましては、現在、四日市におきまして、四日市署管内で九基、四日市の富田署管内では二基ございす。これにつきまして、本年度の県からの設置としましては当初要求いたしましたのは二基でございす、これがそのまま認められまして、そのほかに本市の分としまして六基ほど警察のほうと相談したわけでございす。その内訳を申し上げますと、市の消防署の東の十字路、それから新浜町の老松橋の十字路、宮東町の旧海軍道路の丁字路、それからただいま建設部長からお話いたしました追分の国道三差路でございす、これは相当技術的にも、また経費的にも勘案する必要があるがございす、一応めどがつかましたので、これも設置する。それから交通安全協会のほうで近鉄駅前のおくさんの人の出入りなさいます横断道路につきまして、これも簡単なものでございす、一つつけたい。それから三ツ谷の十字路でございす、これは建物の関係上むずかしゅうございす、国道一号線の新正町、ここにつけてはどうか、いろいろ警察と相談いたしましたのであります。富田署の管内につきましては、交通事情は相当煩雑でございす、建物、街路のつごう上、交通信号機は現在以上に増しますと、交通がかえって不便になるといふこともございすので、一応、信号機は保留いたしました、これにかわるべきいろいろな施策を講じてあります。すでにアーチとか横断歩道につきましていろいろ富田署は計画をし、また実施もなされておるわけでございす。技術的に四月からなせ遅れているかというおしかりをこらむるわけでございす、いろいろこういう面につきましての場所的を検討、それから業者との折衝がえられず、それで遅れておりますので、もう間近にこのことが実現されると思ひますので、よろしくお願いいたします。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） 国道の關係のごさいます、これについてごく簡潔に御報告を申し上げたいと思ひます。と申しますのは、名四国道はただいま御答弁申し上げましたとおり、来年の二月十五日をひとつの目途といたしまして完成すべく、あらゆることを申してきております。それに協力することになりました。先般もお願いいたしましたとおり、道路の拡幅等につきましても協力させていただきたい、また水道の埋設管についても事前工作をしておきたいというふうなことでございまして、要するにただいまの四日市についてきておりますものは、完成していただけるだろうと思っております。そのときに知事さんから御陳情がありまして、四日市のはしくれまでは乗せていただいているが、それから先はぜひひとつ鈴鹿のほうで連絡線を出してほしい、こういう御陳情がございました。これに對しても、この線ができてからのことはまだ明言はようせんと、だからまずまずの問題をつくり上げることが先だと、こういうふうにはつきりいつておられましたので、ちょっとこれは困ったことだなと感じました。それから現在の国道一号線の問題でございますが、あすこは建設大臣が通られました、これじゃ障害が起こるのは当然だと、市長も自分のところじゃないか、これは一所懸命なれよということ、知事さんと二人とくに呼び出しをくひまして、これは拡幅してやるから、その補償問題あるいは立ちのき問題というふうなことについて、来年の二月十五日に全部調印を整えてもってこい、そうしたらひとつ思い切つてやろうじゃないかということをいわれましたので、県と相談しまして、これはやはり県が中心になっていただかなければいけませんので、至急にどれくらい幅を広げるか、實際問題となりますと、この狭いところを全部広げると容易なことではございませんので、実は県におきましても非常な心配になって調査を進めておりますので、調査がわかつたらすぐに市にも知らせてくれ、そうしたら市もどうしたらこういうふうなことができるかどうかということを一いつ検討して、一日も早く熱のさめぬうちにこの問題をちゃんと線の上に乗せてもらおうじゃないかということ、いま県に盛んに催促している最中でございます。それから大臣のいわれますのは、どうも名古屋を中心として道路の問題がたくさん出てきたと。現においでになつたさいに名古屋で懇談会がございまして、百五十人ほどの方がお集りになりました。三重県では知事さん一人御出席になる予定でありましたが、四日市の市長もちょうどお送りしていただきました。ですからその席に入れたいただきました。拝聴しておつたのですが、そのときに大臣のいわれますのは、名古屋からいっているところの富山に抜ける線とか、あるいは高岡に抜ける線とかいうことはいま考えにはない。ただし、名古屋、四日市を通過して大阪へ直通する道路については、三年間のうちに完成せしめる方針だ、こういうことを繰り返して繰り返して申しておりましたが、このことはおそらく私は現在の国道一号線を延長していつて大阪にぶつけようというお考えだろうと思つております。これは非常にわれわれにプラスになることでありますので、非常にありがたいと思ひました。そのほかに、ただいま申しておりますところの名古屋・大阪間を四日市の山間部を通りまして直通せしめる、いわゆる高速道路でございますが、これについても陳情はいたしましたのですけれども、いまこれを直ちに取り上げるといふ考えはないらしいが、しかしいまの名神国道がすでに四十一年以降におきましてはフルになりますので、こういうものも大いに考えなくちゃならぬだろうというお考えのように拝聴いたしました。そのときとくに注意を受けましたことは、伊勢大橋、尾張大橋のたもとに歩道をつけようと、それから追分が非常に困難なところであるから、ここはなんとか立体にでもして安全を確保するということをやらなければならぬだろうと思つて、非常にさっぱりした胸のすくような御答弁でございました。これは四日市にとっては非常に喜ばしいと思ひますが、なおこの上ともこの線を推し進めていきたいと存じております。

それから開発問題につきまして、北部については仰せのとおりただいま一応財界の動きをみましてさらに活動を起

ござなければなりません。実は内々におきましては、やはり霞ヶ浦の土地を一日も早くコースに乗せていくというよりなこと、それから霞ヶ浦と海蔵川の間は市において一応確保いたしました。そうして将来に備えていかなければならぬ。それから後方地帯につきましては、あの広いところを区画整理の予備調査をいたしました。漸次、進めていかなければならぬということがございますが、これは急を要する問題ではありませんけれども、同時に緩急よろしきをはかつてやらさしていただきたいと、こう思っております。南部につきましては、非常に旧地主の方にも御心配をかけ、御迷惑をかけておるんでございますが、御承知のとおり最初われわれが願ひ出しましたことは、半分は公園にし、半分は住宅地にしたというところでございましたが、この住宅地の約二十五万坪につきましては、非常に政府におかれましては御懸念になりました。むしろそういうことよりも全体を緑地ということのほうがいいんじゃないか、だから全体を公園計画として取り進めたほうがよいというような御意図がはじまりましたので、せっかく地元の方々の御協賛をえておることであり、御了承を賜わっておりますので、その線もただいま鋭意研究させていただきます。先般、これは所管を少し異にせられらのでございますけれども、四日市の特殊な事情、臨海地帯におきます工場の進出に伴いまして、住宅行政をもっと急げと、とくにそういうような国有地があるならばそのつを開放して、そこに大衆的な民衆的な住宅をどんどん開発すべきである。そんならまで国がだかえ込んでおいて開放しないというところから、住宅問題がいつまでたっても解決しないのだ。よろしく四日市についても早くそんなことをいってないで開放してやって、そうして公団でもなんでもよいから、一般住民の住まえるような住宅をつくってくれということをお広く提案をしておいでになることは、地方に行っても話が出ますし、中央でもそういう話が出ておりますので、あるいはただいまの公園案でももう少しくらいこの線にせいまして、急激に開放に向ってくるというよりなことであれば、われわれは非常に歓迎するところでありますし、市がかねて熱望しておったことでございます。

するので、一時も早くその線に乗せていただいて、皆さんの御期待にそいたいと思います。ただし、いままで旧地主の方に対しまして、なんと申しますか、お見舞いを申し上げるようになっております線につきましては、時間がおそくなっていきますので非常に御迷惑と思ひますが、しかしこれは払い下げ問題あるいは貸し下げ問題とも関連いたしておりますので、当面といたしましては、かねてその方々がいろいろの御経費をお使いになつていらつしやる分だけを一応先払いをしていただいたらどうかというようにお話を、ただいま鋭意研究いたしまして、その成案ができましたならば、代表者の方々にも申し上げて、できる限りそういうことでしばらくの間御辛抱していただくことができいかというふうに考えている次第でございます。以上をもちまして、お答えをさせていただきます。

○議長（山本三郎君） 暫時、休憩いたします。

午後二時三十八分休憩

○議長（山本三郎君） 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。坂上議員。

〔坂上長十郎君登壇〕

○坂上長十郎君 ただいま市長はじめ関係の方から、私の質問に対していろいろ御答弁があったのでございますが、そのうち二、三、自分として了解に苦しむところがございまして、再質問するわけでございます。

教育問題に關しまして、南工業高校の敷地の解決の問題、メリノール修道会の進出の問題に対しては、非常に複雑多岐なように承わったのでありますが、ただいま教育長はいと簡単にこの会期中に解決し、報告するというような答弁があったのでございます。私はそのことを信頼して、せひともこの会期に両者の問題が学校、地区すべての方々

が満足されるように解決をして、この議場からわれわれ議員に向かって説明になり、一般市民の心配している問題をぜひ解決してもらいたいことを望むものでございます。

次に教育委員会の機構の問題に關しまして、私は体育課を新設して体育指導の問題についていかにということに対しては、教育長の答弁は非常におざなりでございます。ただいま庁内においてだれが体育指導の任にあたるのか、そういう人があるのかないのか。いままでに社会教育課に一人の体育指導の方がおられました。が地方の公民館長として出ておられるのであります。これをどうしてやっておられるかということに対して、いまま少し明快な御回答を願いたい。同時に私が質問の中に折り込んだように、今日の青少年の非行行為はどんな年齢が低下して、中学の高学年に入ろうとしているのでございます。これらの生活指導を含めた教育内容に対して、いかなる施策をもととしておられるか、その点について御回答を願いたいと思っております。

次に交通問題に対して、いろいろと市長並びに建設部長から承わったのでございますが、建設部長にぜひお願いしたいことは、各四国道の開通後における南部の交通対策に対して、いろいろと考えておられる中央の施策を述べられました。が、市民が交通地獄のためにいろいろの問題を起さないうちに、ぜひいまから自動車の交通方向を指示して心配のないようにしてもらいたい。

次に、市長から御答弁になりました問題でございますが、河野建設大臣が本年間に名古屋・大阪間の国道の拡幅をしてやろう、ことに二月中旬までに敷地拡張の問題に対して地元の協力をえて、調印して出さないというふうなお話があったことを伺い、私自身も非常に喜ぶものでございます。こういうふうに中央においてぜひやってやろうというふうなことは、国道一号線の拡張問題を解決するには、絶好の機会と私は存するのでございます。先ほど申し上げましたように、市長はこの点に關してぜひ市民各位の協力と、あるいは必要があれば市会議員の協力をえられま

して、本市を通過してある非常に国道の狭いところ、いわゆる海蔵橋から桑名に通ずるところ、新正方面から追分、山ノ手住宅並びに鈴鹿市に通ずるところは、いまにして国道拡幅可能なきにぜひ実現するような決意と情熱を傾けられんことを、せつに希望するものであります。

次に南部開発の問題でございますが、いろいろの経緯があることを伺い、私は困難性はよくわかるのでございます。が、関係地元は去年のいまごろ、理事者とひざをまじえていろいろ管理してある土地に対して希望を述べ、これを市側も了承されたのでございますが、市長がただいま答弁された、いままでに運動された諸経費の問題で解決したい、そのために理事者は研究してあるというふうな安易なお答えがあったのでございますが、私も関係地元民の声を聞きますと、相当、市長の考えておられるのと地元民の考えには開きがあるのでございます。こういう問題に対しまして、市長はどのように地元民の了解と納得をえられるような方法を講じられますか、再度御答弁をお願いいたします。

〔教育長（山本軍一君）登壇〕

○教育長（山本軍一君） お答えいたします。

体育の指導でございますが、現在の体育の係員は係長以下四名でありまして、専門員一人、この四名以外に嘱託専門員二名おります。それから体協がございまして、体協の組織としましては県下で固まった組織をもってありますので、育成の段階でなく、体協とタイアップして現在再検討をやっていく段階でございます。従いまして、体協の中から体育の指導員を委嘱しまして指導してやっておっていただくのでございまして、現在のスタッフで私はやっていけると思っております。ただこれ以上、施設がふえた場合には、いまの体育係では不足でございますので、趣向をかえた問題において考えていきたいと、こう思っております。なお、将来の対策につきましては、現在、総合計画におき

まして体育の専門委員会をつくって検討しておりますので、その点についてはその結果を待ってやっていきたいと思
います。

次に、青少年の生活指導の問題でございますが、これはこの間の塩浜の事件にも関係いたしました。学校とくに中
学の校長等と話し合いました結果におきまして、基本的にはこういうことを考えています。現在、学校にあります生
活指導の時間をもっと強く指導していくということでございます。その次に欠席、早びき等につきましては早い時期
に手当てをしていこうと。そのためには特別に生活指導のために先生を配置していただくように要望したい。これに
つきましては、文部省におきましても、特殊な土地におきましては生活指導のための専門の先生を配置するような配
慮もあるように聞いておりますので、この点も要望していきたい。その次には、生徒のための生活指導室を特別にい
ただきたいという要望でございます。次に地区の子供を守る会、現在八つできておりますけれども、これを四日市全
地区に及ぼそうということでございます。それからもう一つは、これは基本的な問題でございますけれども、子供が
学校へ行ってお客にならないということでございます。これは現在どの学校でもお客は相当数あります。学校にくる
のは仕方なくるのであって、学校にきてなにか一つでも子供に楽しみがあるか、学校の仕事があるかと反省させら
れますと、これはすぐに「イエス」ということはできない、従いまして、子供として学校へきたらなにか楽しみがあ
ったという意味では、クラブ活動その他をもう少し選手制度なんかから反省しまして、一人一人皆そういうことがで
きるような態勢にもっていかなければならぬということでございます。それから臨床的な問題につきましては、これ
はこの問題につきましては、これはこの間から補導センターと対策を協議しておりますが、塩浜の問題は防犯委員会
にも入っていない、子供を守る会にも入っていない、特殊な地域の子供でございますので、これらについてどうい
う対策を立てるかということが残っておりますけれども、これは私たちとしまして、第三国人を対象にした教育につ

いてはもっと深く考えていく必要を痛感しております。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） 南部のことにつきまして、ただいま市長は非常に安易に考えておられるかのようにお話しでござ
いました。私は決してそういうふうに考えておりません。非常に皆さんに御心配をかけておることでございますの
で、できる限りのことを、すでに御了承をえておるのでから、さしていただくかと思っております。でございますが、
なにを申ししても国のほうとの貸し下げをするとか、あるいは払い下げをするかという線がきまっております。ま
ん先には、なかなかこれは困難な事情があると思っております。ただいま申し上げましたことを一応としましては考え
ておりますが、それをいたしますにつきましては、だいたいある程度の、なんと申しますか、将来はらむであろうも
のにつきましての処置を講じまして、それから生ずる利息の中からでも、一応ただいままでについております経費だ
けは払わしていただいて、いよいよことがきまったときにそれを勘定の中へ入れて払わしていただくというようなふ
うにさしていただいたらどうかという考えが、ただいま理事者間で研究されておるのであります。これにつきま
しては、いずれも旧地主の代表者の方々と御懇談申し上げまして、そうしていろいろ市の法的な立場ということにつ
いてもよく御理解をえていただきたいと、こう思っております。しかしながら最近に起こってまいりましたように、住宅
地としてどんどん開放するのだという方針なり、また最近住宅公団のほうからもなんらかこれについて手を打ちた
いような御意図の御相談もございしまするので、そうなりますとまた様子が変わってまいりまして、市がそういう措置を
したときにそれを認めてくれさえすれば、直ちにその手が打てると思っております。それらについてもいづれ公団あたりの
態度がきまってしまうと思っておりますので、そのときになりましたら一日も早く皆様方に御安心願えるような処置を講じ
たい、こういうふうに心構えしておりますが、事前にはなほ申し上げにくいので、この辺でひとつ御容赦願いたい

と思います。

○坂上長十郎君 自席からお願いします。

教育問題に関してございますが、教育長の相当苦心されていることはよくわかるのでございますが、ぜひ生活指導を通した中学生の指導強化という方面に、十分の留意をしておいてもらいたい。同時に体育指導の問題につきましても御答弁があったのでございますが、私ははなはだ遺憾ながら十分納得はできないのでございますが、現在の立場上、余儀ないだろうと思えます。将来にこれを期するということをぜひ忘れずに推進してもらいたいと、強く要望する次第でございます。

次に南部開発の問題で、市長が非常に苦心されていることもよくわかったのでございます。ただ、こういうことだけつけ加えておきます。代表者の方々とお話し合いになったその内容が一般の方には通じていないためにいろいろのうわさ、いろいろのデマが飛んでおるのでございますが、こういう点についてなおいっそう御配慮願いたい。代表の方にいったからよいということではなく、多数の関係地区民のあることをお忘れなくぜひ推進してもらいたい。同時にこの払い下げ問題は、事務的な問題も必要でございますが、私はこれは政治的解決も必要であろうと信ずるものでございます。できるならば地元出身の代議士を通じて、政治的に一日も早く有利に解決するような方向に進んで、地元民の期待、市民の要望にぜひこたえられんことをせつに要望して、私たちの質問を終るのでございます。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 過日の議会におきまして、私どもは四日市の都市計画について提案されたわけですが、その中で出されました四日市都市計画街路並びに用途地域の図面、これはもちろん権威のある図面であると考えます。この図面につきまして、理事者のほうにおきましてはどういう経緯でもってつくり上げられたか、あるいはどのような範囲でこれ

を検討されたか、この点について御質問したいのです。なぜならば、都市計画と申しますのは、都市全体のあらゆる部分が均衡を保って発展をするという原則に立たなければならぬと思えます。従って四日市市の扱う行政部門だけでなくて、その他交通運輸あるいは水の問題、それから通信、これら全部にわたって均衡を保ってやらなければならぬのではないかと思いますし、また四日市だけでこれを考えてみても、他の都市との均衡——先ほど市長も広域都市計画の問題に触れられたと思えますが、こういう面からみましても、あらゆる機関と相談して進めなければならぬと思えます。私はそこでその規模とその経過について、まず質問したいと思います。

〔第一建設部長（城井義夫君）登壇〕

○第一建設部長（城井義夫君） 先般お手元に配らしていただきました街路網、用途地域別図面でございますが、これの決定につきましては、本年の一月二十四日と記憶しておりますが、官報において告示された都市計画法による決定図面でございます。これの決定いたしました経過につきましては、すでに全然都市計画の街路用途地域がなかったものではございませんで、局部的に変更しておったのでございますが、最近の四日市の伸びは飛躍的でございますので、これを根本的に検討しなくてはいかないと、前の計画を局部的にいじっておったのでは、非常に無理があるという結論になりました。三、四年前よりいろいろ県の御指導あるいは本省と相談いたしましたので進めておったのでございます。その間の一つよりどころと申しますと、開発局で行ないました東大の高山教授の研究所を中心いたしました総合計画の結論をまっして、都市計画の本にしたわけでございますが、その経過につきましては、市の一応出します案が建設省、県、それから三重県の都市計画審議会、それから地元の市会、こういう各方面で同時に御了承をえる案であって、同時に御了承をえる見通しがないと出せませんので、非常にその点慎重に考えまして、ときをえてやると本年一月二十四日に出されたというのが経過でございます。これらの事務的な進め方といたしましては、一応、市のほうが

各関係と打ち合せの上で案をつくりまして、県を通じて建設大臣に申請するわけでございますが、そういったしす大臣のほうから都市計画審議会に諮問して頂くわけでございまして、その答申の結果を待つて告示をされたのでございます。市会との表面上の連絡といたしましては、昨年十月ごろかと記憶しておりますが、青写真で焼きました。あまり体裁のよい図面でございますませんでした。錦議員さんから図面が悪いとおしかりを受けたときでございますが、このときに全員協議会で一応の案をお示ししまして、一応、御了承をえておるものという事で進めさせていただいたのでございます。そうしてその後、地図の印刷等の予算等がございまして、先般やっどお手元にお届けしたわけでございます。なお、この計画をきめる段階において非常に各方面に影響のあることとございまして、そういう点とどういう調整をしておるかという御質問のように拝聴いたしました。市の内部的な問題といたしましては、開発の關係あるいは産業關係と主として密接に連絡をとったわけでございますが、一応、市におきましても救回關係者に寄つていただきまして、説明会を開いて、われわれ内部的には十分連絡をとったはずでございます。本省におかれましては、建設省の都市局の関連はもちろん、道路局、住宅局關係、消防庁、これも書類上の会議がございまして、はつきり会議の上、大臣が三重県に諮問してきた、こういう経過になっております。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君　ただいまの答弁で、非常に慎重に扱ったというふうに伺いましたわけですが、こういう問題は非常に将来へ大きく影響するわけですから、より慎重にやるにこしたことはないわけですが、その点で慎重に扱われたのはけっこうですが、これを仔細にみてみますというところ若干の疑問が出てくるわけですが、まづ、私ども前に全員協議会で図面をもらったわけですが、このようには、きりときれいにつくられておられないし、若干、勉強不足であつたと思いますが、たとえば楠とか川越の關係、先ほど市長が広域都市の考え方と述べられました。これら

の町村とどういふふうな経過でもつてつくられておるのか。おそらく将来の計画をつくるのですから、一度や二度の会合ぐらいではそう簡単に結論は出ないのではないかと思ひます。この点が一点。それから第二点としましては塩浜地区の問題、あるいは高浜地区の問題、これらがともに工場地帯の中には含まれたり、あるいはまるっきり包含されてしまつてゐる状態にあるわけですが、それを将来どういふふうにか考へていくのか。それから、前からもいわれておる問題ですが、近鉄並びに国鉄の道路との交差の問題、すなわち四日市を發展させるためには、どうしても遮断されているこの鉄道を立体にしなければならぬという意見が、この議会でたびたび繰り返されたと思ひますが、それが依然として平面になり、また市の中心で道路のほうが高架になつてゐる、こういう問題。それから少し小さな問題かもしれませんが、この図面、あるいは最近市でもつていろいろ発行しておりますところの構想図とか、あるいは上水道の布設平面図、これらを実験してみますという、工業用地と住宅地域との割振りが若干食い違つておる。もちろん構想でありあるいは計画である。また計画につきましても、相当漠然とした計画であつたりする場合もあるわけでございますが、いったんこういうものが出されますという、これはやはり一つの既成事実をつくり上げることになる。その場合にそういう食い違いが出てくるということは、はなはだまどわされるということになつてあまりいいことじゃないのじやないかと思ひます。私がさつきお伺ひしたのは、そういう面で食い違いがあつたり、あるいは前に議会で指摘されたりしたようなことが、どういふ會議に基づいて、あるいはどういふディスプレイションでもつて結論をえたかというふうなことを聞きたかつたわけですが、重ねてそういう点についてお答え願ひしたいと思います。

〔第一建設部長（城井義夫君）登壇〕

○第一建設部長（城井義夫君）　お答えいたします。

第一問の、隣接町村との連絡をどうしたかということでございますが、これにつきましては隣接の楠、川越、朝日

というのは、独自の都市計画をもたずに、四日市市の都市計画事業の一部であるというふうになっておりまして、法的には四日市都市計画区域の面積の中に包含されておりまして。ただこれは自治体と別な独立をした市町村でございまして、この点につきましては、とくに市議会の定員を楠と川越、朝日は以前おられなかったのをふやしていたというところ。それから計画をつくる段階につきましては、一応、鈴鹿市から桑名まで、鈴鹿から以北の全地域の構想を、県を中心といたしまして、その中から四日市都市計画区域の分をその中において構想をねり直したということでございますが、関連をもつてつながっております。ただ鈴鹿と桑名とが現われておりませんが、これは一応県の都市計画課の段階においては、全部一括された図面になっております。一応、構想としましては、地域計画的な中から四日市都市計画をピック・アップしたものでございます。それでこれの告示につきましては、やはり四日市の分は四日市市で、同日日付をもちまして楠、川越、朝日も同じように告示されたはずでございます。

次の塩浜地区の関係でございますが、この地区は回りを工場地帯に囲まれておりまして、建設省の計画局の計画課担当の方では、非常に住宅地域として残すのは無理があるという御意見が相当出ておるのでございますが、現況を尊重する意味において、現在お手元に配りましたような結果におちついておるのでございますが、この用途地域につきましても、以前にもだいたい二年に一回くらいずつ局部的な修正をやったことがあるのでございますが、こんごの時期においてはある程度再検討される時期もくるかもわからないと、こういうふうにご考えております。それから開発局のほうで所管されております四日市の構想図と食い違っているのじゃないかということでございますが、私たちの関連では食い違っておらないというふうにご考えておりますが、いわゆる構想でございますので、法的な都市計画区域外のことでもかなり折り込んでございますし、それから都市計画で決定しておらない道路も二、三入れているようであり

まして、その構想図は先ほど申しましたように都市計画の告示後に開発局でつくられましたので、十分それが折り込んであるものと、こういうふうにご解釈しております。

まことにお答えおとしまして申しわけございません。

近鉄、国鉄との交差の問題の考え方、それから上水道とかその他の工業用水とか、そういうものの関連でございますが、上水道につきましては、われわれ原則的には道路の中に埋設されるであろうと、それ以外のところは水道自体で用地買収をしてとられているところもございまして、原則的には道路の中に埋管されますので、その細部も街路網の計画には考慮いたしておりません。ただ市街地全般的な状況につきましては、用悪水路については考慮をしております。それに埋設されるガスとか水道、工業用水等の地下埋設については考慮をしております。それから鉄道の国鉄近鉄との交差の問題でございますが、国鉄も近鉄も四日市の場合には、一応、理想的な考え方としては、第一段に高架で通っていくということであろうと考えます。また一方の検討の仕方によりますと、むしろ近鉄は高架よりも地下のほうがいいのではないかという構想も出てまいるわけでございますが、これは一応都市計画的法的決定の見通しでございますが、百年の計とよく申しますが、建設省におかれましては、百年の計の計画というよりもだいたいの見通しとしましては二十年前後先の見通しをつけた計画であるということで、われわれだいたい本省から指示を受けております。そういうことでございますが、非常に四日市の図面に現われております計画は、本省的ないわけ方をいたしました、少し計画が多すぎると、もっとしぼって十年の間にほとんどできるものにしぼれという御趣旨がございましたが、われわれの感覚では四日市の伸びから考えまして、本省の意にはそわなくても、それ以上の計画をもつべきではないだろうかということをなん回か話しまして、そういう結果にいたした次第でございます。

○前川辰男君 いささか質問がこまかったのですが、先ほど二つの図面を見比べて食い違いが無いというふうにいわれたのですが、さっきの部長の説明では主として街路に重点を置いた説明ではなかつたかと思ひます。ところが、用途地域あるいは工場用地、こういうものに対する図面はかなり大きな違いがあるどちらかといいますと、用途地域の図面のほうが構想図よりも大きく莫然とぬられておるのではないかと思ひます。いったんこういうような文書があり、あるいは図面というものに出された以上は、これは一つの根拠になるだろう。従つて、その点で同じ市として大きな計画、あるいは市の将来の発展のためにつくられるところの原案であれば、北のほうから南に数カ所にわたつて食い違ひが出てくる、こういうふうな形は極力避けていただいて訂正願ひたいと思ひます。それから、建設部長としての御答弁は一応けつこうでございますが、このような計画につきまして一番大きな問題は、やはり全体のしあわせになると、こう考えますが、その場合の塩浜地区の行方とかあるいは高浜、午起の状態、これをどう考えていくかという点も同時に市として一つの構想がなければ、このような図面は書けないのではないかと思ひます。先ほど建設部長の答弁の中にいみじくもいわれたわけですが、現況に即してやった、現況に即して将来の都市計画を立てるなら、そんなものはだれでもできるわけです。つまり現在あるものを中心にしてやっていく、これでは全然発展の原則とかあるいは前向きな進歩はないのじゃないかと思ひます。その点については市長のほうにおいて、いま私が質問した件についての御答弁をお願ひしたいと思います。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） ただいま仰せられることはごもつともなんでございますが、実際問題になりますと、われわれが非常に大きな理想図を書きましても、また考えましても、監督官庁のおめがねから御覧になつて、これは少し行きすぎだと、だからまず四日市としてはある程度まで今日の実情から推していつて、これくらいの程度は伸びられる

だろうといふところに押えたほうがいいのじゃないかといふことで、実はもう少しいろいろの計画のことも申し上げたんでございますが、実際の見地にお立ちになつて、御専門の立場から御判断をお出しになつて、だいたいいまのようなものができる上つたわけで、御当局の係の方によつてよほどまたそれぞれの御思想がありまして、必ずしも前者と後者とが一致するといふわけにはいきませんが、そのときの御担当の方々の意見を尊重しなければならぬといふことで、一応ああいふものを取りまとめました。これが二、三年たちますと、もっと進歩したものになってきますかかもしれません、ただいまのところとしては一応あの線で皆さんに一つの目安をつけていただきたいと、こういうふう

に考えておるような次第でございます。

○前川辰男君 自席で願ひします。

ただいまの市長の答弁で、私、満足できないわけですが、構想はいたすらに大きくするとか、あるいは長い将来の計画を出すとかといふことも必要ですが、同時に、私が塩浜の問題を取り上げて質問したのは、現状はそういう計画の中で非常にアンバランスが出ておる。しかも市民の中で非常に大きな社会問題となつておる。それが同時に解決するような計画でなければ、都市計画ではないんでないか。午前中の、市長の藤谷議員の質問に対する答弁の中に、大きな広域都市の問題が出ておりましたが、これを聞いておりますます私には不安になつてくるわけです。といひますのは、産業都市としての構想はすいぶん整つていくように思ひますが、それに併行して進めなければならぬところの一般市民の問題、これがバランスがとれなければ都市じゃないわけです。工場地帯であるわけです。従つて私は塩浜の例を上げたのであつて、これで私の質問を打ち切りませんが、できるだけ近い機会に、いまいました問題につきましての具体的な答弁、市民を安心させることのできる答弁を期待いたしまして打ち切ります。

○議長（山本三郎君） 暫時、休憩いたします。

○議長（山本三郎君） 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

志積議員。

〔志積政一君登壇〕

○志積政一君 市長は、当初、内政に重点を置きたいといわれておりましたが、こんどの議案説明の中には、重ねて住みよい郷土建設のために進みたいという御決意をお聞きいただきまして、私たちは非常に意を強くするのでありますが、この趣旨に沿いまして、次の点をお尋ねいたしたいと思います。

まず第一は下水事業計画について、市長にお尋ねいたしたいと思います。今回の議案説明の中に日本横断運河協議会分担金云々のお話が出ておりましたが、この計画はいつかの新聞にも出ておりました。これが実態調査期間だけでも十カ年を要するとか、おそらく実現までにはこんご数十カ年もかかって、おそらく私どもは見ることができないかもしれないませんが、このような長期計画を考えておられる市長が、現在目前に迫りつつある下水事業をいかにお考えになっておられるかお尋ねしたいと思います。その内容といたしましては、当初以来全市にわたって基本的な下水計画が見受けられないからでございまして、最近、山間部に続々と集団住宅ができております。また、高等学校もすでに建築中のものもあれば、あるいは用地買収の終わった学校もある。また、こんご買収せんとする高等学校もあります。これらの学校の内容を聞きますと、新時代に即して欲しいしもこえ等が浄化装置にされると聞いておりますがこれらの排水はどこに流す予定か、全く不安でならないのであります。上水道の川上に流すわけにいきませんし、農

業用水に流すことは農民が許しません。川下は、ところによっては農家が食器を洗っておるところもあるように聞いております。昨年、羽津に起った集団赤痢が、こんご山間部には起らないということだれが保証するものがあるのでしょうか。これを考えるとき、農業用水にもまた一般河川にも併用できない単独の下水路を、せめて年次計画をもつてつくるべきだと思いますが、これについて市長のお考えをお尋ねいたしたいと思います。

同じく下水の問題であります。すでに先輩議員並びに同僚議員の皆さんからたびたび御質問され、御要望されておりますが、重複するかもしれませんが、都市排水は地盤沈下による排水の悪さと伊勢湾台風によって下水道の中に土砂が流れ込んで、いまだにそれが残されております。これは毎日のように御配慮願っていることは聞いておりますが、なかなか完備して市民の安心した声を聞くことができないのでございます。現在、市民の皆様は、一こと口を開けばなにを聞いても下水排水をなんとかしてくれということでありまして。今日まで最善の努力を尽されたことはわかりませんが、さらに意欲を高めて、都市排水工事を促進する御意図がありやいなや。もちろん現在の予算程度では十分でないと思いますが、広大な土地に幾日たっても水が引かないところがあるのであります。そのためにすでに大きな水たまりの中にほうふらもおるのであります。これについていかなるお考えをもっておられるか、とくに市長さんにお伺いしたいと思うのであります。

次に、これはごく簡単なこととお尋ねしたいんですが、こんど大井ノ川右岸に屎尿終末処理場のタンクをつくられるやに聞いておりますが、この設備でたいたい汲取車が一日どれくらい回数通るものか、そのことについて付近に御迷惑はかからないものか。

簡単であります。以上三点御質問いたします。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） たいまお尋ねくださいました排水の問題につきましては、非常に市いたしましたし重要なことでございますので、御承知のとおりいま全力を傾けておる次才でございますが、なにを申しましても下水道の配置を踏み行ないまして、そこに排水機を備えてこれを排水しなければならぬ。しかも御承知のとおり四日市は、海岸線に沿いましてだだっ広い面積をもっておりますし、間口も非常に広うございますので、水を集約してもってまいりますのに困難な立場で、それぞれの地区におきましての地域的な処置をしなければならぬ。従いまして、さらにいろいろ排水機も備えなければならぬ、人も配置しなければならぬということで、市の事業といたしましては非常に重荷のように思います。また、これらの経常費につきましても非常に負担になると存じますが、四日市の土地柄、これはただいま申されましたようにぜひ必要でございますので、強化を続けていきたいと存じておりますが、市の一般財政からにらみ合せまして、やはりこれにも相当な緩急をつけさせていただきます、もっとも困難な場所から解決をつけさしていただきたい、こういうふうと考えております。また、ただいま御意見のありました団地等の問題につきましては、先般も御覧願いましたように、新しくつくりましますようなところにつきまして、相当まとまった住宅計画ができるようなところにはぜひ分金をかけていただきまして処置ができるのでございますけれども、現在、散らばっております各地のものをそれぞれの立場で工作をするということは、これはなかなかの困難なことだと存じます。従いまして、できうる限り密集地帯からこれを踏み行のうていきたいと、こう考えておりました、市の財への許す限りこの方面にも力を尽さしていただきたいと思っております。

それから、ただいま御意見のございました大井ノ川の右岸の設備につきましては、これは専門の立場になりますので、担当のものからお答えさしていただくと思っておりますが、これとても御承知のとおり最新の設備でございます、いま日本でも取り行なっております都市のうちでは、もっとも進歩したやり方を取り入れさせることにしておりますので、おそらく皆様にご迷惑をかけるようなことはなからうと存じておりますが、担当のものからお答えさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

〔清掃課長（山北彰君）登壇〕

○清掃課長（山北彰君） 汲取車の進入回数でございますが、現在運搬しておりますのが、一日平均百五十キロリットルでございます。これはだいたい三分の二を大型車で運搬しておりますので、大型車が一日延べ二十五回、さらに五十キロリットルを小型車で運搬することになりますと約二十五回、計五十往復になります。現在のあの地区の交通量からみますと微々たるものと思えますが、輸送しておりますものだけに、付近の方に御迷惑をおかけしないように細心の注意を払っていただきますので、よろしく御了解をお願いいたします。

〔志積政一君登壇〕

○志積政一君 たいまの市長さんの御答弁でよくわかったのでありますが、できませんならば山間部並びに海岸線全体に住宅計画を立てるときには、まず下水計画を才一にさせていただいて、他の予算を捨てても早急にひとつ年次計画を立てて、早く完成していただきたい。とくに要望するわけでございます。なお、重ねて申し上げますが、住みよい郷土建設のためにやっておいただくことは、一日も早くこれを完備していただきますことを希望します。

それから、ちよつとついでお願しておきますが、実は塩浜地区ですが、煤煙等が多くて困っているのですが、なにか市民が安どするような、なんといいですか、地区に煤煙等によって起こる病気の巡回診察といますか、そういうようなことでもして、市民を少しでも安心させるような事業をぜひひとつ進めたい。公害、煤煙並びに屎尿処理場、みな市民が苦しみ内容はかりですから、とくにお願いしまして質問を打ち切ります。

○錦安吉君 私は下水も都市排水もごっちゃになっていきますが、とにかく排水をよくするということは市民の等しく念願すること、最近、著しく目立って成果が上っておりますのは、市役所付近五十メートル道路の中央に流れておったどぶ川が干上っておる。いかにありがたいかということは、これでわかる。諏訪新道は感謝しております。従いまして、市内至るところに排水の悪いところが、北部、中央部、南部ほとんど全地域にわたっておる。つきましては、これを同時に一気に完成することは無理なことでございます。先ほどの御説明でも才一期工事、才二期工事というふうに進めていきたいということ、ごもっともなことと思います。それにつきまして、しからば才二期工事の現在の状態はどうか。才一期工事が遅れていけば続いている事業が遅れていくわけで、学校の十カ年計画が遅れて、しまいに無理をして遅れを取り返したということですが、都市下水道、下水排水は国家の補助の問題とかいろいろございまして、ヤミの借金をしてきてないしよそこそそのするわけにはいかないのでしようから、計画に従って能率を最大限度に発揮する必要がある。理事者は日夜これに努力されておりました、その御苦心はよく耳にいたします。ところがそれにもかかわらず、多少、工事の予定が遅れている傾向にあるというように私は思うのであります。私の聞いておりますこの中央の公共下水道の工事、昭和三十八年度には全部完成する予定計画になっておりますけれども、一年ぐらゐ遅れるのではないか、このように思うわけです。また、予算のほうを見ましても、相当額が事業繰り越されおるといふことは、やはりそれだけ仕事が遅れていく一つの証拠であると思うのであります。これはひとつ理事者においては、とくに将来においては考えていただかなければならぬことだと思っております。予算だけ十分にとつても、それをこなしていく能力がのうてはいけません。隘路がある原因がそこにある。しかも吏員は怠けておるのではない、一生懸命で、最近の建設部の中の仕事としてはもつとも重要な課となってやっておるわけでありまして。

よくお考えをいただきたいとともに、まず最初に行なっておりますところの公共下水道の事業の現状、将来の完成の見込み、それに対してどういう処置をされるかという御見解をひとつ承わりたい。

また、都市排水がだんだん水が低くなってくるについては、その原因の一つに地盤沈下という問題があると思えます。これは相当重要な問題でございます。伊藤太郎議員の質問に対しまして、るる御説明をいただいたようにございますが、その中で肝心のことが一つもれておったように私は思うのでございます。私は、はっきりと大胆にこれはいい切ったほうがいいと思います。伊藤さんがいうたけれども、中途半端でその返答がなかったけれども、しかしながら地区的にみて立場は地下水汲み上げの規制をとるようなことではなかつたらうかと思っております。これは実例でございますけれども、その地下水の汲み上げ規制の措置について、その地域に四日市市を指定するということについて、がせんと工場側から延期の要望が出てきて、それに市長さんも知事さんも、また県選出の代議士もるる陳情せられて、また昨日の新聞を見ますと、どうやら延期されるような、運動が効を奏したかのような記事も見受けるのでございますが、これはいったいわれわれ四日市にとっていいことだろうか悪いことだろうか、という疑問を生ずるわけでありまして、私もこれは軽率に結論というものはまだもっておりません。資料等もっておりません。しかし、この地下水の汲み上げによって地盤が沈下するということにはっきり結論が出て、これは二十万市民のためにとえ四日市市が貧困市にならうと、あるいは産業が沈滞するであろうとやむをえないことでありまして、地下水の汲み上げの規制は実施してもらわなければならぬ大問題である。しかしながら、いまだ調査が十分でないし、その原因が一部地下水の汲み上げにもあるということはおわかっておりますけれども、されば八万トン程度であればいいとか、二十万トンの汲み上げだからいけないという限界はまだ出てないわけでございますからして、現在のところ結論は出ませんが、しかしながら、これは相当慎重に研究、熟慮して行動すべきでないか、かように思うのでござい

す。市長は、四日市二十万市民の代表であり、また産業の面においては四日市の産業の発展、助長ということには全力を上げて努力すべき責任をもっておるのでございますけれども、伊藤議員が質問されたごとく、一般市民の意向とか世論というものを参考にしたか、なにか打診をされたかということでございます。また、そういうような点をお考えになったかどうかという点を質問したのでございますけれども、御返答がなかったのであります。工場側のお申し出だけを聞いて、そうしてそれがあたかも四日市二十万市民の声のように、代表して市長が延期陳情するという事は、これはやや一方に偏する、片手落ちというか、もう少し配慮が足りないということでございます。私の肩をポンとたたいて、錦さん、市長にあんなことをさせてよいのかとひやかした人がある。なにをいうと、地盤沈下してもよいのか、そんなことを進めるようなことに骨折ってよいのかという事。その人は地下水の汲み上げが地盤沈下の重大な原因であると信じているから、そうおっしゃったのでございます。しかしながら、四日市は公害問題におきましても世論がようやくかましくなってきた、あわてていろいろの調査をした。地盤沈下の問題は早くから起きておったのでありますけれども、また地下水規制地域の指定になるという事は知らなかったというようなお話があったのでございますけれども、実にかつであつたというか、もう少し早くからこれに対する対策を、また調査研究を十分になしおくべきであつたと私は思うのでございますが、遺憾ながら今日になって、聞くところによるとまだ昨年度一年分の沈下の数字より正確に測定したものはないのだ、三十六年の二月から三十七年の二月まで一年間に、二センチ半ないし三センチの沈下を示しておるといふことであるそうでございますが、それも一年だけの一回の調査でございますからして、くいが下つたのかちよつとはつきりわからぬ、信用できぬというようなことらしいのでございませけれども、とにかくいままでのことは別といたしまして、そのような問題が起きたら、これは直ちに市民というものを考えていただかなければならない。

工場側の要望、意見も聞く必要はあります、取り上げなければならぬ場合もあります。と同時に四日市市民の意向世論、それに説明、納得を与えることが必要である。これは大きな問題であると思うのでございます。一年延期をいたして、二年になるか三年になるかわかりませんが、地下水汲み上げの原因によって沈下を続けていく、三センチ下つたら取り返しがつかない。それが二年たてば五、六センチ下る。この四日市の全域内だけですけれども、五センチ角のかさ上げを試みない、できませんか、不可能なことです。これはいかに費用をかけ、苦面してもできないことです。だんだん地下に下っていく、自分たちの墓穴を掘っていくということになりますから、これはゆゆしき問題であります。こういうところで例をひいてよそごとをいうようですが、自分の血を流して生きていく人もある。血を流して自分のやせるのをがまんして生きていく。事業家がもう倒産寸前で倒れるのがわかっているのに、いままでのままで合理化をようしない、ずるずる引きずられて倒れてしまう。そういうようなことにならぬように、ひとつお願いをいたしたい、このように思うのであります。

それから、午前中のお話にも、名古屋も四日市同様であるけれども、延期になっておる。地盤の変動というか、地盤の変動というような点も合せて考えられる。津、大阪方面の地盤沈下もあるというようなことでもございましたが、ひとつ名古屋の状態をせめて私どもがわかるように御説明をさせていただいて、そうして名古屋と四日市の相違点、また類似点と、それも合せて参考にそういう点もよく調査をされて、そういう運動するについては慎重審議されたかどうかという一つの資料にいたしたい。鬼頭さんから、そういう点をもう少し御答弁いただきたい。

次に、財政の問題でございますが、私が申し上げたいのは予算外義務負担で、損失補償契約の額が十六億になってまいりました。十六億という金額が多過ぎるとか少な過ぎる、四日市の財力に比較してどうだというような議論は、私はここでは避けたい。なぜかと申しますれば、どれだけの借金なら耐えられるか、これでも多い少ない、いやなん

でもない、いろいろの見解がございますからして、その点は申し上げないのでございますが、十六億円になりましたら昭和三十九年度、四十年には一年間三億四千万の償還をしなければならぬということになってきておりますが、三億四千万の新規事業をあるとしますれば、その時期に適切な、また四日市市にふさわしいところの事業にそれだけ投資できるわけです。先に使っておるとすると、それにどうしても払わなければならぬということも考えなければならぬのではないかと。それともう一つは、私は多過ぎるというのではございませぬけれども、予算外義務負担契約をするについて、市長さんは比較的大腹です。気安くというか、気前よく出される傾向があるんじゃないかということに心配するのであります。なるべく少ないほうがいいにきまっておるのでございますからして、そういうことにならぬように将来注意していただきたいと思うんですが、市長さんは、なにこんなちっぽけなことというて四日市市議員がつとまるかというて、はっぱかまされたこともあるんですけれども、そういう御見解を承わりたい。

それが一つと、もう一つ予算外義務負担というのは、これは一口にいうと予算にのっておらぬ費用を市が引き受けるといふので、予算にのってない。でありますからして、必要というか、緊急というか、重要でやむをえない、この措置をとる以外にいい方法がないという場合にとるべきものだと私は思うのにかかわらず、補助金のような性質の金にこの予算外義務負担契約をして補助しようという御方針でございます。私は、ここに問題があるのではないかと思ふんです。決して私は晩学園の建設に四日市市が補助するということについて、異論はないわけでございます、その点についてはまっ先に賛成をいたしておたのであります。その同時に財源はどういうところからもってくるかという御説明と申しますか、がなかったわけでございますが、だいたい常識といたしましては、市が補助金を出すのにはそれだけの財力があつてはじめて補助をするというのが、これが常識であろうと私は思うのであります。金がないうのに補助金を出すというのは、そういう場合もあるでしょうけれども、よほどのことでなければそんなことはでき

ぬだろうと思ひますが、補助金に予算外義務負担として補助する。ほかの事業に予算外義務負担しておいて、そうしてこの分だけはつきりと追加予算に上げて出してあげたかった。まずいじゃないか。こういう状態では、予算書というものはいらぬものと極論しても、私はよいと思う。予算にのっておらぬ義務の支出をするから予算外義務負担ですが、それらは必要やむをえない事業として、四日市直接のいろいろの事業とか負担金とか、国とか県とかいろいろな関係もあつて負担しなければならぬ分だ、四日市の立場上どうしても金をつくらなければならぬというときに、財政のゆとりがちつとつきにくいときのみ予算外義務負担するのはやむをえないこととございまして、私どもも賛成をいたしてきておるのでございます。この申し上げることは、予算外義務負担契約を軽々しく市長さんはお考えになつていないか。慎重にお考えになつておるならば、補助金に対してなに故に予算外義務負担で出されるか。これはひとつ将来のためにもございまして、市長さんの直接の御返答を承わりたい。

次に、名四国道についてでございますが、諏訪通り以南の完成が遅れてまだ着工されていないことは遺憾でございますが、いろいろ事情を承わつてやむをえないと存するのであります。なるべく早く南のほうに通るように、御努力を願ひたい。行きどまりになるについては、元来、名四国道の新設の意義というものは、四日市市と名古屋との連絡道路で、商工道路というか、産業道路の働きが大いにあるわけです。四日市市のまん中までもつてくれば一応よいようなものであります。が、実際はわが国の産業経済の道路として四日市市を通過し、名古屋から大阪、京都方面に通り抜けるところの自動車の通行の便も考へてあるので、その半面、四日市市民が交通量の増大とともに道路交通の危険を感じる、またいろいろの支障を生ずることが多い。四日市市に居住するところの住民の交通安全のために入つておる。

その一面の目的があつて行きどまりでございますので、遂げられないわけでございます。そこで国道一号线との連絡ということを考えなければならぬことになつて、先ほどの建設部長の御説明にも、どの道をもつて連絡道路にする

か、建設省にも相当研究してもらっている。また高架の問題も考えなければならぬということでございますが、高架の問題は国鉄の駅の北のすみを通る、あれを一番はじめにあすこにしようかということ、その次は稲葉町通りを考えてみて、地元が強い反対でありましたので、こんどは新浜の六間道路のほうにしようかというような話が出ておられるのですが、こうなるとまいりますと、どこにもっていても地元としてはあまり喜ばぬ問題だと思ふ。けれどもこの新道通りまでの間に連絡道路をつくらなければならぬということになるのであります。それで困難があるでしょうが、できれば名四国道と旧国道一号线が平行してあって、そのまん中に国鉄がございしますので、一挙に国鉄を高架線にするように、将来いつかはこの問題にぶつかるのでありますから、いまから促進をしようたらどうだろうか。三岐鉄道さんでは乗り入れの御計画があつて、敷地も買収されておるようでありまして、その工事をやられるときに、同時に高架にしようということにできぬであろうか。ひとつそういう面に全力を上げて運動していただきたい。また、それが実現するまでの過渡的な措置といたしましては、名四国道と国道一号线の連絡として、旧市内を通ずる隘路ができるわけです。その隘路をどこにするかということが問題になってくるわけでありまして、私も、私が考えますのには、この七十メートルそれから五十メートルを有効に利用するようにお考えになったらどうか。そうして連絡道路は道路標識をするのであれば、一本道にしないで、できれば二本くらい、名古屋からくるときはどちらも右折するわけですが、大阪からきて名古屋に行く人はどの道に入るといふような区分をすることはできぬだろうか。もっと五十メートル道路を通行するようになることは、来年の二月、名四国道完成と同時にありますから、市内の交通標識の予定場所も先ほど御説明いたしておりましたが、私はきょうそういう問題と切りはなしてでもお願いしようと思つておつたのでございませうけれども、この百五銀行の十字路、それからもつと北に行つた稲葉町・生桑線の十字路、七十米はロータリーがあるからまずいでしよう。信号灯の設置をいまからお考えになつていただいたらどうだ

らうということをお考えのことであります。それから名四国道に関連いたしますが、先ほどもお話が出ておりました国道一号线の拡幅工事ですが、建設大臣がまことに親切であると申し上げますか、同ころからやつたるといふおつていただきますので、来年の二月までに調印とつてこいといわれたということでございますが、この機をはずされないように、名四国道に努力を傾けた以上に、この一級国道の拡幅の運動を、運動よりは實際の实地の交渉になります、全力を上げてひとつやつていただきたい。この問題は先ほど同僚議員からお話がありました、それについて私は申し上げたいのは、具体的にその仕事にかかるところから、相当の組織をつくつて、つまり人も費用も国道だから国あるいは県が主になってするということをいうておる場合ではないんです。四日市の町の中を通行しているのだから、四日市が一生懸命になってかけ回らなかつたら早くできないのは当然でありますから、県と協力することはもちろんでございませうが、四日市市がこれに一生懸命になって、そこに市長さんの決意とまた適当な計画と申しますか、指揮指図、また自身の活動、こういうものが要だと思ふ。それについての決意のほど、またお考えのほどをひとつお聞かせいただきたい。もう一つ、このさいにこれを完成するということにしていただきたい。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） 私、できる限りの答弁をさせていただきますと思ふ。

都市の排水問題につきましては、すでに御承知のとおり、ある程度まで市としましては最善を尽しておる次第でございますが、こういうことは市は全力を上げてやるべきであるという御趣旨でございますので、財政の許す限りひとつやらせていただきたいと考えておりますが、全国的に見まして、たとえば東京のような日本の代表的な都市にいたしましたも、実際、下水事業の普及しておりますパーセンテージというのは、ごく微量なものでございまして、

いい方ははなはだ礼を欠くかもしれませんが、日本にはきわめて彌縫的な都市きりごさいません。それからみますと四日市はよほどスピードを速めてまいりましたつもりなのでございますが、なおいっそう考えを集中いたしまして、御趣旨に沿うように取りはからせていただきたいと思っておりますが、三十八年度から一年くらい遅れるのではないかと、いろいろ御懸念でございますが、ごもっともなことで、いろいろ設備等につきましまして注文を発しても、われわれの考えているよりも実際はなかなか順序よく取りはこびができません。そういうこともございまして、また市の土木に關する能力におきましても限度がございまして手いっぱい、市の土木關係といたしましては私は非常な一生懸命やっておりますけれども、現在の機構上の人数においては、遺憾ながらこれ以上のことになりますと、委託事業としてどんどんやるよりほかないと思っておりますが、それにいたしましたとしても財政とのならみ合せがございまして、できる限りの最善を尽すということで御了承いただきたいと思います。

それから都市排水の問題にからみまして、とくに地盤沈下の問題をお取り上げくださいましたことは、私は非常にありがたいと思っております。このことにつきましては、四日市の地区はある規約を現在も受けておるのでございます。それをさらに強化することになりましたが、このことを通告を受けましてからあまり時間が短かったことと、それからことの起こり方に少しわれわれの考えておることとふに落ちぬことがあると、また確固たる地盤沈下に対しますあるいは水位の確保に対します理論が、根拠におきまして納得のいきがたい点があるということ、また、これを急激に取り行ないますということ、市全体のいわゆる大局面からなりましたが、その影響が非常に大きいといういろいろな観点から、政府のお考えなり杞憂せられるところの御趣旨には同感である、政府の方針をお進めくださることはけっこうだが、しかしあまりにも急激なるかつ非常な過酷な制限であつて、それであるというと現在の産業機構の上に非常な支障をきたすと、それでは早くいうと商売にならないのじやないか、ある

意味からいうと産業をおびやかすところになるんじゃないか、それなら片一方で地盤沈下していくという事実とにらみ合せたらどうかというと、これに対しては非常な疑問がある。水を汲み上げることが地盤沈下の一つの原因であることは、これは私はいなめないことと思つておりますが、学者の説によりまして、伊勢湾のこちら側の海岸は、だいたいにおきまして總体的に沈下をしつつある、それから向こう側の岸のほうは總体的に隆起しつつあると、こうであります。それで最後にこんどの御調査になりましたものを承わりますということと、名古屋のほうでも東のほう、陸上のほうに、丘陵部のほうに行きますということと、地盤が上つていくということです。しかしながら、港から西寄りのほうに行くことと沈下をしておる。そのやり方もは名古屋の西寄りのところから漸次多くなつてきて、そして、そして長島の先っぽのごときは、工場もなにもございせんけれども、農業用水の關係だと思つても、非常に特別なといひますか、ごぼつと穴のあいてるような大きな沈み方をしておると。桑名の海岸におきましても、非常にそういう現象がある。そして四日市地区にいくと、また名古屋の西部のようになつて、漸次落ちてきて、コンピナートの区域におきましては、幾分その傾向がみえるのでありますけれども、それならばそれを名古屋の地区に比べましてどれだけの差があるかということ、ほとんど差は、あるといえはあつても、ないといへばないくらいの数字が出ておるのであります。それからまたずっと南のほうに進んでいきましたが、総体的に沈んでおる、こういふような事情でございまして、こんどの国のあまりに急激でありましたのでいろいろ心配いたしました、その原因も調べてみましたが、名古屋のほうでは、会社いわゆる事業をしておるものもそれから市も、一応は全部これ以上の規制を受けることは必要ない。これは大阪とかそれから川崎とか、あるいは尾崎とかあるいは東京の一部とかというふうな、そういう論にも枝にもかからぬようなところと対比されては困る、だから名古屋はひとつ除外してくれと、そういうおりにやりましたと、こういっているのであります。そのときに市やなんかそういう

う御相談があったかということですが、しっかりした御相談ということではなく、四日市はこのさい将来のことを考えて、思い切ったことをやっておくほうがいいんじゃないかということと、御心配願って、そうして、これにかわるべき工業用水を与えよう、それに対して特別の補助をしようじゃないか、だからこれを大いに急げと、こういう御趣旨でございますが、事業のほうからいいますと、そう急げといわれましても御承知のとおり水の質この水の温度その他とくに科学のことでございますのでパテントの關係等もございまして、一朝一夕にはやれないので、非常に困ったということからこの問題が取り上げられまして、論議をつくされましたその結果、工業用水がほんとうに御許可になって、そうしてもうこれだけ工業用水に入るようになった、だからできる限りひとつ規制しろというふうなところへいたたくほうが、一番安全でよろしいと思えますと、いますぐにこれをやられたのでは非常に困る事と思えますし、また現在の状況から判断するというと、そんな東京や大阪とか川崎のように、将来、三十メートルも四十メートルも下るといふようなところは、似ても似つかぬ地区である。ところによっては、四日市においては、まずおそらく〇。七、そういうものが下るとすればそれで一つの限度だということも御当局はおっしゃってみえます。ただ、できうれば、こういうところで早い目に手を打ってやったほうがよいのじゃないか、ころばぬ先のつえだ、こういう御親切なことなのでございますが、それほど急激な規制を受けまことが、はたして四日市市として大局上から考えましていかかかと、こう市長は思慮いたしましたので、できる限りたゞいま申し上げたようなかん和した政策をとっていただきたい、こういうことをいま懇願しておる次第でございます。こういうことにつきましては、いろいろの連絡を申し上げまして、一応よく調査をしてもう一べんも二べんも懇願して、双方がやはり、一つの了解点に達するようにして、そうしてこれけこうしたほうがよからうじやないかというふうなふうに通産省の首脳者の方々も御判断願いましたので、二、三日しましたら東京にさらに出まして、業界のもの、市、県、並びに国会あたり

の方々とも当局と懇談を申し上げて、いろいろ各方面の理解のつくような方法をもって工業用水をいただけるようにし、これも御緩和願って事業の安全を確保すると、将来の沈下に対しては十分なる手を打っておくというようなことを考えさせていただきます、できうる限りなにかもうまくいくようにやらしていただきたいということで、知事さんとも実は心腹をくだいておるような次第でございますから、これにつきましては非常な高所大所に立ちまして、市長や知事は萬感しておるといふふうに御解釈をお願いしたいと思います。

それから非常に重要な問題でございますが、お説のとおり予算外義務負担ということにはなるべく避けたほうがよろしいのでございますが、御承知のとおり四日市は今日までそういうことなしに無傷でまいりましたが、諸般の事情をながめてみますと、いかにも遅れておる。この遅れをなによりって取り戻すかという、非常に経済の伸び、すなわち物価の上るであろうということも考慮せられますし、また、あとにいけばいくほど事業が困難になると、このさいは少々市の負担に荷物がかかって、やはり事業を取り越しておいたほうがいいのだ、設備をしておいたほうがいいんだ、施設をしておいたほうがいいんだという考えのもとに、そのつど議会の御了承を賜わりまして、いま仰せられましたように、予算外というのは必ずしも正規のコースをたどっておるものではございませんけれども、やむをえずその便法をとりまして、四日市市の遅れを取り戻していこうというところに重点があるように思うのであります。なお、その対象となっておりませんものにつきましてはいろいろのお考え方がございますけれどもそのつど御説明を申し上げて御了承を賜りましたので、大局上これはのむべきであるとして御了承いただいたことと存じまして、力強く市長はこれを踏み行なわさしていただく順序にしておる次第でございますが、しかしものには限度がございます。また、市の財政力にも限度がございます。また日本の国家の財政力といえますか、経済の問題につきましても非常に私は考慮すべきものがあろうと思ひまして、先般も申し上げましたように、まず三十七年度を少

なくとも一つの区切りとして、三十八、九年のときはおそらく低迷状態、いわゆる少しく低いところでもものが行なわれるのではないかといいことを申し上げておりますので、やはり三十八、九年のようなどころにおきましては一息も二息もつかさしていたいて、さらに市の経済の伸びを確め、財界の様子をながめてみまして経済の事情を検討しまして、次の時代にさらに善処せられるべきではなからうかと存じますので、ただいま仰せられましたように手ばなしで楽観してやるのではなくて、まず今日までの限度がある程度までできておるといような考え方はもっておられますので、これ以上の御心配はあまりかけたくないという心組みでおります。ただし、やむをえざるものにつきまじは、御了承をいただくつもりであります。手ばなしの楽観で市長はなんでもほいほいやるというようなお考えは、どうかこんごにおいて市長は起こさないものだ、こいうふうに御判断願いたいと思います。

なお、名四国道のことについて、ただいま非常にりっぱな御意見がございました。とりもなおさず、この道路につきまじははどうしても行きどまりでは困りますので、こんどの都市計画の中の道路を抜きまして、さらに南のほうに進みまして一応は合成ゴムの前の道でつなぎますか、あるいは海軍道路でつなぎますか、一時的な処置はいたしたいと思ひますが、県と市とはさらにこれを延ばして、鈴鹿のどこかで連絡をとりたいということが念願でございます。隣町でありかつ名市であるところの鈴鹿に対しては、われわれはきわめて好意的な考えをもちまして、鈴鹿のもっともつごうのいいところへ連絡道路を引くようにわれわれもども負担をしていこうと、こう思っておりますが、先日の河野建設大臣の御意見でございますと、それはまずこれをつけてそれからしてくれと、希望は聞いておくというところでございますので、その点につきまじても御了承いただきたいと思ひます。

それから、こんどの一号道路の問題につきまじして、河野大臣が思い切った発言をしていただきましたことは非常に感謝にたえませんので、私はその日からも県市合同の委員会でもちましてやらしていただきたい、といひますの

は、なんといいまじしても国道でございまするので、市ひとりでのさばってやるということはどう考えても向こうが応じてくれない。こんなことこそ県がやることでお前らは付風だ、こいうお考えです。従いまして、私が気をもんでもしだんだんできておりましたも、早く大まかな計画でもいいから出していただいて、そうして河野さんのところに早くもっていったら、まず大まかにみてこれくらい金がかかりますと、幅はこれくらいにしたいと思ひますということを中部地建あたりと相談をいたしまして、一日も早くもっていきたいからその成案を早く見せてくれと毎日のように市長は催促しておりますが、ようとして便りがございません。はなはだ遺憾千万でございますけれども、私は県におかれまじてもなかなかえらい事業であるから、一生懸命に念をおしてお調べになつておっていただくんどうと思ひまして、私は頼むにひとつ早くしてください、そうしてわれわれにも見せていただきたい、われわれも全力を傾けてひとつこの仕事をやらしていただきたい、そうして殺人道路をいまま少し緩和することに貢献したいということをお申しておるような次才でございますので、市長は熱意を傾けまじしてこの問題を踏み行ない、同時に皆様方にもこれは特別なひとつお力ぞえをいただきますと、口でいひますけれども、これを拡幅いたしましたほんどうの道路にするには、一軒か二軒のうちでも容易なことではございませんで、非常に難事業だと思ひますから、ただいま仰せられたように、市長も一生懸命になります、各位におかせられてもどうかひとつ特別な御支援をいただきますよう、とくにこのさいお願い申し上げます、実現をいたしますよう努力させていただきます。明日は午前十時に会議を開きます。

○議長（函本三郎君） 本日の会議はこの程度にとどめ、明日は午前十時に会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後五時三分散会

昭和二十七年九月二十五日

四日市市議会议定例会會議錄 (第三号)

四日市市議會

昭和三十七年 四月 四日 市市議定例會議事速記録 才三号

○昭和三十七年九月二十五日(火曜日)午前十時一分開議

○出席議員(三十五名)

大	池	荒	志	鈴	錦	平	谷	伊	矢	内	野	馬	米
谷	畑	木	積	木		野	口	藤	田	山	呂	嶋	田
存	佐	武	政	敏	安	太	專	太	繁	弥	幸	温	好
正	太郎	治	一	郎	吉	七	九	郎	郎	十	郎	知	兼
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	速
													記

○市議会议務局（五名）

主	主	主	議	事
事			事	務
補	事	事	係	局
			長	長
安	坂	小	川	菊
			原	地
藤	倉	坂	田	
枝	紀			英
好	久	靖	裕	雄

○欠席議員（四名）

日	伊	浜	山	中	山	藤	小
比	藤	田	口	島	本	谷	林
義	宗	弥	信	忠	三	祐	喜
平	一	平	生	勝	郎	一	夫
君	君	君	君	君	君	君	君

橋	永	柴	山	田	辻	生	伊	坂	前	笠	服	鈴	加	伊	渡	高	早	
詰	田	田	中	村		川	藤	上	川	田	部	木	藤	藤	部	橋	川	
興	已		忠	末	定	平	泰	長	辰	七	昌	愛	定	金	權	伊	和	
隆	側	繁	一	松	章	藏	一	郎	男	衛	弘	次	男	一	郎	祐	一	
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

○議事日程 才三号

昭和三十七年九月二十五日(火曜日)午前十時開議

才一 一般質問

才二 議案才九四号 昭和三十七年度四日市市歳入歳出才四回追加

更正予算……………質疑……………委員会付託

才三 議案才九五号 起債の更正について……………"……………"

才四 議案才九六号 昭和三十七年度四日市市特別会計市立四日市

病院費歳出才二回追加更正予算……………"……………"

才五 議案才九七号 昭和三十七年度四日市市特別会計競輪事業費

歳入歳出才一回追加予算……………"……………"

才六 議案才九八号 昭和三十七年度四日市市特別会計と畜場食肉

市場費歳入歳出才一回追加予算……………"……………"

才七 議案才九九号 昭和三十七年度四日市市特別会計公共下水道

費歳入歳出才二回追加予算……………"……………"

才八 議案才一〇〇号 昭和三十七年度四日市市水道事業会計才二回

追加更正予算……………"……………"

才九 議案才一〇一号 起債について……………"……………"

才一〇 議案才一〇二号 北山町簡易水道建設事業について……………"……………"

才一一 議案才一〇三号 昭和三十六年度四日市市水道事業会計決算並

びに利益剰余金処分認定について……………質疑……………委員会付託

才一二 議案才一〇四号 四日市市役所出張所設置条例の一部改正につ

いて……………"……………"

才一三 議案才一〇五号 四日市市職員定数条例の一部改正について……………"

才一四 議案才一〇六号 四日市市職員定数条例の一部改正について……………"

才一五 議案才一〇七号 四日市市職員保健所設置条例の制定について……………"

才一六 議案才一〇八号 四日市市消防本部に関する条例の一部改正に

ついて……………"……………"

才一七 議案才一〇九号 四日市市消防委員会条例の一部改正について……………"

才一八 議案才一一〇号 四日市市立公民館条例の一部改正について……………"

才一九 議案才一一一号 四日市市自転車競技条例の一部改正について……………"

才二〇 議案才一二二号 四日市市営住宅管理条例の一部改正について……………"

才二一 議案才一一三号 市有地の処分について……………"……………"

才二二 議案才一一四号 市有地の交換について……………"……………"

才二三 議案才一一五号 町の区域の設定について……………"……………"

才二四 議案才一一六号 町の区域の変更について……………"……………"

才二五 議案才一二七号 予算外義務負担契約について……………"……………"

才二六	議案才一一八号	予算外義務負担契約について	質疑	委員会付託
才二七	議案才一一九号	予算外義務負担契約について	"	"
才二八	議案才一二〇号	予算外義務負担契約について	"	"
才二九	議案才一四〇号	予算外義務負担契約について	"	"
才三〇	議案才一二一号	市道路線認定について	"	"
才三一	議案才一二二号	市道路線認定について	"	"
才三二	議案才一二三号	市道路線認定について	"	"
才三三	議案才一二四号	市道路線認定について	"	"
才三四	議案才一二五号	市道路線認定について	"	"
才三五	議案才一二六号	市道路線認定について	"	"
才三六	議案才一二七号	市道路線認定について	"	"
才三七	議案才一二八号	市道路線認定について	"	"
才三八	議案才一二九号	市道路線認定について	"	"
才三九	議案才一三〇号	市道路線認定について	"	"
才四〇	議案才一三一号	市道路線認定について	"	"
才四一	議案才一三二号	市道路線認定について	"	"
才四二	議案才一三三号	市道路線認定について	"	"
才四三	議案才一三四号	市道路線認定について	"	"

才四四	議案才一三五号	市道路線認定について	質疑	委員会付託
才四五	議案才一三六号	市道路線認定について	"	"
才四六	議案才一三七号	購入契約の締結について	"	"
才四七	議案才一三八号	購入契約の締結について	"	"
才四八	議案才一三九号	購入契約の締結について	"	"
才四九	議案才一四一号	立木売却契約の締結について	議案説明	質疑
才五〇	議案才一四二号	工事請負契約の締結について	"	委員会付託
才五一	議案才一四三号	工事請負契約の締結について	"	"
才五二	議案才一四四号	工事請負契約の締結について	"	"
才五三	議案才一四五号	工事請負契約の締結について	"	"
才五四	議案才一四六号	購入契約の締結について	"	"
才五五	議案才一四七号	工事請負契約の締結について	"	"
才五六	議案才一四八号	工事請負契約の締結について	"	"
才五七	議案才一四九号	工事請負契約の締結について	"	"
才五八	議案才一五〇号	工事請負契約の締結について	"	"
才五九	議案才一五一号	工事請負契約の締結について	"	"
才六〇	議案才一五二号	工事請負契約の締結について	"	"

○本日の会議に付した事件

日程才一 一般質問

- 日程才二 議案才九四号 昭和三十七年度四日市市歳入歳出才四回追加更正予算
日程才三 議案才九五号 起債の更正について
日程才四 議案才九六号 昭和三十七年度四日市市特別会計市立四日市病院費歳出才二回追加更正予算
日程才五 議案才九七号 昭和三十七年度四日市市特別会計競輪事業費歳入歳出才一回追加予算
日程才六 議案才九八号 昭和三十七年度四日市市特別会計と畜場食肉市場費歳入歳出才一回追加予算
日程才七 議案才九九号 昭和三十七年度四日市市特別会計公共下水道費歳入歳出才二回追加予算
日程才八 議案才一〇〇号 昭和三十七年度四日市市水道事業会計才二回追加更正予算
日程才九 議案才一〇一号 起債について
日程才一〇 議案才一〇二号 北山町簡易水道建設事業について
日程才一一 議案才一〇三号 昭和三十六年度四日市市水道事業会計決算並びに利益剰余金処分認定について
日程才一二 議案才一〇四号 四日市市役所出張所設置条例の一部改正について
日程才一三 議案才一〇五号 四日市市職員定数条例の一部改正について
日程才一四 議案才一〇六号 四日市市職員給与条例の一部改正について
日程才一五 議案才一〇七号 四日市市職員保養所設置条例の制定について
日程才一六 議案才一〇八号 四日市市消防本部に関する条例の一部改正について
日程才一七 議案才一〇九号 四日市市消防委員会条例の一部改正について

- 日程才一八 議案才一一〇号 四日市市立公民館条例の一部改正について
日程才一九 議案才一一一号 四日市自転車競技条例の一部改正について
日程才二〇 議案才一二二号 四日市市営住宅管理条例の一部改正について
日程才二一 議案才一二三号 市有地の処分について
日程才二二 議案才一二四号 市有地の交換について
日程才二三 議案才一二五号 町の区域の設定について
日程才二四 議案才一二六号 町の区域の変更について
日程才二五 議案才一二七号 予算外義務負担契約について
日程才二六 議案才一二八号 予算外義務負担契約について
日程才二七 議案才一二九号 予算外義務負担契約について
日程才二八 議案才一二〇号 予算外義務負担契約について
日程才二九 議案才一二一〇号 予算外義務負担契約について
日程才三〇 議案才一二一一号 市道路線認定について
日程才三一 議案才一二二二号 市道路線認定について
日程才三二 議案才一二三三号 市道路線認定について
日程才三三 議案才一二四四号 市道路線認定について
日程才三四 議案才一二五五号 市道路線認定について
日程才三五 議案才一二六六号 市道路線認定について

- 日程才三六 議案才一二七号 市道路線認定について
- 日程才三七 議案才一二八号 市道路線認定について
- 日程才三八 議案才一二九号 市道路線認定について
- 日程才三九 議案才一三〇号 市道路線認定について
- 日程才四〇 議案才一三一号 市道路線認定について
- 日程才四一 議案才一三二号 市道路線認定について
- 日程才四二 議案才一三三号 市道路線認定について
- 日程才四三 議案才一三四号 市道路線認定について
- 日程才四四 議案才一三五号 市道路線認定について
- 日程才四五 議案才一三六号 市道路線認定について
- 日程才四六 議案才一三七号 購入契約の締結について
- 日程才四七 議案才一三八号 購入契約の締結について
- 日程才四八 議案才一三九号 購入契約の締結について
- 日程才四九 議案才一四〇号 立木売却契約の締結について
- 日程才五〇 議案才一四二号 工事請負契約の締結について
- 日程才五一 議案才一四三号 工事請負契約の締結について
- 日程才五二 議案才一四四号 工事請負契約の締結について
- 日程才五三 議案才一四五号 工事請負契約の締結について

- 日程才五四 議案才一四六号 購入契約の締結について
- 日程才五五 議案才一四七号 工事請負契約の締結について
- 日程才五六 議案才一四八号 工事請負契約の締結について
- 日程才五七 議案才一四九号 工事請負契約の締結について
- 日程才五八 議案才一五〇号 工事請負契約の締結について
- 日程才五九 議案才一五一号 工事請負契約の締結について
- 日程才六〇 議案才一五二号 工事請負契約の締結について

○議長（山本三郎君） ただいまより、本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、議事日程才三号によりとり進めたいと思えますから、よろしく願います。

本日の議事説明者中、教育委員長は公務のため、厚生課長及び社会福祉事務所長は病気のため欠席いたしております。また、市民課長と失業対策事務所長に本日出席を要求いたしましたから、御了承をお願いいたします。

○議長（山本三郎君） それでは日程才一、一般質問を昨日に引き続き行ないます。錦議員。

〔錦安吉君登壇〕

○錦安吉君 昨日、私の質問に対しまして、市長さんより詳細な御答弁をいただきまして、地下水汲み上げ制度緩和運動をなさった理由と申しますか、市長さんの考え方をるる御説明をいただきまして、わかったのでございますが、しかし市長さんの御説明のあった以外に、お尋ねしておることがあが抜けておったように思うのであります。

その一つは、市長さんは工場側の申し出により、積極果敢な延期運動をなさいまして、ようやくその効果を奏しようとしておるようでございますが、市長さんは工場側の意向、要望を取り上げられまして、反面、四日市市に居住する市民の見解と申しまするか、意見をお取りになったか、この問題が二十万市民の生活にいかなる影響を及ぼすかというような点からして、市民の意向をどのようにして、いかに結論を出されて行動を起こされたのであるかという私のお尋ねに対して、御答弁がなかったと思うのであります。この点をひとつお願いをいたしたい。

また、予算外義務負担における補助金の性質を有するような経費を、予算外義務負担でもって損失補償を行なうことは、妥当かいなかという私の質問に対しましては、その御答弁は他を論じてはずれておるかのようには思っておりますが、金額については、市が支出あるいは将来負担すべきその額については、なら異論を申しておらないのであります。し、目的に対しても賛同をいたしておりますが、ただ手続き上の問題、ひいてはその手続きの問題が、市長さんの考え方のいかにあるのではなからうか。たとえば、こまかいようでありますけれども、補助金を予算化する場合に予算化してあるような補助金でありまして、あるいは、款項目を無用なところに入れて、トンネルでほかに回してみたり、表面は四、五十万円と思っていると、あにはからんや三十万円ほかの款項の中に入れていたという例もあるのでございますが、市の補助金というのはそう簡単なものではない。金額の多少にかかわらず補助金は予算化して、そうしてはっきりと名目を明らかにして支出すべきものであるということをお私に考えておるのであります。それがまた常識ではなからうかということをお申し上げておるのであります。もちろん議会で承認をされ、あるいは協議会で御了承をいただいておりますので、安心して勇気を出して提案したというおことはございしましたが、それはけっこうなんであります。市の負担をとにかくいうのではない。その取り扱い方、考え方によって、いろいろの面にもこんご影

響を及ぼす、波及してくる問題でありますので、そこを私はただしておるのであります。この点についての市長さんのお考え方、これをひとつ御答弁をいただきたい。

そこでまた、地盤沈下の問題でございますが、開発局次長さんよりさらに詳しい点について昨日御答弁がございましたので、名古屋市の状態、また桑名、津、松阪方面の状況等もちょっとおことばに出ましたようでございますのでこれは技術について御承知の範囲内できっこうでございますが、なるべく詳細に、的確に数字の区分も示して御説明をしていただきたい。わかりませんでしたらよろしいですが、そういう点もさらにお尋ねをいたすわけであります。

都市排水の問題については、他の議員諸公が御質問になりました、下水道課長あるいは才一建設部長から御答弁がございましたので、私は都市排水に影響を及ぼす地盤沈下の方面に論旨を進めております。従いまして、下水道関係についてはもうよくわかっておりますので、御答弁をいたさないでけっこうでございます。

この三点をひとつお尋ねをいたしまして、本日は皆さんお急ぎのようでございますから、このあとすぐに続いて簡単に一言お尋ねをしたい、かように思っておるわけでございます。貴重な時間をたくさん私がとるようなことは申しわけないことでございますが、そういう点、十分考慮いたしまして、きようは質問も簡単にいたすつもりでございますので、御答弁も簡単にどうぞよろしくお願いをいたします。（「やれやれしっかり」と呼ぶ者あり）

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） 簡潔に要領をえるようにお答えをさせていただきますと思います。

地下水の問題につきましては、ようやく効を奏してこれが延期をみるように一般にいわれておりますが、まだ決してそういう状態ではございません。ここ二、三日中に県、市、それから実際に汲み取りをしておる業者、さらに本省におきましてはこれに御関係のある局長、課長さん、またこの問題につきまして非常に重大であるに関心をもちお

られまする地元の代議士諸君というようなものを混えまして、本省におきましてとくと協議をいたしまして、そうしてそのしかるべきゆえんをたしかめて、そうしてこれを延期していただくかあるいは特例を設けていただくか、そうでない場合においてはどうして實際的の打撃を緩和するか、また将来に向かつての方途をどうするかというようなことが定められていくんだろうと思えますが、御承知のとおり、前々から申し上げましたようにあまりにも重大なる事件でございます。にもかかわりませず非常にとうとうの間にこのことが行なわれましたので、ここに一時的な混乱が生じておるわけでございますが、一般的の考えといたしましては、地盤の沈下ということは好ましいことではございませんので、これはできる限り最少限度に食いとめたいということは、これはもう為政者として当然考うべきことでございますが、反面また、いわゆる角をためて牛を殺すというようなことになりましたも重大なことでございますから、今日といたしましては、この地盤沈下というものの真の原因はどこにあるかということが、片一方ではややわかっておるようでありませけれども、片一方ではこれはわからないと、實際のところはわからないんだということとなえておるのであります。とくに名古屋の西方地区と四日市地区とはなんら変りがない。それにかかわらず一つの予想を下してその措置をとるということは、これは地方的に差別を与えるものであり、その方面に対する弊害の及ぶところも甚大であるからということが、非常に大きな論拠になっておるのであります。ただいま申しますようにまだまだこれは幾回も協議を重ねていかなければなりません。ただいまお願いしておることはきめてしまったのでは問題にならないから、そういうことを十分検討をして、そうして地元においてもなるほどと納得のいくことであればいつでも了承すると、こう申しておるのであります。従いまして観点を十分申し述べたいと存ずる次才でおりますが、ただいま開発局長から詳しい御説明をということでございましたが、私に先に答弁するのめいかかと思えますがこの数字的な論拠につきまして、これは非常に短い時間に取り調べられた短い記録しかございません。非常に大きな

よりどころとなつてゐる数字がないのです。従いまして市長にもそういうものを提起してはいない。一般としてはいろいろ御説明もありましたが、ないんです。こういうことでは、いやしくも一市をおおずかりする市長といたしましては、直ちにそれを肯定するわけにまいりませんので、得心のいきまされた場合は、私はやはり本市の美質を守る上におきまして、この規則に服従することにやぶさかではございません。しかしながら、度を過ごしたところの制限を受けてまして、いろいろの方面に影響を与えることにつきましては、あくまでも正しいお願いを申し上げまして、正しい判断の上に立つて御承知を願うようにお願い申し上げます。

予算外義務負担の問題でございますが、この予算の外の問題につきまして処理をいたしまする場合に、右や左にいろいろ工作をしてあちらこちらに使われる心配はないだろうかというようなふうにも拝承できたのであります。四日市の市政のあり方、とくに財政のあり方におきまして、今日までその予算がきめられましたものを他に流用するという場合はございません。もし他に流用する場合におきましては、必ず議会の御承認をえておるのであります。そういうことはあるかもしれませんが、四日市市においてはございません。この点につきましては、絶対に御信頼を願つてさしつかえないと存じます。さようでございますと市政の明朗を欠くと思ひますので、これは市長が明言を申し上げておきます。どうぞ御安心になつていただきたいと存じます。予算外のものの上におきましては、御承認をえておるものばかりでございます。説明につきましてははぶかせていただきます。

〔開発局長（鬼頭鉄郎君）登壇〕

○開発局長（鬼頭鉄郎君）　ただいま市長が御説明申し上げましたことを、もう少し数字的に詳しく御説明申し上げます。

この四日市市を含みます三重県が、どのように地盤沈下するかという問題は、昭和六年から二十八年までの間、そ

れから二十八年から三十年、三十年から三十五年と、そういう古い施設あるいは三十五年から三十六年の間におきまして、旧園道に沿っております一水準点いわゆる三角点というのがございます。これは先ほど申し上げましたように、二十年に一ぺんとかあるいは二年目に一ぺんあるいは五年目に一ぺん、こういうことで各三角点の測量をするわけでございます。それからなお、この前も市議員さんから御質問がありましたときに、水道局の技術部長から御説明しましたが、市におきましても三十五年度から新しく市内に十数カ所の三角点をつくりまして、測量をしたわけでございます。そのデータがあるわけでございます。そこで、昭和六年から三十五年までの間の四日市の地盤沈下の結果でございますが、これはだいたい四日市におきましては、三十五年から三十六年の間の平均の地盤沈下の状態は、だいたい一・三センチから一・四センチ下っておるわけでございます。それから昭和二十八年から三十年の間の地盤沈下、年平均一・三センチから一・二センチ下っております。それから、昭和三十年から三十五年の地盤沈下が一・二センチから一・三センチ、こういうことになっております。四日市の地盤沈下はだいたい以上の状態で、地下水の汲み上げ以前あるいは近ごろにありました平均をとりましても、だいたい一センチ半(聞きにくい)……。そこで、三重県の長島町、桑名におきましても、ほぼ同等な地盤沈下の状態を示しております。鈴鹿市あるいは津市、松阪市におきましても、大同小異な地盤沈下の状態を示しております。従ってこれはきのう申し上げましたように地殻の変動か、あるいは上部の粘土層の圧密による沈下であろうということでございます。そこで、先ほど申し上げましたように三十五年度からいろいろ調査いたしました結果を申し上げますと、これは建設省の国土地理院の測量でございます。その結果がこの表でございますが、これはいろいろ矛盾した点もあり、非常に誤った点もございますし、これをするために三角点という石でつくりましたものを新しい地盤にすえつけたわけでございますし、これ自体が下ったという点もございますし、これから申し上げます地盤の沈下が、非常に四日市市におきましてもある程度いままでには比

べまして、多少大きな数字も出ているということ、この伊勢湾の北部地盤沈下の結果は、県におきまして発表をばかしておるわけでございます。そこで、いろんな点で一年間の測量でございますし、当初の測量でございますのでこの結果を発表するということは、非常に市民、三重県全体に対してセンセーションを起こすと、従ってこの問題につきましまして、来年の二月になりますと二度目の測量結果が出ますので、門外不出ということで、私の手元にもっておりませんが、県のほうから黙って借りてきたようなわけで、この問題につきましましては、建設省と県が二、三部保管しているわけございまして、地盤沈下の去年一年の測量につきましましては、非常に疑問があるのでございます。そこでこの問題は市のほうに対しましてはまことに不確定な材料でございます。この材料によりまして御説明を申し上げますので、地盤沈下に対しましては二センチとか、あるいは二センチ三分八厘とか、一センチ八分七厘とかであります。と、名古屋の東部におきましては二センチとか、あるいは二センチ三分八厘とか、一センチ八分七厘とかであります。それから西部におきましては一センチ十四とか、〇・九八とか、十一センチ、日光川におきましては十一センチ二の沈下量があるわけでございます。それからずっと南のほうにまいりまして、弥富の鍋田干拓付近にまいりますと、四・一七とか三・三三とか、あるいは四・二五というような地盤沈下がございます。磯島付近にまいりまして六・七とか、あるいは長島の端までまいりますと、二十一・二六ということも示しております。それから城南にまいりまして五センチ、それから城南の南、川越では十五・一八、あるいは川越にまいりまして五・三九、富洲原にまいりましては一・二二というような沈下量を示しておるわけでございます。それから、四日市市の午起の海岸付近におきましては二・六五、大協の地内におきましては一・六、それから港務局の前四・五一、石原産業の突端で三・二一、それから石油コンビナード付近におきましては三センチから四センチの地盤沈下がある、こういうレポートでございます。そこでこの表を見まして考えてみますと、深井戸で水を汲んでいるところあるいは深井戸で汲んでいないとこ

るも、地盤の沈下量が汲んでいないところが大きく下り、汲んでいるところはあまり下っていないと、こういうようなことでございますので、またわれわれで想像いたします地盤沈下の表というものが、例年の表と比べまして非常に相違があるわけでございます。三十六年の二月から三十七年の二月にかけて測定いたしましたものでは信頼がかけないとい、こういう結論に達しましては、先ほど申し上げましたように、県といたしまして、この不確定な材料を三重県あるいは四日市市民に対しまして発表することは、人心攪乱のもとをやるという観点から、もう一年待ちましてこの結論を出したいということで、市民の方にも発表してはなかつたわけでございます。それからいま一つ、しからはこの結論が地盤沈下の結論として、蔵田博士がこの一年の地盤沈下を建設省に行かれました、この不確定なものと、それからいまの自分が研究されました地下水の水位というものを合せまして、四日市市は大きく地盤沈下を将来するであろうという結論を出されましたが、この表におきましても、いま深井戸で汲んでいないところが大きく下っているというような結論で矛盾しておるのであります、この点も蔵田博士の御説明のときに、われわれも県の方、会社の方もつっ込んでおったのでございますが、数字的問題は答弁の限りでないということで、お相手にならなかつたのであります。さいわい三重県におきましては、三重県地盤調査委員会というものをお願いいたしまして、伊勢湾北部臨海地帯の地盤を調査さしていただいております。そのメンバーといたしましては、委員長に鈴木雅次という日大の教授、それから委員には高橋龍太郎、東大の地震研究所長、それから各大学の教授、あるいは建設省の計画局地域計画課長、その他のこういう問題につきましても、蔵田博士の権威者を集めまして、ただいま伊勢湾北部臨海地帯の調査をしているわけでございます。そこで、この結論の一部が本になりました出ておるわけでございます。そこでこの方々に、ただいまの地盤沈下ははたしてどの程度であるかという御判定を願ったということと、それから蔵田博士のいわれました地下水によるのが主要原因であるかどうか、こういうことも判断していただくということになってお

ります。その（聞きにくい）……といたしましては、先ほど申し上げましたように、二年目の地盤沈下の調査が来年の二月に終わるわけでございますので、その結論を待つてひとつ正確な判断をしていただく、こういう段階になっておるわけでございます。それから、名古屋市と四日市市の差はどうか、こういうことでございますが、先ほど申し上げましたように名古屋の東部におきましては、地盤が井戸水を汲む汲まぬにかかわらず下っておるわけでございます。なお西側におきましても、名古屋同様、井戸水を汲んでおりませんが、名古屋とはほぼ同等な地盤沈下の程度、あるいはそれ以上の地盤沈下をしておると、こういうことでございます。以上。

○錦安吉君 開発局長の詳細な説明、聞こえたり聞こえなかったりでよくわかりませんが、だいたいいろいろの資料を集めて調査研究されておるといふことはよくわかった。つきましては、私は昨日の質問におきましても、地盤沈下の原因がはっきりしない、いろいろの原因が錯綜しているといふ説もあり、われわれにとってはもちろんわからない、専門家の判断を待つよりしようがないので、その点について、それがいいわるいということについてはもちろんわからないことをこわったはずであります。ただ私の質問の肝心な中心点は、市長はどのような運動をするにあたって、ただ工場だけの要望なり申し入れによって動いて、その他住民の意向を取り入れる必要はないのか。あなたはおちよと先ほどから怒ってみえるような顔色でございますので、ちよと勇氣がくじけるのでありますけれども勇氣をふるって申し上げますと、市長さんは工場代表の市長さんなのか、二十万市民の市長さんなのか。でありますからして、その行動にあたっては、工場側の要望ももちろんこれは無視するわけにはいきません、わが四日市産業都市の大切な、中核をなす会社、工場でありますので。が、その反面において市民というものは、四日市市に居住するところの市民大衆のことも考えなければならぬから、そういう延期の運動をするにあたっては、市民の代表なりあるいは有志の人たちにこういう事情をよく説明をし、その原因としてははっきりしないが、とりあえず調査の段階まで自

主的な規制でもってやらしてもらいたいという話があるから、こういう運動を私はするのだ、そういうつまり政治性が欠けておる。私ばきのうも申し上げたとおり、私の肩をたたいて、錦君、市長があのような動きをしておるがあれでよいのか、こういう人が現にあるのでありまして、この方は、地下水の汲み上げがなほだしいから四日市は地盤の沈下をきたすのである、地下水汲み上げが直接原因で重大なものだと信じ込んでおるわけでありまして、それは市役所その他の先ほど来からのああいふ説明が市民に行きわたっていない。その市民はよくわからないから、そういうことをいったのでありますが、いろいろ現状あるいは調査の段階と市長さんの御見解、市役所の方針等を説明すれば、聞かしてやればそれについてなお反対する人はいないだろう。そういうことをおやりになったかどうかということをお聞いたのでありますが、ほかのことばかり長々答弁されて、肝心の私の聞いておることはおっしゃらない。われわれ四十名の市会議員、これは市民を代表するものであります。そのひまがなければ、時間がなければ、議会においてああいふ場合にはいろいろ協議をされたら、一応それですむわけでありまして、軽率であるといえは軽率であるし、しかし市長さんの行動には間違いはなかったものでありましようけれども、そういう答えが生ずるわけでありまして、それから市民の中には地盤沈下してもよいのか、そういうことはおかしじやないかというような意見が出てくる。だけれがいうたかということになれば、はっきりあるのであります。そこで私は、そういう点はまずいではありませぬかということをお聞きを、そこをいうておるのであります。

また、予算外義務負担契約で、補助金的なものを支出するということは好ましくないじやないか、はっきり予算化して出すべきだと思ふがどうですかという質問に対して、ほかのことばかり御答弁なさっている。それは、絶対市の理事者を御信頼しております。また、市議会や協議会の了承した費用ばかり提案したとおっしゃっておりますが、それもそうであります。それは否定しておりません。でありますから、市がその経費を負担していくということには

異論がないと、私ははっきり申し上げておるじやありませんか。ただ私のお尋ねしておるのは、補助金的な性質のものを予算外義務負担で支出するということは、常識的に考えてもどうかと思うがどうですと、こういうておる。ただそれだけのこと。ということは、将来のいろいろな参考になるのではないかと思うからして、ただそれだけのことを申し上げておるのであります、その点については答弁の必要ないとおっしゃるなればけっこうでございます。ただ私の尋ねております肝心のところが、御答弁いただけなくて抜けたということにしておきます。

最後に、まことに私は市長さんに対していつもいづれにもくまれ口をいうことになりませんが、苦言を呈するとういううなことで、いろいろ私が発言をいたしますと、あれは反市長派だ、市長の反対派なんだということをともするといわれる、実際にそういうふうにいわれるそうでございますが、私は、市長さんに議会を尊重しておるか、無視ということと語弊がありますが、議会において相談しなければならぬことがらは、繁雑でもありますけれども、なるべく議会にかけて、協議会でもよろしいからみんなに相談していいてもらいたい。もちろん市長さんの施策において正しい妥当なものに反対して、それを通さないということとはめったにないわけでありまして、ただいろいろの事情をよく事前にお聞きして了解し、市民に対しても説明のできるようにしていただきたい、またいろいろの市政に協力したい、こういう気持ちから申し上げるのであります。先ほどいうた地盤沈下についての市民の意見を、多少なんらかの形でも聞いたかということ、市長さんこうと思つたら正しいことは正しいで進進してもらつていいけれども、独断というか、そういうことになるのであります。実際、メリノールの敷地の問題でも、桜地区に対して、聞くところによるとそれで買ひましよう、手打ちというか、そういうところまで進んで約束されたというけれども、これもあんまり軽率やないか。準備工作はけっこうなんでありませぬけれども、この前の南高等学校の敷地のときでも、教育民生常任委員会の席上で私は申し上げたことがある。この問題は、もうすでにきまつておるのではないか、契約までし

てはつきりときめてあるのではないか。事後の承認というか、実際はそのようなことのように思うが、こういう問題は市議会もあるし、とくに委員会もあるのだから、よく経過途中で私どもにもそういうことをかけてはしなかった。結果として非常に適当な場所で、価格も低廉なこともふさわしいところの敷地でありますからして、喜んで賛成をいたしておるけれども、これがもし間違ったときには、あんな責任があるんですぞ。その場合には自分たちがきめてしまつてから議会にあとで報告するような行き方、変えようのないこういう結論を出してくるということは困るじやないかということをおしは申したはずであります。公善の調査の状態で、この間、新聞を見ますと、亜硫酸ガスが全園一だということが出て、水野博士の発表でありましたが、あれあたりももっと早く市役所に報告がきておつたらしい。それを、一般にいま時期的に発表されては、これは政策的にも考えがあつたと思ひますけれども、それを公表しなかつたというようなことではないかということも聞くんでありますけれども、とにかく四日市市議会というものがあるのでありますから、つごうの悪いことはいわない、つごうのいいことはいう。また自分がどんどん、この前の工專の問題のごときも、自分である程度までやつて、どうもぐあい悪くなると議会に責任をもつてくる、というと語弊があるけれども、議会にもつてくるということがありはしないかというようなことを私はつねづね思うのであります。私がまたこんなことを申し上げますと、あれは市長の反対派だからというて宣伝されるかもわかりません。実際において、良薬は口ににがい。私は市政のためを思い、市長さんのことを思うていうつもりであります。」「わかつた」と呼ぶ者あり）そういうことをいう人がありますれば、これは自分のために市長さんを利用せんとする人たちがいるのではなからうか、こう思つて私もあまり気にはいたしませんつもりでおりますけれども、どうも不愉快なことがあるわけです。（笑声）やっぱりそうなりますと自分の公正な気持ちを貫くということがまた出てくるわけがあります。一寸の虫にも五分の魂ということがあつて、私は十分関心をもちまして注意をいたしてまいるつもり

でおりますが、私は市長さんを変更するという、更迭にあたるかもわかりませんが、そういう気持ちで實際はいつておるのではございません。少し失礼なことばもあつたと思ひますけれども、どうぞその点で御了承いただきまして、先ほどから申しますとおり、私はこういう場合には、工場側一方で話を聞いて市長が行動をされたといわれないうちに、二十万市民の意向も聞き、そうして説明をして、納得をとりつけての上の猛烈な行動、これが望ましい。また、金額の大小にかかわらず盛会で支出してもよろしいというのでありますからして、遠慮なく予算化されて、はっきりと名分を立てていくというように願ひたい、ということが私のくどくど申し上げた核心でございます。まことに失礼なこと申し上げまして……。御答弁いただければ承りますし、もう十分わかつたというお心持ちでございますましたら、このままできつこうでございます。

○議長（山本三郎君） 暫時、休憩いたします。

午前十時五十二分休憩

午前十一時十二分再開

○議長（山本三郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。（「議事進行について」と呼ぶ者あり）野呂議員。○野呂幸太郎君 きのうちから各議員の質問に対する理事者側の答弁が、非常に要点を離れておる答弁をしていらつしやるむぎが多いために、一べんの質問ですむものを二回、三回と再質問をせざるをえなくなつてゐる。ために、もう少し要点をつかんで御答弁をいただきたい。またわれわれ議員といたしましても、通告してある以外のことをわからないよう注意することはもちろんであります。もし通告以外にわたつた点は、議長において注意してもらいたい。しこうして議事の進行をすみやかに進めてもらひよう進言申し上げます。

〔橋詰興降君登壇〕

○橋詰興降君 通告を申し上げました失業対策事業について、市長にお尋ねをいたします。

さる五月の中ごろに、ときの労働大臣が、現在行なわれておる失業対策事業というものを、全国的に打ち切るのだということが新聞で伝えられております。そのときの構想は、失対事業そのものを全面的になくするんだ、そうしますと、現在、約三十五万といわれる失業対策事業に従っている労働者はどうなるか。これについては、民間企業に雇う転換をはかる方法をとるのだ、こういうことが出されております。それは、民間雇用に適する体力のあるものをそっちに回すのだ、こういうことを一つ出してあります。それから、そのほうに回りきれないいわゆる御婦人の方、お年寄りの方は、生活保護の適要に切りかえていくのだ、こういった構想を出してあります。この構想にさらに肉づけをする、そういう意味合いで、失業問題調査会というものを設置するのだということで、七月以来その調査がなされて、今月の下旬かあるいは来月の初めに結論が出されようといましてあります。このことはあるいは國の問題であって、一四日市の市会の中で問題にされることではないとお考えが、あるいはあるかもわかりませんが、失業問題が単に労働者個々人の責任によって発生するものでなくて、現在の社会体制の中から生まれてくる性質をもっております。いわゆる資本主義社会の中にあつては、失業問題はつねに存在してあります。理論的にもまた実証的にも、そういうことが万人によって認められております。さらに地方自治法の中にも、失業問題については地方自治体といえどもやらなければならないということが書いてあります。もっといふならば、憲法の中に最低限度の文化的な生活を保障するということが基本的にうたわれております。その立場からいきますと、地方自治体はそこに住む住民に対する生活を保障し、安全を保障する、という項があるわけでございますから、当然、自治体の問題としても考えなければならぬと思えます。そういう意味で、今日の失業対策事業があると思えます。従って、四日市の市長として

は、いま政府が出しておる構想に対してどういう考え方をもち、こんごどういう態度をとっていくか。この前の全国市長会においても、論議されていることを聞いております。四日市の市長がこの問題についてどういう態度をもっておられるか、またこんごどういう考え方で対処されていこうとするのか、この点をひとつお聞きしたい、こういうことでございます。

〔市長(平田佐矩君)登壇〕

○市長(平田佐矩君) お答えさせていただきますと存じます。

労働省が、御承知のとおり五月の十八日に学識経験者をお招きして構成してありますいわゆる失業対策問題の調査研究会というものを発足せしめましてから端緒を發しまして、失対事業打ち切りを意図するものであるとせられまして、全日本自由労働者組合のほうから問題にしておるのでございますが、政府のいいますその研究会の趣旨といつておりますものは、失対状況につきまして各種各様の世論もあり、このさいに学識経験者に客観的な立場から診断をしてもらつて、そうしてこんごの参考にしようとするもので、労働省は研究会に対しまして具体的な方針や政策を示さずに、全く白紙の状態でいろいろの意見を出してくれということを依頼しておるのである、こういっておるのであります。次にその打ち切りの問題でございますが、六月の六日に自労の幹部の方々が労働大臣にお会いになつたさいに、失対を打ち切るといったことは一度もない、また考えてもおらぬ、くどくどとそれを言明いたしておるのであります。ただ改善につきましては研究会の結論を待つて、そうして労働省としての結論を出すさいには自労の代表ともよく話し合いをもつてもよいし、また研究会は自労の意見を聞くことになつているので、その協力を願いたいといつておつたのでございます。それで、労働省のこのような方針につきましては、その後、労働省の幹部と総評の幹部が会つたさいにもはっきりといつておるのでございまして、従いまして市の方針と申しますか、市長の考えていか

なければならぬとでも申し上げますか、その事業はなんと申しましたも困みずからの責任が強いのでございまして、そのために政府が慎重に取り扱っているというのが現在の状況でございまして、先に申し上げましたように、学識経験者からなります研究会の結論も出ていない現状といたしましては、どのようなふうな処していくかということにつきまして、考えを取りまとめる段階までいっておられないように思うのでございまして、この点につきましては、国の立場、市の立場について十分御理解を願いたいと思っております。このことは全国的に非常に大きな問題でもございまして、私どもも非常に心配をしておることでございます。また県におきましては、御承知のとおり今日までは県と市が一本になりまして、だいたいにおきまして統一歩調をとってまいりました今日までの事例からながめましても、県全体の協働ということが必要であろうと思っております。ひいては市と県側との意見の調整というようなことも主要になっていくと思っておりますので、事態の推移につきまして、できる限りの最善を尽さしていただきたい、こういうふうに考えているような次才でございますので御了承いただきたいと思います。

〔橋詰興隆君登壇〕

○橋詰興隆君 市長さんの答弁を聞いておりますと、だいたい私が予想したように國の問題なんだという意見なり、あるいはその他の市とも連絡をとってやっていくのだ、こういった考え方が出されたと思っております。そういうことであるなら、私はなにもここで質問しなくてもいいわけで、いわゆる國がやろうとしていることは非常に大きな問題であるわけです。先ほどもちよっと申しましたように、失業が個人の問題でなくって、社会体制の問題として発生する以上、体制の問題としてとらえていくという構え方がなければならぬと思っております。いわゆる失対の打ち切りでないのだ、改良をするのだといっている背景にはなにがあるかということ、私は十分に市長さんに見抜いてもらいたい。いま一方では、労働者の不足は全国的であります。同時に、高年者、中年者あるいは婦人の職場というものがだんだん

ん狭くなっております。いったん失業すれば再就職できないのが、今日の高年者、中年者の立場であるわけです。そのことを単に國の問題であるということではおくとくという構え方、市長さんがいわれたことばの基本の中には、やはりそういった考え方があってはならないかという気がいたすのであります。地方自治体の立場は、当然、地域に起こってくる問題について、直接責任をもつ問題であるとともに、國に対しても実際の立場からこうするので、こうしてほしいという要求を出していくという、その積極的な構え方というものがほしいわけです。そういう意味で、こんご市長会なりあるいは県に対してどういった態度でのぞんでいくのかという内容的な問題を私は御答弁願いたい、こういうことを質問したわけでございます。そういう意味において、これは決して小さい問題でないわけでございますから、市長さんは考えてみえるだろう。とくに國の場合は、六人委員会の結論が出次才、三十八年度から実施するという方向をとっているわけですから、当然、四日市の場合にもどういう態度をとるかということがなければならぬと思っております。そういう意味合いで、これからのぞんでいく態度というもののそのものに対して、どういう態度をもっていくか。たとえば、全国市長会の意見書があります。あの意見書に対して、市長はどうみておられるか、こういう声がお聞きしたいと存じます。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） ただいま仰せられたとおり、この問題につきましては非常に全国的の重大な問題でございまして、また今日までの経過からながめてみますると、三重県の市のなんと申しますか、一種のきょうまで連合してとってまいったということが、事実の上のことになっておりますし、県と市との間におきましても、いろいろの意見の事前調整ということが必要なことかとも思っておりますので、単に四日市だけの意図と申し上げましても、非常

にこれはむずかしいことになろうというふうに考えます。しかし事実におきましては、私は三重県の各都市は、全国的に申しますと非常になんといえますか、実のあるよいやり方をしてきておるのでないかと思っておりますので、このことにつきましては、なお県の各市がいろいろ意見調整を行ないまして、その上でお答えさしていただくのがもっとも利便ではないかと思ひますし、市長の立場にいたしましても、特別の御理解をひとついただきたいと思います。

〔失業対策事務所長（小西忠臣君）登壇〕

○失業対策事務所長（小西忠臣君）　ただいまの橋詰議員さんにお答えいたしますが、先ほど市長が申し上げましたとおり、困はこんごうするのだというところは全然示しておりません。ただ白紙の形で学識経験者に依頼している段階でございます。ただ、先ほど御質問にありましたのが、新聞紙上の問題でございます。これは六月八日の毎日新聞の社説に「転換を迫られた失業対策」として大きく取り上げられまして、その内容は労働省から出たのでないので、新聞の論説としてる世論を取り上げておる、こういうふうになっております。その中で、先ほどの御質問のように高齢者と婦人層の対策は大きく取り上げられておるのであります。それをあたかも労働省が示した、あるいは労働省が意図するものであると考えているむきがありはしないかと、こういうふうにご考えているわけでございます。それから、次に全国市長会でなにか意見書があったのではないかと、あるいはまたその意見書に対して、四日市としての意見あるいは三重県の市長会としての意見があったのではないかと、こういう御質問のように承わったのですが、それにつきましては、たしかに全国の市長会でこの問題が取り上げられております。これは六月十九日に、東京において失対事業関係の都市協議会が主催になりました、この問題を取り上げております。自治体におきましても取り上げております。この十九日に取り上げたときには、自由労組といたしましては、いま国が意図している矢先にどういう改善策でも、決議をしてもらっては悪いほうに利用されるということを考えているわけでございます。ですから決議をさ

れないように、相当労働攻勢をかけてるようにも聞いております。話によりますと、全国都市町村会館の場合は、警官を配置したようにも聞いております。そういう中で審議はされております。審議はされておりますけれども、一応決議はなされておられません。それはなぜかと申しますと、先ほど市長のほうからも申し上げたように、この問題は全国的な共通の問題であるとともに、各都市によってその形態が違ってまいっておるわけでございます。いわゆる形態というのは内容の問題でございますが、東北の地方のよく働くところでは、このままでよいではないかという市長もあれば、なんとか改善したほうがよいという市長さんもあるということ、非常に意見書の決議については日時をかけたけれども、結論に至っておりません。そこで、それではその後どうなっているかという問題でございますけれども、その後は各意見書を県に持ち合せて、県単位の市長会が各市の市長さんの各意見書について意見があるなら意見の付記として市長会の会長の名前で即刻出せ、こういうことになっているようにございます。ただしそれはまた労働省には行っていないと思ひますが、三重県の場合は松阪の市長さんが会長でございますので、先日承わったところによりますと、この内容はるる御説明申し上げますと長時間になりますので、省くことにいたします。ただ三重県の市長さんの意見といたしましては、意見書の中にはいろいろございますけれども、この三点だけは裏づけとして必ず政府で考えてもらわなければならぬということをお申ししております。これは、政府に直接三重県の市長会がもっていくんではなくして、尼崎の市長が全国失対事業協議会の会長になっておりますので、そこで取りまとめていくことになるので、それに向けて、一つ、社会保障制度の確立、二つ、完全雇用による職業の安定、三つ、最低賃金制の適正な裏づけをせよ、こういうことを要望として尼崎の市長に対して要求を出しております。その点でございます。

〔橋詰興隆君登壇〕

○橋詰興隆君　いま、失対所長のほうから、県下における状況等を発表されたわけですが、その前に、本省のほうか

らはなにもいってきていないのだ、ただ新聞の中で承知をいたしておるのだということだったが、このことは
そう大きな問題だとは思いませんが、ただ受けとめ方として私も市長にいつておきたいのは、先般の新産業都市建
設促進法案の場合でもそうだったと思います、国家の場合にはそれぞれ相当長い時間をかけて検討し、準備をして
そして表面に出してくるということになるわけです。そういう意味からいきますと、あの場合でも出足が遅れておっ
たのではないか、こういう感じをもっております。今回の場合でも、もちろん県のほうとしてはなんら準備の過程で
は、自治体に対してどうのこうのということはないわけですが、しかし、実際の準備の中においては、それぞれの検
討がなされております。その段階で国がどういう制度をつくり上げていこうとするのだということに対しては、最大
の注意をもってもらいたい、こういうことがほしいわけです。従って市長さんの立場ではそういったことにつねに注
意し、それに対して四日市はどうするかという構え方がほしいのじやないか。それに対して単に新聞で見たという考
え方だけでは、これは場合によっては四日市市民が大きな被害をこうむるということもありうることをまず申
し上げて、注意を喚起したい、こう思うわけです。それから、県下の市長会の動きが報告されたわけですが、私はそ
のことを一応承知しております。そのことに対してどうということ申し上げようと思いませんが、先ほど失対所長
がいわれた、三重県の市長会が全国の市長会に出した三点の要望事項というものが、これが一番重大な問題だ、こうい
う見方をしたわけです。そのことを市長はどう考えておるか。いわゆる、失業という問題に対してどう考えているか
ということ、そのことがいま市長が考えるべき問題が、当然市長の立場として明らかになってくる。答弁してくれと
いうことは、そのことを求めているわけです。つまり失業という問題は、労働者の立場では絶対避けなければならな
い、こういう問題です。しかし、今日の世の中には、失業はどうしても避けられないという制度上の欠陥があり、ま
たそのことを政策の中でやる場合もある。それに対しては、当然政治をやっておる責任のあるものとしてはどうい

態度をもつかということ、そういう基本的な答えがほしかったわけです。現在の失対事業を打ち切るといふ場合の条
件はなにかということも、当然、市長としては考えておいてもらいたい。つまり、一番最初に必要なことは、全国一
律の国家の制度としての最低賃金制がまずしかれる、それから完全雇用がなされるという前提でなければなりません。
こういう制度上の欠陥というものは、並びにこれに対してはどうするか。これは社会保障を確立するという問題と同時
に、資本主義社会の中では、企業がつぶれるということがありうるわけです。その場合には新しい職場、同じ職種が
見つけられるかということ、必ずしもそうでないわけです。しかも、技術革新が進行する中では再就職がむずかしい時
代であり、民間企業なりあるいは国家なり社会制度上の問題として、職業の再訓練がなければならぬ。こういうこと
が最低条件としてなければならぬ。このことを、私は市長の口から聞きたかったわけです。ところが市長さんのほ
うでは、なかなかそこまで考えていないというふうな口ぶりがあるわけです。まことに、残念と申すよりはかないわ
けです。なぜかと申しますと、市長さんは市長に立たれるときは、社会党の党友として立たれております。党友であ
る以上、社会党の綱領なり規約なり政策というものを、大筋において是認をしておるといふ立場があるから党友にな
ったのである。ところが、この問題についての市長の明快な政策というものが明らかにされていないということ、
いったいどうしたことだろうかという疑問をもつわけです。そういうことで、市長に大きな期待をかけていたわけで
す。ところが、残念ながらそれが出なかったということ、いったいどういふことだろう、私は市長に大きな疑問を
もつわけですが、さしあたり私が市長に希望したいことは、先ほど申されました三つの問題を基本に、現在の失業対
策事業をどうするかという国の方向を見きわめてもらう、そして四日市の方針というものを確立してもらいたい。
このことを市長にお願したいわけです。つまり、今日の四日市の市の機構の中には、労働行政というものを担当す
る課すらない、こういう悲しい状況がある一方、市長の政策の中では、工業都市化ということが大きく進行している

わけです。そうすれば当然に労働者がふえるし、労働者階級はだんだん成長していくという形があるわけですから、当然、市の立場でも労働行政をどうするかという基本的な考え方、先般も申し上げたと思いますが、川崎なりあるいは北九州等の先進工業都市に学ぶという考え方がなければ、私はうそだろうと思う。この問題についても、単に失対事業所長の問題でなくって、労働行政全般としてこういう形が起ころう。それをいまから手を打っていただきたいということ、労働行政について専門に扱う課というものを設置してもらいたいという要望を強くもっておりますので市長が今日の段階で失業問題と関連しながらどういう考え方をしているのか、なければいけないでけっこうです。あるならあるで、はっきりと明快な御答弁をお願いしたい。どちらかの⁽¹⁾非答があると思いますので……。

〔市長(平田佐矩君)登壇〕

○市長(平田佐矩君) 　　ただいま、御趣旨のほどよく拝聴いたしました。重大な問題でございますし、今日までの三重県のとってききました中には、四日市市は労働問題につきましてはもっとも重要なウエイトをもっておりますので従いまして、いつも慎重な構えをしております。よってききました実績が、ただいま全国的にながめましてどれくらいの場合にあるかということをお察願したいと思います。なおこのたびの対策につきましても、十分、各市との協調を保ちまして、できる限りの善処をいたしたいと考えております。それから、本市の労働問題につきましても、労働政策につきましては仰せられるまでもなくできる限り清新なる空気を入れ、新しい組織を取り上げ、働く人々の幸福になれるよう段階を進めていきたいと存じておりますので、ただいま仰せになりました一つの部門を設けるといふようなことにつきましても、考慮いたしておるような次でございまして、早晩そういうことが実現してくること存じます。そのことにつきましては、どうかいましばらく御猶余をいただきたいと思っております。

○橋詰典隆君 　　簡単ですから、自席からお願いたします。

この問題は、大変むずかしい内容を持ちます。しかし、問題が國のほうで進行をいたしております。先ほど申しましたように、その動きというものについて十分御注意を願いたい、このことをまず要望したいと思います。それから同時に、國の動きいかによっては、十二月に再度この問題を取り上げることがあるかもしれませんから、よろしくお願いたします。

〔山中忠一君登壇〕

○山中忠一君 　　私は社会教育と予算外義務負担、開発計画についての質問でございます。質問順位も一番しんがりでございますので、同僚議員が昨日より折にふれとときにふれ、ほとんど私の聞きたいというような質問を出されまして理事者のほうから親切なる説明を出されましたので、だいたい理事者の意図も了承しておりますので、私のふに落ちない要点だけ簡単に私は質問させていただきます。また、理事者側もくどくど答弁はよろしゅうございますから、簡明瞭に答弁をお願いしたいと思います。

才一問といたしましては、社会教育の指導でございます。ただいま國におきましても池田総理大臣は人づくり、國づくりということに真剣に立ち上らなければならぬということ、新聞紙上でも論説を掲げておるのであります。本市の社会教育は、はたしてこのままいって現実に取りつある青少年問題を救うような社会教育ができるのであろうかという点におきまして、理事者側は、このような指導で、必ず三年、五年のうちに立ち直ってくるだろうというめどがあるのかないのか、ということをお聞するわけでございまして……。

次に予算外義務負担でございますが、これにつきましてはいろいろ同僚議員より質問もなされ、昨日、錦議員は、市長さんの予算外義務負担はあんまり気持ちよく受けられないというような質問をされましたが、私もかいつめて申しますと、市長さんも御立腹なさるかもしれません、予算外義務負担を少し軽く考えておられるのではなからうか。

その一点は、当四日市市の責任ある予算外義務負担ならば、私はわずか十三億か四億、四日市市政としては前議会でもお尋ねしましたように、まずわれわれが真剣に取り組んでいったらやれるのではないだろうか、だからあとを引き受けていただきたいということをお申しましたが、今回、提案になっておる県立高校の問題でございます。この高校と申しますならば、われわれ昨年、工事問題で取り組みまして、どうしても四日市に誘致したいという議会の決議もありまして、相当運動した。この運動が効なく、鈴鹿市に決定した。私はその代がえとして、次は四日市に高校を認めるかっこうではなからうかと私は思うのでございます。県立高校の建設は、いままでも敷地だけ提供して、あとは県がやるのが例であったが、今回の例を見ますなれば、学校建設委員会が借りてくださる金で利子補給の予算外義務負担を私は市立なればもつべきがほんとうであらうし、できるだけ援助しなければ、私はこういう問題は解決つかないと思えますが、県立高校におきまして、市が予算外義務負担をもつということに疑念をもって質問するのでござい

す。
次に、開発問題でございます。開発問題につきましては坂上議員が詳細に質問をされ、理事者のほうからも明快な答弁をいただいておりますので、くどくど質問はやめまして、これは市長さんにお尋ねしてみたいと思うのでございます。市長さんは南部開発委員、北部開発委員を設置されまして、どうしても南部の開発も北部の開発もやるのだといわれましたが、今日はどういうような状況になっておるのだろうか、もしも当初市長の計画どおりに進められておるならば、どのように手を打っていかれるのか。私も北部開発委員の一人ではありますが、相当問題は面倒になっておる。にもかかわらず、われわれとしては一度もむずかしい御相談にもあずかっておらない。このようなことで、はたして市長の熱意がいつみののであるか。市民にいわするなれば、市長さんは次々と大構想を立てて発表をされませんが、どうか一つでもこれができたんだというような市政の方向にもっていただいた上の発展ならいいけれども、こちらができないのに次の大構想を発表になったのでは、どれがまとまるのであるかというような批判も少し聞きますので、われわれ議会人として平田市政に援助は惜しまない。平田市政を盛り立てて、大四日市市建設に邁進するという自分の心構え、決意をもちまして市長さんにお尋ねするのでございます。

以上、明快な御答弁をいただきたいと思います。

〔教育長（山本軍一君）登壇〕

○教育長（山本軍一君） お答えいたします。

現在の社会教育の感勢で、人づくり、青少年の対策ができていくのかどうかということですが、青少年の問題につきましては、基本的に学校教育で態度をつくっていくという問題と、社会教育のバック・アップをしていくという問題と、もう一つは社会環境を浄化していくという問題があると思うんですが、社会教育の面に限って申しますれば、きのうも少し触れましたように、地域ぐるみ青少年を守っていくという問題が一番大きい問題だと思っております。私たちがいま取り組んでおりますのは、その問題であります。地区に子供を守る会というものをつくっていただいて、これによって地区の環境を浄化していく問題とともに青少年を守っていききたいというのが、社会教育と取り組む私たちの青少年対策でございます。青少年問題協議会におきましては、補導センターで現在、四日市市の青少年対策要綱を考えておりますので、衆知を集めて対策要綱ができましたならば、各分野におきましてこれに対する仕事をやっていきたいと思っております。それによって私たちは青少年の問題が全部解決できると思いませんけれども、だんだんとよくなってくるんだと、こう思っております。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） 県立学校のとときの予算外義務負担はどうか、こういう御趣旨だと思いますが、これは県のほ

うでも補助のもらえるものはその中につみ出しておりますし、また県のほうは起債がききませんが、これは県のほうで責任をとるといふようなことになっております。市がそういう場合にはいっころちががあかぬじやないかということですが、これは御承知のとおり、いま高校生の非常な過剰な数が出てまいりましたときで、非常措置というようなことで、市といたしましては決して余分な負担をしてやるということは好ましいことではございませんけれども、そももいたしませんと市並びに周辺の教育に対する態勢が整いませぬものですから、やむなくこんどのような非常に教育に対する経費の御出資を願ったということでございます。こういうことは平素においては行なわれぬことだと思いますので、ある意味におきましては、例外的なお考えをいただきたいと思ひます。

それから、南部開発の問題でございますが、これは昨日も申し上げましたと思ひますんですが、かねて計画どおりに取り進めさせていただくように極力やらしていただいたんでございますが、四日市の現状にかんがみまして、半分は公園、それにいろいろ運動の施設を備えたい。半分は住宅にして、とくに工業地帯の発展に伴う住宅の改善をしていくと、いわゆる住居の改善をしていくという考え方から、丘陵地帯にこれを移していきたいということやらしていたんでございますが、困のほうにおかれましてはやや過大に失するようなお考えもありまして、全部公團的なものならということになりまして、御当局の御指示をえていまそれをやっておる最中でございますが、きのうも申し上げましたように、最近に至りましてはまた住宅問題を大きく取り上げてこられまして、そういう固有の土地などはほとんど開放して、住宅問題をこのさいてきばと処理すべきである。従って、大蔵省はその方針に向かって同調してほしいということが、政府部内で取り行なわれておりますので、そうなりますれば、われわれが二、三年前に考えまして、皆様方の御同意をえましてやりましたような状況に立ちかえってくると思ひますので、いっそう努力を傾けまして、その実現するように取りはからせていただきたいと存じておるような次第でございます。その間におきまして、旧地主に対する御迷惑の点につきましては、昨日申し上げましたとおりの法の許す限りにおきまして、皆さんにできる限りの御支授をさせていただきます、こういうふう存じまして、せっかくいま案をまとめ上げかけておる次第でございますので、いすれ南部開発委員の皆さん方に御相談を申し上げます、御了承をえました上でそういうふうに取りはからせていただきたい、こういうふうになっております。

〔山中忠一君登壇〕

○山中忠一君 たいいま市長さんはじめ理事者の方から、まことに簡単であって明瞭なお答えをいただきました、感謝するものです。

たいいま教育長が述べられました社会教育、青少年をどういうふうに導いていくか。これで満点ではないが、やるだけやっていくのだと。教育というものは学校の先生だけに任して、短時間でできるものじやないから、社会全般また家庭にも知をつけて導いていくように力を入れていく、というふうに通かしてもらって解釈したわけでございますが、教育長の申されたとおりでであると存するわけでございます。われわれ先生だけに任して、そうして社会改善また家庭環境においてりっぱな教育がなしえられるかという問題は、火を見るよりも明らかでございますが、さすれば、私はいつも感ずるのでございます。教育の方針といたしまして、ただ学校の予算を大きく取るとか、公民館の予算を大きく取るとか、社会活動に予算を取るとか、私は人的にこの問題は解決つくんじやないかと思ひますので、一言、自分の御注文を申し上げたいと思ひます。園の義務教育制度がしかれてから九十年になんなんとすると覚えませんが、四日市の歴史も必ずや九十年、百年という歴史があると思ひます。そこで長く教壇に立たれて、多くの生徒から先生と慕われているというふうな人があると思ひますが、私は、いまここに教育者の中にもこのようなりっぱな指導者があるのだというふうな人を、ときによっては見出して表彰していただきたい。そうして、青少年に自分たち

の手本として尊敬できると思えますので、市長さんはどのように考えておられるか。そのような方法で社会教育の一端としても、よき指導者、よき教育者がおったならば、なにかの型をもって労をねぎらい、また社会のために働いていただくのに、いっその拍車をかけていただけれるものと思うのであります。

次に予算外義務負担でございます。ただいま市長さんから拝聴するならば、予算書にもやむをえずということが書いてありますので、相当、市長さんとしても苦慮せられたのであろうと、私としては察しておったのでございます。私が、私は重ねて自分の意思を申してみたい。万やむをえなかったということはわかりませんが、だいたいのから申しますならば知事さんはずるい。予算外義務負担を市に出さして、自分が出さない。けっきよく県は十一億円の予算を組んで、そうして相当の黒字を出しておりながら、補償問題も二億の問題にいたしましたも市長さんは一銭も出さない。八幡の問題にしまして、いよいよ八幡がくるということについて二億の現金を出さない、税金で返すからというて。私は、市長さんにも申し上げました。八幡がくるならば反対はせんが、二億の立てかえはいけない、十年の長い間に世界の経済は相当に変わってくると、いろいろ私は市長さんに御注意申し上げましたが、やはり世界の経済の流れには勝てないということでも考えておりますが、そのときにも出してくれなかった。四日市市としては、私は強く県にあたってもらっているのではなからうか。県立であれば県立らしく、市立なれば市立らしい行き方、これがほんとうの行き方であると、私はどうしても筋が通らないのじやないか。四日市市といたしましては、のどから手が出るほど欲しい。のどから手が出るほど欲しい弱味につけ込んで、このような知事の県政は、批判せざるをえないのであります。

以上のような意見を述べて、私は市長さんの決意のほどをお聞きしたのであります。そうしてごんごにのぞまれる態度は、私の申し上げたような決意でぞまれることを心からお願ひする次才であります。このさいに市長さんの決意のほどをお聞かせ願ひしまして、私の質問を打ち切りたいと思うのでございます。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君）　ただいま非常に県との関係におきまして御配慮をいたしておりますが、まことにそのとおりでございます。従いまして、市長といたしましてはできる限り均衡のとれた負担率をお願いしたいということ、今日までまいったのですが、このたびのところはやむをえずこの高額の負担をいたしておるような次才でございます。が、これでおよそ県立に対する学校の構え方も一つの山を越えると思ひます。また県におかれましても、漸次、財政が正常化せられると思ひます。ただに四日市市のみでなく、各市長さんもこのことにつきましても市長会のあるたびに結束をいたしまして、全国的にながめてみます上のはうから教えたほうがいいのか、下のほうから数えたほうがいいのかということになりますと、どうも全国的にみましてもまあ自治体の過酷な条件であるということに定解になっておりますので、知事さんにおかせられましてもそういうことはしたくないだろうと、少しでもよけいやりたいというお考えがあられるだろうと思ひますが、今日の県の状況といたしましては、やむをえずこういうような地方に分散的に負担をおかけになっておいでになるのだと思ひますが、これは皆様方のお力を借りまして、ただに四日市だけでなく、全国にわたりました御改善を願ひたい、こう切に思っております。ただいま申し上げましたように、一応の山がこれですむように思ひますので、ごんごにつきましましては、十分有利な条件でなければ、さようなことに手出ししないようにいたしたいと思ひます。

なお、ただいま御意見の人づくりの上におきまして、非常な関心もたれてまいりました。全くこれは同感なことでございます。日本を将来になつていかれます若い方々の教育、また社会に対してお考え方についても、いさ少しこれは明るい方向に向けなければならぬということ、また各層におきます心構えにおきましても、総理大臣が声

を高くして申し出られましたように、人づぐりの面につきましては改善を加えていかなきやならない。これにつきましては、私は私なりの考えをもっておりますが、しかしうに比してなかなか行ないにくいことばかりでございますので、十分、識者の方々の御意見を拜聴してもっとも賢明な方法をとらしていただきたく存じます。そのうちにただいま仰せられました教育とか社会方面に対して、まことに四日市市にとってえがたい方々、また御功勞のあった方々のみならず、お若い方々の中にも優れた識見や人格のある方、そういう方を私はやはり市全体としては起用をいたしまして、また先輩諸君からは御支授を受けて市のりっぱな成育に資したいと、こう考えておりますが、そのうちとくにただいまのお話の、今日までに御功勞のあった方に対して、なんらか表彰を申し上げることを考えないかということでございますが、私はこのことにつきましては非常にけっこうな御意見だと思っておりますので、仰せに従いましてよく調査いたしましたして、市民の各位のうなずかれますような方を選択いたしましたして、なんらかの形で御表彰申し上げ、さらに御支授をいただくように努力さしていただきたい、こう考えますので、ここに市長の意思を表明いたしておきます。

○山中忠一君 簡単にございますから、自席からお願いたします。

ただいま市長さんから大へん心強いお話をいただきました。私、まことに感謝にたえないのでございます。どうか私の意見の一端でも実行に移していただくことをとくにお願いいたします。私の質問を打ち切らさしていただきます。

○議長（山本三郎君） 以上で、一般質問は全部終了いたしました。
暫時、休憩いたします。

午後零時十四分休憩

午後一時二十二分再開

○議長（山本三郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事説明者中、事業課長は公務のため午後の会議に出席いたしませんから、御了承願います。
日程才二に移ります。

議案才九十四号昭和三十七年度四日市市歳入歳出才四回追加更正予算及び日程才三、議案才九十五号起債の更正についての函案を一括議題といたします。

御質疑がありましたら御発言願います。辻議員。

○辻定章君 簡単にございますので、自席でお許し願いたいと思います。

○議長（山本三郎君） 大きい声ではっきり願います。

○辻定章君 私のほうも聞こえにくいんですが……。

議案才九十四号中、教育費におきまする中学校の建築費であります。そのうちに市長の提案理由の説明中、中学校建設費において「水沢中学校の敷地三町六反を園からの買い付け価格をもって市に譲渡することについて地主の御了承をえましたので、その買収費七千二百円を計上いたしました。」こういうことでございますが、もちろんこのときにおきましては、御承知のように当時農地法によりまして開拓をされた近郊の土地がたくさんございます。中学の用地として、園が残したということでございます。その後、園の所有のまま村から市に引継をいたしたのでございませぬが、今日に至りまして三町六反の田が七千二百円、これは園の買い取り価格でございます。この価格をもって旧地主と交渉されまして御了解していただいた市当局の方々に、厚くお礼を申し上げます。この問題はなかなかむずか

しい問題でございまして、当時、私は理事者として非常に困ったのでありますが、よくここまでやっていたことを厚くお礼申し上げたいと思えますが、同時に困から旧地主に払い下げをしまして、そうして旧地主から市が買取るということになるのだらうと思えますが、旧地主がこの価格でもって渡すことについては、相当なんと申しますか、いまの価格といたしまして差がございます。反当二百円であります。でありますから、せめても市のほうにおかれまして、こういう旧地主に対する感謝のなにかを捧げてやってもらいたいということをとくにお願ひいたします。と同時に、これは事務の問題であります。条例の定めるところによりますと、財産の取得後における土地においては、一千坪以上の土地は市議会の同意を求めなければならないという条例があります。審議をするルールの上において予算をここに出来て、そうして同意書もついておらない、同意を求める議案がついておらないということは、どういふ理由であつたのか、事務担当のほうから御説明を願ひたい。

〔教育委員会総務課長（村山了君）答壇〕

○教育委員会総務課長（村山了君） 本件は、この事件が発生しましてから解決に至りますまで、十数年の日数がたつておりますので、御説明申し上げますとその歴史的ないろんな問題をここで申し上げないと、御理解願ひすることができないと思ひますが、御質問の要点である予算の計上について、なぜ取得の手続きを踏まなかつたかということだけを御説明申し上げますと、この取得につきましては、たゞいま一応地主の方の御理解をえて農林省に手続きいたしました。その結果、返還通知書が本人にまいる。その通知書がまいましたら、それに基づいて直ちにここに手続きを地元からとりたいというような考えのもとに、とりあえず本会議には予算のみを計上していただきまして、購入手続きの件は間に合わなかつたわけでございます。ただここに問題になりますのは、先ほど辻議員さんからも御発言がありましたけれども、現在の社会状況のもとに、それを背景にして考えますというと、一銭でも土地を高く売り

たいのは現在の世情でございしますが、そういった世情の中で反二百円、坪約七十銭、こういう安い値段で、これはいまの常識では値段といえない。こういうことで地元の方の御熱意によって学校の敷地を獲得されたということは、非常に大きな問題であります。私たちとしては、そういった点については十分感謝の気持ちも持っておりますし、ありがたいと思っておりますが、先ほど申し上げましたように、とりあえず本会議に七千二百円の購入費を計上して、さらにその取得についての手続きは、農林省から返還通知がまいましたらやりたいと思ひます。

○辻定章君 本問題は、急を要することではないと考えられます。いずれにしても、予算を審議するルールの上から立て考えますと、いま課長からの説明では農林省から一応の通知がまいてから同意の議決をせらう、こういうような御答弁であつたと考えますが、それならば農林省のほうから通知がまいて、しかるのちに予算を計上したほうが、われわれ審議するものの上に立てて考えてみますと正しい行き方じやなからうかと、こう考えますが、この見解はいかがでございしますか。

○教育委員会総務課長（村山了君） たしかにおっしゃるとおりでございしますが、当初この予算をお願いする時期にだいたい九月中旬、おそくも下旬にはくるだらうということにございまして、まあ先にとりあえず予算に計上したわけでございますが、農林省のほうに問い合わせましたら、もう少し時間がかかるということ、十月に入るか十月末になるということとございまして、私たち同時に出せばよかつたのですが、そういうような事情であつたことを御了承願ひます。

○辻定章君 さらに繰り返してお尋ねするということはやめたいと思ひますが、いま申しましたようにそう急を要しないところの予算であるということなれば、こんごのような問題が発生した場合にできる限り同意をとられて、しかるのちに予算化されるほうが順序じやないか。これは私の考え違いかわかりませんが、私はそう信じております。

でありますから、こんごそういうような問題の起こった場合には、これに類似した問題が起こった場合には、できうる限り同意を先にとられて予算化していただきたい。間違っていたらお許し願いたいと思っておりますが、間違っておらなかったならば、いま申しました順序に従って措置をしていただきたい、このように要望しておきます。

○議長（山本三郎君） 他に質疑ありませんか。坂上議員。

○坂上長十郎君 自席からお願いたします。

九十四号議案の歳入のところでございます。オ七款二項国庫補助金の、教育費補助金の問題でございます。これを予算書の説明資料からいきますと三ページでございますが、国庫補助金の内容が予算説明書に南中、河原田小、八郷小として四百六十八万余円の補助金が出されておるのでございます。そのうち南中学校の問題は別でございますが、河原田、八郷小学校の問題について伺うのでございますが、この二校は、予算措置は予算外義務負担でお願いしたわけでございますが、この補助金がまいりますとその補助金だけ予算外義務負担の金額を軽減してもらうことができるとかどうか。なお、老朽危険校舎に対する国庫補助金に対しては、これに二倍する起債が許されるように承わっておるのでございますが、その起債を許されすると、河原田、八郷両小学校において六百万円以上のものが出ておるのでございますが、それもどういうふうに取り扱われるかということでございます。なぜこういう小さい問題を私が取り上げたかと申しますと、この両校のほかに内部幼稚園もそうでございますが、地元が金を借りますのに、利子の差を地元負担するわけでございます。私はそれがなければなにも必要はございませんが、地元の方々の熱意によってそれも負担するようになってございますが、できうるならばこの負担を少なくしてあげるのが、市としての親心ではないかとお尋ねするのでございます。この事情について、一度御説明願いたいと思っております。

〔教育長（山本軍一君）登壇〕

○教育長（山本軍一君） お答えいたします。

補助金につきましては、これは地域の方に利子の面でお世話になっておる面もありますし、国の補助でございますので、私どもとしましては最終の段階において補助金の分は地区に返すというところですが、差し引いて精算というか、そういう形でやっていきたいと思っております。なお、起債の問題につきましてはほかに関連いたす事項もございまして、すぐにここにどうするということはお答えできませんが、よく財務関係とも御相談いたしまして、はっきり態度をこれからきめていきたいと思っております。

○坂上長十郎君 ただいま教育長の答弁で私はある程度了解したのでありますが、先ほど私が申し上げましたように地元の負担を軽減する意味において、どうぞその補助金並びに起債というものを、財務当局と十分御折衝の上、少しでも軽減するようにお願いしたい。しかし必要ならば、お約束させられた金額は各校ともおさめることと思っておりますが、それを考えて善処してもらいたいことを切に希望しております。

○議長（山本三郎君） 御質疑ありませんか。前川議員。

○前川辰男君 自席で願います。

本追加予算に公園緑地整備予算が含まれております。この緑地計画に対しましては昨日も出ておりましたが、私もこの問題についてもろ手を上げて賛成するものであります。ただこの中で気になることが一つあるんですが、というのは、市民ホール前の整備計画が入っております。これが整備されると、自然このように合併される。それで、前期の議会におきまして市民ホールを設立するときに、市民ホールというのは、大きなホールが一つあればそれでこと足りるのだということでなしに、それに付属したところの集会室あるいは消防署あるいは事務所その他福利施設を置いて、それが一環となつて一つの市民の文化センターになるのだ、従つてこの前の広場がそういうようなところに使わ

れるというようなことがいわれておったように聞いております。聞くところによりますと、建設委員会におきまして三千万円の予算がすでに話題にのぼっておったといわれております。これとの関連につきまして、この整備をやるとして、いまいわれた懸案の問題は、こんごどのように考えていかれるか、その考えを聞かしていただきたいと思ひます。

〔水一建設部長（城井義夫君）登壇〕

○水一建設部長（城井義夫君） ただいまの御質問につきましては、先日の全員協議会にもその御趣旨の質問が出たように拝聴しておりますが、市民ホールの建設当時、私もその建設委員会に出席させていただきました。そういう計画があったということは、私といたしましても記憶しておるのでございます。それから同時に、市民ホール前の造園と申しますか、緑化もやるということも、当時のお話し合いの中に含まれておったように記憶しております。そういう状況でございますが、現在、建設部長の立場といたしましては、そういう建築物の計画はいまのところ聞いておりませんので、一応、前の広場がある程度の形をつけたという考え方からああいう計画を進めさせていただいたわけでございますが、それにつきましてはそういう計画もあるということを念頭におきまして、非常に石を積んだりさくをしたりというような、費用がかかりました移設についても転用できないような施設はなるべく避けまして、先般、説明させていただきましたように、コンクリートの縁をとって芝をはり、灌木を植えるということで、その計画が実現しますとそれに合わせた移植、移植と申しますと木の植えかえでございますが、そういうことも考えまして、なるだけ施設がむだにならないようにという考慮を払って計画させていただいた次第でございます。

○前川辰男君 私のいっているのは、市民ホールの前を緑地化したらいけないというふうな考え方でいっているのではないわけです。文化都市四日市をつくるのに、現在のホールをもっともって効率的に市民のために使おうと思うと先ほど申し上げましたように、市民ホール建設のときに非常にりっぱな理想が打ち出されております。これを一日も早く実現することが必要だと思ふんです。従ってなにもその場所に固執することはなく、もう四年以上たつわけですから、もっと具体的な案が出ておそくないのではないかと思ふんです。その点につきましての見通しをお聞かせ願いたいのです。

○議長（山本三郎君） いまの問題は議題からはずれておりますので……。
辻議員どうぞ。

○辻定章君 議案第九十四号中、十一款の産業経済費の才六項、農業構造改善事業費が新しく百二十一万いくらか計上されておりますが、この事業は、とくに市長の御説明にも四日市の地帯において基幹作物を選定して、酪農に重点をおいて事業を推進すると、こういう内容でございます。われわれはもろ手を上げて喜ぶのはございますが、一品目について一億数千万円の事業費があるわけでございます。現在、三十六年度に指定を受けて三十七年度から事業を実施しなければならぬ立場の品目があるかのように聞いておるのであります。余すところわずかの期間、事業年度におきまして、はたして計画をされておるところの三十七年度の事業が完成できるかどうか、この点をお尋ねいたしたいと思います。

〔農林課長（芝田敬太郎君）登壇〕

○農林課長（芝田敬太郎君） お答えを申し上げます。

ただいま御指摘を賜りました農業構造改善事業の計画指定地域として、四日市市が指定を受けまして、引き続きまして三十七年度の事業実施地域の指定を受けるべく計画樹立をし、現在、農林省のほうで審査を受けておるのであります。将来二カ年で終了いたす予定になっております事業でございます。たしかに御指摘のように、三十七年度

実施事業として余すところわずかな期間で、これがなしうるかという問題でございましたが、もちろんこれはたしかに御指摘のとおりでございますが、私ども、事業計画を実施しております担当のものいたしましたも、非常に危惧しておるわけでございますが、なに分新しい事業でございますまして、本省の構造改善事業実施要綱の設定がきわめておそく、二転、三転してようやく七月なかば以降になりました。三、四、三の率をもってやることにきめられておるのであります。従いまして、三十七年度はいわゆる三割をやらなければならぬということでございますが、そういうふう非常に遅れてまいりましたことも考慮いたしまして、私どもは三十七年度におきましてできる限り事業量を縮めまして、むずかしいものは、むずかしいと申しますか、技術を要するものは三十八年度以降に持ち込むように努力しております。従いまして、三十七年度の計画樹立事業というものが、年度終了までにおよそできうるものと私ども考えております。しかし、この問題は国におきましても県におきましても、各指定市町村におきましても問題点でございますので、本省等におきましても、三十七年度に限りましての事業推進につきましては、なにかの御配慮を願っておりますように聞いております。計画いたしましたのは三、四、三の比率でいたしておりますので、できる限り遂行に努力いたしたい、このように考えております。

○辻定章君 御説明によりますと、三、四、三の比率をもって事業を遂行すると、これは、すでに聞いておることあります。あるいは、いまの御答弁のうちに、三十七年度のワクを縮かめて三十八年度に持ち越す、農林省が三とされたものを三十八年度ある程度持ち越すことができるかどうかということが、どうもあいまいのように受け取れまじ、なお仮に酪農にいたしましたも、水田の構造改善事業にいたしましたも、来年度三月ごろになればとくにお茶の関係があり、頼らなければならぬ立場になってまいります。実質的に申しまして、わずか五カ月しかできない事

業でございますして、もちろんこんご追加予算を組んでいただいで事業を実施するということになれば、こんごの追加予算は十二月になって、十二月から三月の間に、これはどうして仕事の分量からいうて不可能に近い。しかし、やりうるものだけをやる、これはけっこうであります。その点は十分御指導を願いまして、時期が遅れて農家が非常に忙しくなった折にやらなければならぬというような羽目に陥らぬように、こんご十分の御指導、御計画をしていただきたいということを希望して質問を終わります。

○前川辰男君 重ねて質問しますけれども、ただいまの関連ないということはおかしいと思います。本来ならば、いままも一建設部長がいわれましたように、そういうような過程をへてつくられたものならば、実はこの広場についてはこれこれのことがあるんだけれども、こういうような計画をもって進めるからいまのところ緑地をやりたいと、こういう提案でなければならぬと思うんです。それはふせておいて緑地計画をつくることは、これは既成事実をつくる前のものを自然消滅させることになるのじやないかと思うんです。私どもこの議案を審議するにあたりまして、そういう過程をへたものでなければ審議していくのじやないかと思つて質問するのです。

○議長（山本三郎君） ちよつと考え方が違ふのですけれども、一応、公民館的にそこができるということが決定しておらぬと思つて。一応そういう話し合いがあったから、部長の説明ですと緑地をやつてもそういう話が復活した折には、直ちに撤収してそういうようなことができるような状態で金をかけない、そこまでいいんじやないか。それをよそにもっていくことは、議案外だと思つて。

○前川辰男君 詳しい説明は求めていないのです。詳しい説明なら議長のおりですが、しかしこういう考え方ももっているという事で提案されるべきであると、とくにいつているわけです。前の計画を捨てて別の考え方が出てくるとなると、やはり市民の税金を使う、またこれを審議する場合において、そういうようなものを除いてやるこ

とが問題になってくると思いますので、ありましたら構想でもけっこうですからお知らせ願いたい。

○議長（山本三郎君） 時間もかからないと思いますので、その答弁をいたさせます。

〔企画室長（阿南輝彦君）登壇〕

○企画室長（阿南輝彦君） ただいま御指摘のように、当時の議会におきまして、現在立っております市民ホールの機能に加えて、公民館的なあるいは文化会館的な機能を備えるように、理事者において現在の市民ホール完成後、考慮せられたい、というような条件がついておったように私どもも承知しておりますが、その後の状況がいろいろ変わってまいりまして、たとえば当時、現在の市民ホールにない消防署あるいは会議室等は、その後、商工会議所の会館もできまして相当の機能をはたしております。さらには、当時、予想されておりました以上の市民ホールの使用に当たっての駐車数が多くなったために、あの広場をこれ以上削減するということについては問題があるのではないかと、いうことで、本年度の当初予算におきまして、現在、市においていろいろ考えられる文化会館あるいは労働会館あるいは農業会館、そういったその他の施設に総合してこのさいに再検討するというところで、本年度、調査費百万円計上いたしております。現在その準備をいたしておりますが、そういう意味で、当時、議会のほうからありました御意見もそういった中で総合的に判断をして、こんごの施策を改めて議会におはかりすることでありまして、従って、先ほど才一建設部長から御説明申し上げましたように、市民ホール前広場の利用に当たっては、いまの緑化についてはそういったことも考慮して、てもどりが少ないような方法を検討した上でのごとでございます。

○大谷喜正君 議案第九十四号中の歳出第十六款のうちで、日本横断運河協議会分担金として五十万円計上されておりました、この額の多寡については別として、市長が新聞紙上あるいはテレビショーあたりで、この問題について非常に御熱心に關係していらっしゃるということはよく承知しておりますが、きょうここに協議会の分担金が計上された。また昨日には、設計計画書なるものがわれわれ議員の手にも渡ったということになれば、この辺で市長はこの運河の本市に及ぼすいろんな効用をどのようにお考えになるか、またどういふ点が発生するのだということ、市民の前に公に明らかにされてもよいのではないかと、いうことを考えられます点が才一点。

才二点に、今回の分担金は五十万円ですが、こんごういったような分担金のようなのがどれほど続き、しかもその額がどのような内容になってくるか、もしわかっておればその方法も明らかにしていただきたいことをお尋ねします。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） ただいまのお答えをさせていただきますと思いますが、運河につきましては、御承知のとおり構想といたしましては、伊勢湾港の中心から津斐川をさか上りまして、そうして養老の北に出まして、大垣からさらに関方原の南に上りまして、近江の長浜に到達いたしました。こんどは湖上を利用いたしまして、さらには琵琶湖の北端から日本海においていこうと、そういう構想をもとにして、お手元に差し上げました要覧のとおり百九十キロ延々と大構想でございます。これにつきましては、四日市市とのどういふ關係があるか、どういふ点があるかということでございますが、才一に考えられますことは、将来の四日市港のあり方について、御承知のとおり四日市市はうしろに丘陵を控えまして、両方に桑名、鈴鹿を控え、どちらかといいますと地域的にも非常に狭隘な場所にあります。それと御承知のとおり名古屋を中心といたしまして、いろいろ経済の発展策が講じられておりますが、一番先に取り上げられてきましたのは伊勢湾港であります。従いまして、伊勢湾港の構想から出発いたしますと、四日市市はその運行にあたりましてもっとも重要なところであるということ、この伊勢湾港の一つのかなめの点にあるので、そこでこの運河をつけました場合にどういふ利点があるかということになれば、もちろん四日市市が一つの起点

になるであろうということは想像にかたくないと思えますが、やはりこれだけの港をいまからつくり直すにつきましては容易なことではございませんし、これだけの利点をもっておるところでございますから、私はやはり四日市市が起点になる。そこで、この運河がどういうふうな発展するであろうかということにつきましてですが、一つは内陸の開港が行なわれて、四日市市の後方地帯としての役割を果たしてくれるであろうということが一つ。それからこの切り下げてまいりますときにゲートに使いますところの水でございますが、これがどれだけ少なくもましても一日に百万トン要する。これは瀬田川から大阪に落としておりますもの、多いときで約十分の一、少ないときは二十分の一くらいしかあたらなないので、しかし、とにかくその分量というものは相当なものになる。これが将来捨つべきであるんですけども、捨てないでおくことになると、これを工業用水ということに重大な役割を果たすであろうということが一つ。それから、運河を開きくしますのに、非常な多量な土石を排除しなければならぬ、これがなかなかの難事業だそうでございます。それを消化する上におきまして、だいたい三つの方法がある。一つは伊勢湾周辺、一つは堺斐川の周辺に用いる、一つは琵琶湖または敦賀方面に用いるということですが、そのうちこの計画の中にひそんでおりますいわゆる伊勢湾を横断いたしまし高速度道路でございますが、この構想はこの書類の中にちやんととうてでございますのですが、非常に大きな構想のように思われますが、東京湾におきましては二本これを計画いたしております。これが実現するかしないかという問題になりますと、御承知のとおりこの計画は岡崎から出発いたしました、四日市の南の端っこでもって上陸をして、そうして大阪まで直通しようということ、そうなりますと、東京から新東海道線をまいますところの交通量というのは、大阪へ行く限りのものはほとんど全部これを利用する。そうして距離において約六十キロ、時間にしましてどれくらいかわかりませんが、常識でいけば三十分くらいは節約できる。これは道路公団のソロバンの上にはっきりのってくる道路で、そこでこの運河に発生しますところの土石を、とく

に石材でございますが、これを基本といたしましてそうして道路をつくらう。この道路の上には、もちろん高速自動車道路とふつうの道路と、そのほかに鉄道をしく。その他内面には埠頭をたくさんこしらえて、またそれには必要であればタンク群を全部配置して。そうしてこれからパイプを延ばしまして、全部伊勢湾港の中に属するべきところにはパイプを配管して、将来の工業に備えようというのが構想ですが、そんな構想がはたしていつできるかどうかというのですが、一応、技術の上においては可能であるというところは、これは各方面のたいこ判を押されるところでございまして、決して心配はいらない。ただ一万吨の場合には二千五百億円、それから三万吨の場合には三千五百億円というような巨大な金がいるんでございすけれども、ただいま名古屋から富山に一本道路を抜きましても千五百億円かかるんでございすから、これはさほど驚く必要はないと思うのでございす。先般も建設大臣がおいでになられて、これはわれわれに関係なく名古屋の会議のときですが、北陸から日本海に横断する道路を名古屋は計画になっているが、こいつはいま自分の計画線には乗っておらない。しかし、日本横断運河の構想については、これをするとかしないとかはいま断言できない。しかしこれに調査費をつけて調査をせしめて、そうして國家に有効なものであるならば、その実現をはかりたいとはっきり発言しております。建設省で調査費をたとえ少しでもつけてこの事業の性格を調べていきたい、こういうことをいっております。そうしまして同時にこれは五県の知事、六市の市長が主催しておるのでございすけれども、さらに中部の地域におきます衆参議員もその同盟に加盟をされまして、そのほうの会長を大野副総裁がせられるということで、一応どちらかといいますと地方の手から漸次中央の手に移ろうとしている問題になっておるのでございす。ただいま三十八年度に調査費をつけていたただかぬということが、非常な一つの山でございまして、ぜひともつけていただきたい。また会長もそれには全力を傾けておいでになるということでございますが、われわれといたしましてはいままでに行ないましたことは、かけました経費が百八

十万円、これは各県市から拠出したのでございますが、三重県におきましては、北伊勢臨海工業地帯の経費の中から寄付をしてくれましたので、それを利用しましたが、しかしこんどは政府に向かって予算を要求するというような段取りになりましたので、公式に各県市でそれぞれ了解をえまして寄付行為をして、費用を分担してやっというところになってまいりまして、はたしてどれだけ金があるかわからないが、いまのところは市で五十万円、県で百万円という程度で一応拠出して、そうして非常にこれは長時間を要し根拠を要する事業であるから、なるべく金を使わないで、極力かからないようにしていこうじやないか、こういうような段取りで進んでおります。運河のよしあしあるいは効果というようなことにつきましては、これはいろいろの論議がございますし、おそらくは将来これがほんとうにかっこうに乗りまして、われわれ実行するような段取りになりますれば大きな問題になると思ひますが、ただいまのところの様子からみますと、だいたいこれは自民党といたしましてはできうる限り党内においてこれを取り上げて、日本の大土木事業として根拠よくその成立をはかりたいというような動きをみせておりますので、よくやく私どものなるといいますか、四日市の将来を考えました大きな計画の一端が、少し首を出してきたような気がいたしますので、ぜひこんどの経費につきましてお認め願ひたいと思ひます。のみならず、各県市におきましてはこの組織を強化いたしまして、さらに各団体にも呼びかけ、また自治の団体にもそれぞれ呼びかけまして、大きな運動に展開していきたいというのが会長のお考えですが、それまでに内面的に努力しまして、三十八年度にたとえ少しも調査費をとって、そうしてよいよこれを才一弾の軌道に乗せたという上において、大きく展開しようということも考えられておる次第でございます。なお、このことにつきましては、議会では時間を要しますので、いずれ御懇談の時間をいただきますとして、詳細に御説明を申し上げます。四日市、敦賀というものが両方の起点にあいなりますので、特別な御支援と御後援をえたいということをお考えしておりますような次第でございます。どうぞよろしくお願ひいた

します。(大谷喜正君「分担金のこんこの見通しについて」と呼ぶ)

分担金でございますが、分担金の将来につきましては、これはただいままでのところ五県と三市でございますが、こんどは五県と六市になりました。それで才一回はそういうような線で、以後さらに才二回、才三回については、ほんとうに政府がどれだけの額を入れてくるかというようなこととにらみ合せて勘案しようじやないかというのが、偽らざる心境でございます。しばらくこの点につきましては、事業の推移をながめさせていただきます。

○伊藤太郎君 簡単ですので、自席で願ひます。

議案才九十四号、歳出才七款才三項中学校の備品費でございますが、備品費が百余万円でございますが、この多くは国庫補助金、国庫負担金というようなものになっておりますが、これに関連いたしました、私は、実は南中学校なんかもう竣工寸前にありますので、校用器具といひますか、その経費が上げられておるかと思っておりますが、少しもみえませんが、どういふようなお考えでいらっしゃるのか、ちよつと承わりたいと思ひます。

○教育長(山本軍一君) お答えします。

備品費につきましては、国庫補助関係を抜きまして全部ここに入らないのであります。私どもといたしましては校舎が新しくでき上りましたので、新しい校舎につきましては最低の限度で備品をいままで整備してきたのでございますが、今回は財源その他の関係で次の機会へ見送られるということになりまして、はなはだ残念でございますけれども、そういうわけで計上がされてないのであります。

○伊藤太郎君 ただいまの御説明で、校用備品費の計上されてないことがよくわかったのであります。南中学校なんか竣工の寸前でありまして、いまも生徒が入って楽しい授業をすすめても始めようというときです。それになんらの備品の関係がないということは、非常に残念なことだと思ひます。いつか父兄の税外負担と申しますか、父

兄の拠出をあてにするということは避けるというお話を承わったのでありますが、こんごにおいてその点がせひとも実行せられるように希望を申し上げておきたいと思ひます。

○議長（山本三郎君） ほかに御質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

議案九十四号及び議案九十五号を、関係常任委員会に付託いたします。各常任委員会の担当部門は、お手元に配布いたしました付託議案一覽表によって御了承願ひます。

暫時、休憩いたします。

午後二時十九分休憩

午後二時三十八分再開

○議長（山本三郎君） 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

次に日程才四、議案九十六号昭和三十七年度四日市市特別会計市立四日市病院費歳出才二回追加更正予算ないし日程才七、議案九十九号昭和三十七年度四日市市特別会計公共下水道費歳出才二回追加予算の四議案を一括議題といたします。

御質疑がありましたら御発言願ひます。——質疑なしと認めます。

議案九十六号ないし議案九十九号を、関係常任委員会に付託いたします。各常任委員会の担当部門は、付託議案一覽表によって御了承願ひます。

○議長（山本三郎君） 次に日程才八、議案才百号昭和三十七年度四日市市水道事業会計才二回追加更正予算ないし

日程才十、議案才百二号北山町簡易水道建設事業についての三議案を一括議題といたします。

御質疑がありましたら、御発言願ひます。御質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

議案才百号ないし議案才百二号を、関係常任委員会に付託いたします。

○議長（山本三郎君） 次に日程才十一、議案才百三号昭和三十六年度四日市市水道事業会計決算並びに利益剰余金処分認定についてを議題といたします。

御質疑がありましたら、御発言願ひます。御質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

議案才百三号を、建設委員会に付託いたします。

○議長（山本三郎君） 次に日程才十二、議案才百四号四日市市役所出張所設置条例の一部改正についてないし日程

才二十、議案才百十二号四日市市営住宅管理条例の一部改正についての九議案を一括議題といたします。

御質疑がありましたら、御発言願ひます。前川議員。

○前川辰男君 自席で願ひます。

議案才百六号について、質問いたします。ここに管理職手当の条文がなされておるわけですが、この管理職につきましてどのような見解なり、あるいは新しい考え方がなされたのかどうかということが一つ、それからこれが出されるに至った経過、それから手当の額、これらにつきましてお答え願ひたいと思ひます。

〔人事課長（天野正春君）登壇〕

○人事課長（天野正春君） 管理職手当の件につきまして、お答えいたします。

ずです。もしそうだとすると、今回の管理職手当を新設するということは、同一事由に対して二重に賃金が支払われることになるのではないか。現在どのように賃金が決定されているかということも明らかにしてもらいたい。もし考慮しておるということなら、いわゆる同じ事由に対して、さらに上積をするということになると思います。で、もし職能に対する賃金がみてあるということならば、これは二重払いになる。その部分がみてないなら、現在の賃金そのものをあげていくことが正しい。そういう意味合いで、さっきの答弁で理解しにくいので、この二点お願いします。

〔人事課長（天野正春君）登壇〕

○人事課長（天野正春君） お答えいたします。

先ほど前川議員の申されました組合との話し合いの件につきましては、これはあくまでも公務員の組合におきましてはオープンショップでございまして、任意団体でございますので、一応、ことを荒ら立ててまで話し合いするものではございませんし、良心的に各課長あるいは所長におきましては、任命権者において管理監督という職命をいただいております関係上、自主的に組合にお話しになられまして、事実上に組合員を抜かれた。組合員に対する、前川議員のおっしゃる不当労働行為ということにつきましては、規則の上におきましては、組合員において組合の規則をかえていただくということになっております。それから才二点の給与との関係がどうなっておるのか、こういうことでございますが、ということは給与の一部分としてでなく、管理職手当というものにつきましましては、隠退料あるいは退職手当の算定基礎にはございませんし、管理監督という職につきましましては、不測の勤務をするだけでございます。たとえば災害の場合に非常出勤いたしましたしても、時間外勤務については手当は全然支給しないという公務員課の御指示がございますので、これはあくまでも勤務の一端ではございますが、本給との関係にはございません。

○橋詰興隆君 才一点の問題につきましては、質問の中心的な問題でないので、ここで明らかにしようと思いませんが、多くの場合、表面だけの問題でなく、そこに現れない問題というものが、ささいなことが労使関係に大きな問題になることは、人事課長、御承知のとおりです。そういう面で総務委員会の審議に十分明らかにしてもらって、二日にさらに御報告願いたい。それからいまの問題についても、ここでこれ以上やりませんが、及ぼす影響のすべてを考慮し、その利害得失を慎重に検討の上、市職員の賃金上からの労務管理に支障のないようにしてもらいたい。

○議長（山本三郎君） 御質疑ありませんか。――質疑なしと認めます。

議案才百四号ないし議案才百十二号を、関係常任委員会に付託いたします。各常任委員会の担当部門は、付託議案一覧表によって御了承願います。

○議長（山本三郎君） 次に日程才二十一、議案才百十三号市有地の処分についてないし日程才二十四、議案才百十六号町の区域の変更についての四議案を一括議題といたします。

御質疑がありましたら、御発言願います。御質疑ありませんか。――質疑なしと認めます。

議案才百十三号ないし議案才百十六号を、総務委員会に付託いたします。

○議長（山本三郎君） 次に日程才二十五、議案才百十七号予算外義務負担契約についてないし日程才二十九、議案才百四十号予算外義務負担契約についての五議案を一括議題といたします。

御質疑がありましたら、御発言願います。御質疑ありませんか。――質疑なしと認めます。

議案才百十七号ないし議案才百二十号及び議案才百四十号を、関係常任委員会に付託いたします。各常任委員会の担当部門は、付託議案一覧表によって御了承願います。

○議長（山本三郎君） 次に日程才三十、議案才百二十一号市道路線認定についてないし日程才四十五、議案才百三十六号市道路線認定についての十六議案を一括議題といたします。

御質疑がありましたら、御発言願います。御質疑ありませんか。――質疑なしと認めます。

議案才百二十一号ないし議案才百三十六号を、建設委員会に付託いたします。

○議長（山本三郎君） 次に日程才四十六、議案才百三十七号購入契約の締結についてないし日程才四十八、議案才百三十九号購入契約の締結についての三議案を一括議題といたします。

御質疑がありましたら、御発言願います。御質疑ありませんか。――質疑なしと認めます。

議案才百三十七号ないし議案才百三十九号を、関係常任委員会に付託いたします。各常任委員会の担当部門は、付託議案一覧表によって御了承願います。

○議長（山本三郎君） 次に日程才四十九、議案才百四十一号立木売却契約の締結についてないし日程才六十、議案才百五十二号工事請負契約の締結についての十二議案を、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） たいま御上程の議案について、御説明を申し上げたいと存じます。

議案才百四十一号は、市内水沢町字冠山四十一番地所在の市有立木千二百二十五本、約百三十五立方メートルの

売却を行なうため、一般競争入札に付しましたところ、百三十五万円で水沢町東町、中川政治郎氏に落札決定いたしましたので、売却の契約を締結しようとするものであります。

議案才百四十二号の工事請負契約締結案は、浜一色一の縄線街路舗装工事は、請負金額六百七十九万五千円で三重郡朝日町小向名競争入札に付しましたところ、浜一色一の縄線街路舗装工事は、請負金額千三百三十九万五千円で三重郡朝日町小向株式会社矢野組に決定し、稲葉町内部線街路舗装工事は、請負金額千四百四十万円で古屋市中村区広小路西通り、オリエンタルコンクリート株式会社と、また同工事のうち下部工を請負金額千八百八十万円で市内派一式朝日土木株式会社と、指名競争入札の結果に基づき請負契約を締結しようとするものであります。

次に、議案才百四十四号工事請負契約締結案は、日永地内に建設いたします日永処理場築造工事を指名競争入札に付しましたところ、請負金額三千八百万円をもって、名古屋市中区広小路通り荏原インフィルコ株式会社名古屋営業所に決定いたしましたので、請負契約を締結しようとするものであります。

議案才百四十五号の工事請負契約締結案は、富洲原ポンプ場のポンプ施設工事を、指名競争入札いたしました結果請負金額千五百万円で、市内比久尼町、株式会社三原組に落札いたしましたので、請負契約を締結するものであります。

議案才百四十六号購入契約締結案は、納屋排水区下水管布設工事に必要なヒューム管を、才一工区分を三百九十五万円で名古屋市中村区笹島町帝國ヒューム管株式会社から、才二工区分を三百六十八万円で名古屋市中川区松年町日本ヒューム管株式会社から、才三工区分を三百九十一万円で名古屋市中村区広小路通り大同コンクリート株式会社が、才四工区分を四百十九万六千六百六十円で名古屋市中村区広小路通り日本ゼニスパイ株式会社からそれぞれ購入

するよう、指名競争入札の結果に基づき契約を締結しようとするものであります。

議案才百四十七号の工事請負契約案は、納屋排水区の下水管布設工事を指名競争入札に付しましたところ、才一工区布設工事は、請負金額六百五十二万五千円で市内幸町北部岡田工業株式会社に、才六工区布設工事は請負金額五百十五万円で市内浜田株式会社藤村工務店に、また才七工区布設工事は、請負金額五百六十万円で市内比久尼町株式会社三原組に決定いたしましたので、請負契約を締結しようとするものであります。

次に、議案才百四十八号の工事請負契約締結案は、市立塩浜中学校才三期工事指名競争入札において、請負金額九百八十四万円で市内浜旭町、合資会社伊藤組に落札いたしましたので、請負契約を締結しようとするものであります。議案才百四十九号は、内部幼稚園の新築工事を指名競争入札における落札者と請負契約を締結しようとするもので、契約金額は七百七十七万四千円、契約の相手方は、市内北浜田の川村組でございます。

次の議案才百五十号工事請負契約案は、老齢人口増加に対処するため行ないます本市養老施設寿楽園の増築工事を指名競争入札に付しましたところ、請負金額千十八万円で、市内東中町伊藤千太郎氏に落札いたしましたので、契約を締結するものであります。

議案才百五十一号の工事請負契約案は、市立神前小学校の校舎改築工事を指名競争入札に付しましたところ、二千四百五十万円をもって、市内南起株式会社高木組に落札いたしましたので、市の負担分である千二百五十万円について請負契約を締結しようとするものであります。

議案才百五十二号の工事請負契約案は、高花平に建設する公営住宅新築工事について、過日、指名競争入札を実施いたしましたところ、才一工区分は二千六百九十万円で市内浜田伊藤工業株式会社に、才二工区分は千二百五十万円で市内北町後藤組に、才三工区分は千九百万円で市内塩浜御園町三建工業株式会社に、才四工区分は七百七十万円で

市内比久尼町株式会社伊藤彦組に、また才五工区分は七百十五万円で市内塩浜浜旭町伊藤建設株式会社にそれぞれ落札決定いたしましたので、請負契約を締結しようとするものであります。

なにとぞよろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山本三郎君） 提案理由の説明お聞き及びのとおりであります。御質疑がありましたら、御発言願います。御質疑ありませんか。

○藤谷祐一君 自席からお願いします。

工事請負契約の中で、これは工事によって種類が違いますが、だいたい契約する場合、工事によって違いますが、この手金は入りますか。

〔監理課長（小林清君）登壇〕

○監理課長（小林清君） お答えします。

予定価格を設定しまして、予定価格の八〇％をほとんどの工事の場合、敷金にしております。過去において九〇％にしておいたこともあります。ほとんどの場合は八〇％でございます。

○藤谷祐一君 いま提案になりましたこの工事請負の：：（聞きにくい）百四十二、百四十四、百四十七：：（聞きにくい）。この提案の中で五件とも市の：：（聞きにくい）こういうことは市が設計するとき、その設計単価はどこから出してくるのか。いつも入札の設計よりも低い単価が見込まれているが、これはどういう基準によっているのか。：：（聞きにくい）。

〔才二建設部長（加藤藤雄君）登壇〕

○才二建設部長（加藤藤雄君） お答え申し上げます。

建設省で定められました資材、材料でございますが、そういう賃金なんかの単価表がございます、毎年、改定されておりますが、それを基準にいたしまして設計されております。従いまして、その土木なら土木、建築なら建築でそれぞれ検討してやっております。

○藤谷祐一君 聞くところによりますと、こういう設計の基準単価というのは、次々に中央、東京より出されてい、建設協会から出されているものを参考にしているそうですが、四日市は東京の基準より高いのが不思議なんです、いつも最低価格でもどうしても落ちないのでまけてもらう。またこの表を見ると順番になっているようですが、そういうことはないと思いますが、：：（聞きにくい）はっきりと業者をきめて、ほんとうの：：（聞きにくい）中には百九十万円も違うことがある。こんな違う見積りはないと思いますが、これは私もしろうとですからはっきりしたことはないませんが、こういうことは大きな問題ですから：：（聞きにくい）遠慮なくはっきりとやってもらいたいことを要望しておきます。

○議長（山本三郎君） 他に質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

議案第百四十一号ないし議案第百五十二号を、関係常任委員会に付託いたします。各常任委員会の担当部門は、付託議案一覧表によって御了承願います。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、きたる十月二日午前十時より会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後三時十四分散会

昭和三十七年九月二日

四日市市議会定例会会議録（第四号）

四日市市議会

昭和三十七年 四月 四日 市市議會定例会議事速記録 才四号

○昭和三十七年十月二日(火曜日)午前十時三分開議

○出席議員(三十名)

高	早	大	荒	志	錦	平	谷	伊	矢	内	野	馬	米
橋	川	谷	木	積	野	口	藤	田	山	呂	嶋	田	
伊	和	喜	武	政	安	太	專	太	繁	弥	幸	温	好
祐	一	正	治	一	吉	七	九	郎	郎	十	太	知	兼
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	速
													記

○市議事事務局(五名)

主事	主事	主事	議事係長	事務局長
安藤	坂倉	小坂	川原田	菊地
枝	紀			英
好	久	靖	裕	也

○欠席議員(九名)

小林	永田	田村	日比	伊藤	浜田	池畑	鈴木	山口
喜夫	巳側	末松	義平	宗一	弥平	佐太郎	敏郎	信生
君	君	君	君	君	君	君	君	君

中山	藤橋	柴田	山中	辻川	生藤	伊藤	坂上	前川	笠田	服部	鈴木	加藤	伊藤	渡部
島本	谷詰	田中	忠定	平藏	泰一	長十郎	辰男	七衛	昌弘	愛次	定男	金一	權太郎	
勝郎	一隆	繁一	章	藏	一	郎	男	君	君	君	君	君	君	君

○ 議事日程 水四号

昭和三十七年十月二日(火曜日)午前十時開議

水一	議案水四九号	昭和三十七年度四日市市歳入歳出水四回追加更正予算	委員長報告	質疑、討論、議決
水二	議案水九五号	起債の更正について	委員長報告	質疑、討論、議決
水三	議案水九六号	昭和三十七年度四日市市特別会計市立四日市病院費歳出水二回追加更正予算		質疑、討論、議決
水四	議案水九七号	昭和三十七年度四日市市特別会計韓輪事業費歳入歳出水一回追加予算		質疑、討論、議決
水五	議案水九八号	昭和三十七年度四日市市特別会計と湊場食肉市場費歳入歳出水一回追加予算		質疑、討論、議決
水六	議案水九九号	昭和三十七年度四日市市特別会計公共下水道費歳入歳出水二回追加予算		質疑、討論、議決
水七	議案水一〇〇号	昭和三十七年度四日市市水道事業会計水二回追加更正予算		質疑、討論、議決
水八	議案水一〇一号	起債について		質疑、討論、議決
水九	議案水一〇二号	北山町簡易水道建設事業について		質疑、討論、議決
水一〇	議案水一〇三号	昭和三十六年度四日市市水道事業会計決算並びに利益剰余金処分認定について	委員長報告	質疑、討論、議決

水一	議案水一〇四号	四日市市役所出張所設置条例の一部改正について	委員長報告	質疑、討論、議決
水二	議案水一〇五号	四日市市職員定数条例の一部改正について		質疑、討論、議決
水三	議案水一〇六号	四日市市職員給与条例の一部改正について		質疑、討論、議決
水四	議案水一〇七号	四日市市職員保養所設置条例の制定について		質疑、討論、議決
水五	議案水一〇八号	四日市市消防本部に関する条例の一部改正について		質疑、討論、議決
水六	議案水一〇九号	四日市市消防委員会条例の一部改正について		質疑、討論、議決
水七	議案水一一〇号	四日市市立公民館条例の一部改正について		質疑、討論、議決
水八	議案水一一一号	四日市市自転車競技条例の一部改正について		質疑、討論、議決
水九	議案水一二二号	四日市市営住宅管理条例の一部改正について		質疑、討論、議決
水一〇	議案水一一三号	市有地の処分について		質疑、討論、議決
水一一	議案水一一四号	市有地の交換について		質疑、討論、議決
水一二	議案水一一五号	町の区域の設定について		質疑、討論、議決
水一三	議案水一一六号	町の区域の変更について		質疑、討論、議決
水一四	議案水一一七号	予算外義務負担契約について		質疑、討論、議決
水一五	議案水一一八号	予算外義務負担契約について		質疑、討論、議決
水一六	議案水一一九号	予算外義務負担契約について		質疑、討論、議決
水一七	議案水一二〇号	予算外義務負担契約について		質疑、討論、議決

才二八	議案才一四〇号	予算外義務負担契約について	委員長報告	質疑、討論、議決
才二九	議案才一二二号	市道路線認定について	"	"
才三〇	議案才一二二二号	市道路線認定について	"	"
才三一	議案才一二三三号	市道路線認定について	"	"
才三二	議案才一二四四号	市道路線認定について	"	"
才三三	議案才一二五五号	市道路線認定について	"	"
才三四	議案才一二六六号	市道路線認定について	"	"
才三五	議案才一二七七号	市道路線認定について	"	"
才三六	議案才一二七八号	市道路線認定について	"	"
才三七	議案才一二九号	市道路線認定について	"	"
才三八	議案才一三〇号	市道路線認定について	"	"
才三九	議案才一三一一号	市道路線認定について	"	"
才四〇	議案才一三二二号	市道路線認定について	"	"
才四一	議案才一三三三号	市道路線認定について	"	"
才四二	議案才一三四四号	市道路線認定について	"	"
才四三	議案才一三五五号	市道路線認定について	"	"
才四四	議案才一三六六号	市道路線認定について	"	"
才四五	議案才一三七七号	購入契約の締結について	"	"

才四六	議案才一三八八号	購入契約の締結について	委員長報告	質疑、討論、議決
才四七	議案才一三九九号	購入契約の締結について	"	"
才四八	議案才一四一〇号	立木売却契約の締結について	"	"
才四九	議案才一四二一号	工事請負契約の締結について	"	"
才五〇	議案才一四三二号	工事請負契約の締結について	"	"
才五一	議案才一四四三号	工事請負契約の締結について	"	"
才五二	議案才一四五四号	工事請負契約の締結について	"	"
才五三	議案才一四六五号	購入契約の締結について	"	"
才五四	議案才一四七六号	工事請負契約の締結について	"	"
才五五	議案才一四八七号	工事請負契約の締結について	"	"
才五六	議案才一四九八号	工事請負契約の締結について	"	"
才五七	議案才一五〇九号	工事請負契約の締結について	"	"
才五八	議案才一五一〇号	工事請負契約の締結について	"	"
才五九	議案才一五二一号	工事請負契約の締結について	"	"
才六〇	委員会報告才八号	請願書等審査結果報告	採否決定	"
才六一	委員会報告才九号	請願書等審査結果報告	"	"
才六二	委員会報告才一〇号	陳情書審査結果報告	"	"
才六三	委員会報告才一一号	請願書等審査結果報告	"	"

○本日の会議に付した事件

- 日程才一 議案才 九四号 昭和三十七年度四日市市歳入歳出才四回追加更正予算
- 日程才二 議案才 九五号 起債の更正について
- 日程才三 議案才 九六号 昭和三十七年度四日市市特別会計市立四日市病院費歳出才二回追加更正予算
- 日程才四 議案才 九七号 昭和三十七年度四日市市特別会計貸付事業費歳入歳出才一回追加予算
- 日程才五 議案才 九八号 昭和三十七年度四日市市特別会計と畜場食肉市場費歳入歳出才一回追加予算
- 日程才六 議案才 九九号 昭和三十七年度四日市市特別会計公共下水道費歳入歳出才二回追加予算
- 日程才七 議案才一〇〇号 昭和三十七年度四日市市水道事業会計才二回追加更正予算
- 日程才八 議案才一〇一号 起債について
- 日程才九 議案才一〇二号 北山町簡易水道建設事業について
- 日程才一〇 議案才一〇三号 昭和三十六年度四日市市水道事業会計決算並びに利益剰余金処分認定について
- 日程才一一 議案才一〇四号 四日市市役所出張所設置条例の一部改正について
- 日程才一二 議案才一〇五号 四日市市職員定数条例の一部改正について
- 日程才一三 議案才一〇六号 四日市市職員給与条例の一部改正について
- 日程才一四 議案才一〇七号 四日市市職員保護所設置条例の制定について
- 日程才一五 議案才一〇八号 四日市市消防本部に関する条例の一部改正について
- 日程才一六 議案才一〇九号 四日市市消防委員会条例の一部改正について

- 日程才一七 議案才一一〇号 四日市市立公民館条例の一部改正について
- 日程才一八 議案才一一一号 四日市市自転車競技条例の一部改正について
- 日程才一九 議案才一二二号 四日市市営住宅管理条例の一部改正について
- 日程才二〇 議案才一二三号 市有地の処分について
- 日程才二一 議案才一二四号 市有地の交換について
- 日程才二二 議案才一二五号 町の区域の設定について
- 日程才二三 議案才一二六号 町の区域の変更について
- 日程才二四 議案才一二七号 予算外義務負担契約について
- 日程才二五 議案才一二八号 予算外義務負担契約について
- 日程才二六 議案才一二九号 予算外義務負担契約について
- 日程才二七 議案才一三〇号 予算外義務負担契約について
- 日程才二八 議案才一四〇号 予算外義務負担契約について
- 日程才二九 議案才一二一号 市道路線認定について
- 日程才三〇 議案才一二二号 市道路線認定について
- 日程才三一 議案才一二三号 市道路線認定について
- 日程才三二 議案才一二四号 市道路線認定について
- 日程才三三 議案才一二五号 市道路線認定について
- 日程才三四 議案才一二六号 市道路線認定について

- 日程才三五 議案才一二七号 市道路線認定について
- 日程才三六 議案才一二八号 市道路線認定について
- 日程才三七 議案才一二九号 市道路線認定について
- 日程才三八 議案才一三〇号 市道路線認定について
- 日程才三九 議案才一三一号 市道路線認定について
- 日程才四〇 議案才一三二号 市道路線認定について
- 日程才四一 議案才一三三号 市道路線認定について
- 日程才四二 議案才一三四号 市道路線認定について
- 日程才四三 議案才一三五号 市道路線認定について
- 日程才四四 議案才一三六号 市道路線認定について
- 日程才四五 議案才一三七号 購入契約の締結について
- 日程才四六 議案才一三八号 購入契約の締結について
- 日程才四七 議案才一三九号 購入契約の締結について
- 日程才四八 議案才一四〇号 立木売却契約の締結について
- 日程才四九 議案才一四二号 工事請負契約の締結について
- 日程才五〇 議案才一四三号 工事請負契約の締結について
- 日程才五一 議案才一四四号 工事請負契約の締結について
- 日程才五二 議案才一四五号 工事請負契約の締結について

- 日程才五三 議案才一四六号 購入契約の締結について
- 日程才五四 議案才一四七号 工事請負契約の締結について
- 日程才五五 議案才一四八号 工事請負契約の締結について
- 日程才五六 議案才一四九号 工事請負契約の締結について
- 日程才五七 議案才一五〇号 工事請負契約の締結について
- 日程才五八 議案才一五二号 工事請負契約の締結について
- 日程才五九 議案才一五二号 工事請負契約の締結について
- 日程才六〇 委員会報告才 八号 請願書等審査結果報告
- 日程才六一 委員会報告才 九号 請願書等審査結果報告
- 日程才六二 委員会報告才一〇号 陳情書審査結果報告
- 日程才六三 委員会報告才一一号 請願書等審査結果報告

○議長（山本三郎君） ただいまから、本日の会議を開きます。
出席議員は二十五名であります。

本日の議事につきましては、議事日程才四号によりとり進めたいと思っておりますから、よろしくお願いいたします。
なお、本日の議事説明者中、教育委員会委員長は公務のため欠席であります。御了承をお願いいたします。

○議長（山本三郎君） それでは日程才一、議案才九十四号昭和三十七年度四日市市歳入歳出才四回追加更正予算及

び日程第二、議案第九十五号起債の更正についての両案を一括議題といたします。

本件に対する各委員長の報告を求めます。

まず、総務委員長にお願いいたします。伊藤委員長。

〔総務委員長（伊藤泰一君）登壇〕

○総務委員長（伊藤泰一君） 総務委員会に付託になりました議案第九十四号一般会計第四回追加更正予算中、関係部分及び議案第九十五号起債の更正についてに対する審査の経過並びに結果について御報告いたします。

本委員会はさる二十九日、付託議案について慎重なる審査を行なったのでありますが、以下順を追って御説明申し上げます。

まず、議案第九十三号一般会計第四回追加更正予算の歳入は、市税一千三百九十万円、繰越金一億一千六百五十五万一千二百円、雑収入六千二百八十九万七千八百八十円の追加が主なるものでありまして、歳出における当委員会関係予算は、庁舎整備拡張を目的とした税務署移転のための敷地購入費及び同造成費三千三百一十九万九千八百円、国鉄日永駅建設のための諸経費三千五百十六万円、特別会計公共下水道費への繰出金一千四百九十四万九千九百四十円を追加するものであります。

議案第九十五号は、消防債の更正による別案であります。

以上が議案の内容であります。市役所費中、工事請負費百十六万円につきましては、過般六月十一日の全員協議会におきまして、当時、交渉中であると報告がありました。税務署敷地六百八十二坪につきましては、今回交渉が妥結し、整地及びボーリングの必要が生じたものであり、諸費中、国鉄日永駅建設のための寄付金一千五百万円については、すでに自治大臣よりの承認をえているとの説明を了といたしまして、やむをえないものと認めて二議案を原案どおり

承認いたしました次でございませう。

以上、簡単ではございますが、本委員会に付託されました議案に対する結果であります。

なにとぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本三郎君） 次に、教育民生委員長にお願いいたします。中島委員長。

〔教育民生委員長（中島忠勝君）登壇〕

○教育民生委員長（中島忠勝君） 教育民生委員会に付託されました議案第九十四号中、関係部分について、審査の経過とその結果につきまして御報告申し上げます。

まず、才七款教育費の追加更正は、国庫補助決定に伴う備品費、給食費等の更正並びに国庫補助の対象になった小学校、幼稚園の工事費その他台風による災害復旧費等を計上したもので、別段異議なく承認いたしましたのでありますが、昨年、発生をみた羽津小学校における集団赤痢に対する菌後の処置については、万全を期せられたのでありますが、引き続き起こった脳炎の後遺傷により知能が低下し、運動神経の麻痺した状態にある児童に対しては、十分なる配慮の上、善処されることを要望し、かつこころ学校給食から赤痢等の発生しないよう、慎重なる取り扱いを重ねて要望いたしましたのであります。

次に、才八款社会及び労働施設費であります。この追加は、国庫補助の決定をみました水沢保育園の建築工事費その他社会福祉関係諸施設の災害による建物修繕料、及び青少年対策費において青少年補導についての根本的な対策の一つとして、家庭を明るくする運動を行なうに要する経費が計上いたしてあり、いずれも原案どおり承認いたしましたのであります。

なお、青少年対策については、青少年補導センター開設以来、着々とその成果をあげつつありますことは、非常に

申すに、思ふのでありますが、今回の家庭を明るくする運動方針に平行して、成人教育ということも青少年の補導育成面に重要な要素があることであり、教育と補導の連携などを十分検討の上、一本化をはかられるよう要望すると同時に、補導青少年の事後措置についても万全を期するよう、十分なる配慮をあわせて要望いたしました次第であります。次に、才九款保健衛生費につきましては、伝染病予防費において日本脳炎並びにコレラ等の防疫対策に要した経費等であり、厩芥処理関係につきましては、羽津及び宮洲原地内における厩芥の埋立処理に要する特殊自動車借上料、及び埋立用材料費と自動車事故等による賠償金を計上したものであり、し尿処理関係につきましては、終末処理のほとんどが海洋投棄に依存している今日、これに要する施設の建設工事費が追加されたのでありまして、いずれも必要やむをえないものと認められたのでありますが、とくに清掃事業については、厩芥とし尿の運搬に伴う積車の通行量等を勘案し、市民に不快の念をいだかせないよう、また事故防止についても十分なる配慮をして、市街地の環境衛生に遺憾なきを期せられるよう要望した次第であります。

以上が当委員会における審査の経過と結果の報告であります。

どうかよろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（山本三郎君） 次に、産業経済委員長にお願いたします。渡部委員長。

〔産業経済委員長（渡部権太郎君）答壇〕

○産業経済委員長（渡部権太郎君） 産業経済委員会に付託になりました議案才九十四号一般会計才四回追加更正予算中、歳出才十一款産業経済費につきましては、いずれも慎重に審議いたしました結果、やむをえないものと認めて原案どおり承認いたしました。

以下、その経過につき御報告申し上げます。

農業振興費におきます追加は、新農村建設事業補助決定に伴う事業費の計上と、本年度より三カ年間の予定で実施される農業構造改善事業の事業認可を受けるための測量設計委託料等百二十一万二千四百円が計上されたのでありまして、とくに農業構造改善事業につきましては、今日のごとき転換期を余儀なくされた農業経営に對し、まことに熱意ある事業計画ではございますが、これが計画遂行につきましては、過般、本会議において議員から御指摘を受けましたように、慎重なる態度でのぞまれ、適切な指導を強く要望いたしました次第でございます。

耕地事業費の追加は、市単土地改良事業としての阿倉川・六呂見排水路工事費及び三重用水期成同盟会負担金、及び過般の台風による災害のうち国の補助対象外の小災害についての市単事業費が計上されているのであります。

商工奨励費の追加は、移転就職者賃貸宿舎建設用地買収に對する補助金九十一万円が主なものでありまして、その他陶磁器関税引き上げに對する対策費としての日陶連への補助金及び街路灯施設費補助金が計上されているのであります。

水産奨励費、日光振興費の追加は、被災による建物修繕費が計上されております。

以上、いずれもやむをえないものとして、原案どおり承認いたしましたのでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本三郎君） 次に、建設委員長にお願いたします。野呂委員長。

〔建設委員長（野呂幸太郎君）答壇〕

○建設委員長（野呂幸太郎君） 建設委員会の審査の経過と結果につきまして御報告いたします。

当委員会に御付託になりました議案才九十四号昭和三十七年度四日市市歳入歳出才四回追加更正予算のうち、歳出才四款土木費、才五款都市計画費、才六款港湾費及び才十款都市下水道費につきまして慎重に審査いたしました結果

いずれも原案を承認いたしました。

まず、土木費におきましては、千八百三十五万八千六百円の追加であります。道路維持修繕につきましては、埋め立てにより道路が谷川的な存在になっている点、また道路拡幅後におきまして電柱がもとの位置のまま放置されている点、市道の全面的舗装についての根本対策の樹立など論議されたのであります。道路の維持修繕については、従来より期待がかけられ、また要望も多いので、将来は機械化という点についても検討し、また当初予算においては全市的要望をみたすに足る程度の予算化をはかることを強く理事者に要望いたしましたのであります。

林道費の追加五十六万三千六百円は、設計料を含めて朝明林道が六万六千円、大鐘林道四十九万七千六百円の追加額となっているのであります。大鐘林道につきましてはあと四百メートルで完成の予定で、この工事費は約八十万円であるという理事者の説明がありました。

次に、都市計画費五百七十三万六千九百円の追加であります。羽津土地区画整理事業につきましては、当初予算に計上されるべき性質のものと思料されますので、今回の追加予算で計上された点について、その緊急性をただしたのであります。理事者から市の発展状況も考慮し、市街地の周辺部地域に対する施策の重要性を考慮、検討の上、計上したのであるという説明がありました。が、戦災復興事業の周辺関連地区の区画整理事業の早期着工を強く要望し、またすでに着手されている区画整理事業につきましても、幹線事業の進捗をはかるようとくに要望いたしました次才であります。

公債費の追加二百二十七万一千九百円につきましては、都市の緑地整備につきましては基本対策を立てるとともに、これがPRに努めるべきであるとの要望があり、理事者より目下具体的な実施計画を検討中で、それには苗圃の設定、基金制度など検討しているという説明があり、これを了としたのであります。

次に、才六款の港湾費六百四十九万三千円の追加並びに才十款の都市下水路費百五十三万三千四百円の追加につきましては、別段意見もなかったのであります。

以上が、今回の追加更正予算中土木費、都市計画費港湾費及び都市下水路費に対する当委員会の審査経過でありまして、いずれも原案を承認いたしました。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（山本三郎君） 以上で各委員長の報告は終了いたしました。

各委員長長の報告に対しまして、御質疑がありましたら御発言願います。馬嶋議員。

○馬嶋温知君 たいま建設委員長からの御報告を聞いておりますと、道路につきましては相当深く審議がいたされまして強く当局に要望した、ということでありましたが、下水路費につきましては別段意見はなかった、こういうような次才であります。この都市下水につきましましては、一般質問のさいに二、三の方がそれぞれその必要性を叫ばれて質問をしておりました。その質問に対する部長答弁は、相当額追加予算を組んで要求したのであるけれども、現在のような状態になった、こういう報告でありました。市長説明によりまして、必要性は考えておるけれども、財政これを許さない面もあって今回のところはこれにとどめた、ということでありました。過般の同僚議員の発言の中にもありましたごとく、山林ないし田畑が宅地化されまして、都市排水の不完備のために生ずる被害があるのであります。また、地盤の沈下によりましてところに生ずる排水の悪さというものもあります。また、先般のあの伊勢湾台風によりまして相当な土砂が下水路に流入しております。それがいまだに除去されていないという箇所も所々あります。また、工業用水道が布設されましたときに、下水の工事との関連が悪かったために生じた排水の悪さといったものもあります。きょう、ここにまいりまして陳情、請願等のプリントを見ておりまして、富洲原の方面からもそういう問題

をひっさげて騒情がなされております。富洲原ばかりでなく、各地区においてこういった下水路の排水の悪さのため困っている市民が相当あるわけです。そういう状態の中にあつて、委員会において別段意見がなかったということを残念に思うのでありますが、今回はやむをえないといたしましても、次のさいに、都市下水路の費用を多額に追加更正をして、市民の不平、不満ないしは困窮しておる状態を救うような手だてが打ち出されるのかどうかということをお尋ねしたいと思ひます。

○建設委員長(野呂幸太郎君) たいま同僚議員から建設委員長に対して答弁を求められましたので、お答え申し上げます。

都市下水路について、当建設委員会がこの予算についてその他にも意見はなかった、という委員長の報告をいたしましたところ、馬嶋議員から残念に思うというおことばがありました。当委員会がこの下水の問題について関心をもっておられない、考えておられないという意味ではございません。深い関心は十分にもっておりますが、今回の場合、この予算でやむをえないということで意見が出なかつたのであります。さらにまた、下水の問題については、各本会議あることに同僚議員から口をそろえて下水問題を御質問になっており、そのつど理事者が計画なり財源的問題なりいろいろなことについて御答弁なさつていらつしやり、同僚議員はそれを聞いていらつしやると思う。当委員会もそれを了としているがゆえに意見はなかつたのであります。

○馬嶋温知君 たいま委員長から御答弁があつたのでありますが、今回の場合はやむなくこれを意見もなく了承した、この問題について関心は深いのだ、というおことばでありましたが、私はなにも委員会や理事者がこれを等閑に付しているとは申しておりません。最近、相当量の仕事がこの方面にいたされていることはよく承知しておりますが、さらに意欲を伸ばして、こんごにおいてこういう問題は解決して、全く市民の日々の不平不満を取り除いて、

福祉をはかる意図があるかないかということをお尋ねしたいと思ひます。

○議長(山本三郎君) 暫時、休憩いたします。

午前十時二十六分休憩

○議長(山本三郎君) 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

午前十時四十三分再開

馬嶋議員。

○馬嶋温知君 都市下水について、たいま休憩中に所属の委員の方々にお話を承わっておりますという、委員長報告では別段意見もなく、ということでありましたけれども、事実はそうじやないのだ、ほくはこういった、私もこういう要望をしたというようなことで、相当深刻にこの市民の要望を耳にして、強く将来のこの種の改善、補修に対して要望したというのを聞き及んだのであります。でありますので、この問題につきましては、それぞれ皆さんが百も承知のことであるからして、将来この改善、補修がすみやかに行なわれることを強く要望いたしまして質問を終わります。

○鮎安吉君 才十一款産業経済費の商工奨励費についてお尋ねをいたします。

この中に移転就職者貸貸宿舎建設用地買収費補助金九十一万円が計上されておりますが、ちょっと聞きなれぬような項目でございますので、御説明を願ひたい。

それから、同じ才七項の中に陶磁器関税引上対策費補助金二十万円が計上されておりますが、これもどういうことになっておりますのか、詳しくひとつお聞かせいただきたい。

○産業経済委員長（渡部権太郎君）　まず、陶磁器関税引き上げ対策の二十万円の問題でございしますが、これは、最近、世論もやかましくいっております貿易自由化という問題につきまして、陶磁器を輸出いたしますのに、いままで二割五分の関税がついておった。これを、いろいろ政府のほうでも勘察いたしまして七割五分まで関税を引き上げるといふ問題が出てまいりました。それでは業界として困るといふことで、この関税引き上げを阻止する意味におきまして、中央のほうでこの関税対策につきましての委員会をもった。それにつきまして陶磁器の生産地である愛知県、岐阜県、三重というようなところにおいてこれが経費を分担計上する。三重県では県から三十万、四日市のほうから二十万という割当をもらっております。その関税引き上げ阻止運動に対する補助金の市のほうの二十万を計上しておるのであります。

それから、次に、移転就職者賃貸宿舎建設用地買収費、これは高花平に、いわゆる離職者、かりに例をあげて申しますと、炭坑の離職者とかそういう職を失った方が四日市に職を求めにきて、一時、家族ぐるみそこへ入って就職いたします関係上、一時家を借りまして、そこから働きに出るといふことになりますので、それに対するアパートを二棟建設する。これが土地を購入するのに開発公社から四千五百円、雇傭促進事業団が払います土地の代金が三千五百円ほどしか出ておりませんので、この坪に対して千円を市のほうで分担してやる、その金がおよそ九十一万といふことを聞いております。それで、一棟二千四百六十万円かかるのでございしますが、さしあたり二棟が高花平に建つということに決定いたしております。その補助金が九十一万六千円というように聞いております。詳しいことは理事者からお聞きと願います。

○錦安吉君　相当詳細に承りましたが、ひとつ理事者にお尋ねいたします。

いま、関税を七割五分にするというお話が出ましたが、これは輸出関税かということ。

それから阻止運動は、自治体が主体になってやるのか、資金のほうは自治体が主体になってやるのでもなさそうですが、だいたい業界のほうにどれだけの分担がきて、そのうちの二十万円を四日市が負担するという数字の根拠とか運動の規模等をもう少し承りたい。

それから、移転就職者賃貸宿舎建設用地買収補助金、これはけっこうでございしますが、商工奨励費の中にこれを入れておるといふ意味はどうでございましょうか。ちょっと考えますと、厚生の経費と申しますか、厚生福祉のほうの意味をもって思うように思いますが、商工奨励費というのはどうもげせないところであります。そういう点についてひとつお聞かせ願いたいと思います。

〔商工課長（三輪喜代司君）登壇〕

○商工課長（三輪喜代司君）　お答えします。

最初の関税引き上げの問題でございます。ちょっと委員長から御報告がありましたのですが、これは、陶磁器を現在アメリカに輸出しております。そういたしましたして、日本の陶磁器があまり安く向うで売られますので、アメリカの業界、とくに陶磁器業界が主体になりました。アメリカ政府に対して、ただいま委員長からお話がありました現行二五％の関税を七五％に上げるように要請がなされております。アメリカの政府といたしましては、これに対して公聴会を開きまして、関税の審議機関があるのであります。それが中心になって公聴会を開き、そこへ日本のほうから公聴会に出席をして、日本の現状を述べてこの関税引き上げをできる限りくいとめて現行の二五％に押えようといふことで、アメリカへ人を派遣いたしましたので、それらに要した経費がこのようなものであります。その結果といたしましては、公聴会には五人の委員があるそうでございしますが、現在ではこのうち二人が日本側の現行二五％でよろしいという意見を出しておるそうであります。あとの二人はアメリカ側につきまして、現行二五％では低すぎるから

七五%の関税をかけるべきである、こういうことをいっておるそうであります。あと一人というのは中立の立場におる。そういうことで、大統領のほうへ答申がいつておりました、だいたい十一月にこの最終的な決定がなされるそうでございますが、こちらのほうから弁護士二人と専門家三人を派遣しておるのでありますが、ここで運動していただきました関係で、だいたい現在の見通しでは、かりに中立側の一人の審議官がアメリカ側につきましても五〇%程度の値上げにとどまる。うまくいけば二五%の現行でいくというふうな考え方もできる、こういうことでございます。これに要しました総務費が千二百五十五万円。このうち業界のほうが半額もちまして半分の六百二十余万に対して愛知、三重、岐阜の各県と、陶磁器をとくに生産しております四日市、瀬戸、多治見、土岐、瑞浪、常滑はぜひともこれに対して御奨励願いたいということで二十万円を計上させていただいた、こういうことでございます。

それから、次の商工奨励費についてというお話でございますが、県外の移転就職者の件でございますが、私のほうからお願いいたしておりますのは、現在のところ中小企業の振興策と申しますか、その中でひとつのネットワークになっておりますのは労働者の不足ということでありませう。そういう意味におきましてこの雇傭需要促進事業団といって、労働者の外郭団体が仕事をやっておる業務でございますが、その中で移転就職者と申しますのは、ただいま委員長から御説明がございましたように広城職業紹介によって、他の府県で余っておる労働者を、足らないところの県にもってくるということで、三重県は受給県でございます。そういう形でこれがまいりますと、これは単身でくるのでございませんで、ただいまお話のありましたように、一家こぞって移住してきてこちらの業界に就職をする。現在では、七十世帯きております。これが万古業界、鉄鋼、鋳物というところに働いておりますが、こういう人たちがこんごの四日市の労働者不足、これはことし職業安定所の数字から見ても、求人数一万三千人に対して、県内で充足されるのは三千人程度、だいたい一万人は他のところから供給しないと、労働者は円滑にこれをまかなうことができないとい

うふうな現状でございまして、そういうような観点から、中小企業を中心にした振興策は、最近では労働者の確保というものが非常に強く打ち出されてきておりますので、そういう関係で商工奨励費でお願いしたいということでございますので、御了承願いたいと思います。(錦安吉君「了解」と呼ぶ)

○議長(山本三郎君) 他に御質疑、御意見もないようでありますので、議案の採決を行ないと思いますが、御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(山本三郎君) 御異議なしと認めます。

議案九十四号及び議案九十五号の両案を一括採決いたします。

おはかりいたします。これら二件は、各委員長の報告どおり可決いたしまして御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(山本三郎君) 御異議なしと認めます。よって、議案九十四号及び九十五号の両案は原案のとおり可決されました。

○議長(山本三郎君) 次に、日程才三、議案九十六号昭和三十七年度四日市市特別会計市立四日市病院費歳出才二回追加更正予算ないし日程才六、議案九十九号昭和三十七年度四日市市特別会計公共下水道費歳入歳出才二回追加予算の四議案を一括議題といたします。

本件に対する各委員長の報告を求めます。

まず、教育民生委員長にお願いいたします。中島委員長。

〔教育民生委員長（中島忠勝君）登壇〕

○教育民生委員長（中島忠勝君） 教育民生委員会に付託されました議案九十六号昭和三十七年度四日市市特別会計市立四日市病院費歳出才二回追加更正予算の審査の結果について御報告申し上げます。

今回の追加更正は、当初予算におきまして議決のありました医師住宅の建設計画であります。その後諸般の情勢により変更せざるをえなくなり、病院敷地内に建築するための予算の組みかえであります。病院敷地内における医師住宅の建設につきましては、こんご市勢の発展を洞察して、将来、病院の拡張等必要な場合を考慮に入れ、その運営に支障をきたさないようにと強く要望いたしました。原案どおり承認いたしました次才であります。

どうか、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（山本三郎君） 次に、産業経済委員長にお願いたします。渡部委員長。

〔産業経済委員長（渡部権太郎君）登壇〕

○産業経済委員長（渡部権太郎君） 産業経済委員会に御付託になりました議案九十七号特別会計競輪事業費才一回追加予算及び議案九十八号特別会計と幸場食肉市場費才一回追加予算の審査結果について御報告申し上げます。

まず、競輪事業費の追加につきましては、車券の売上金が当初の予想をはるかに上回り、一億四千九百五十三万円の増額が見込まれますのと、前年度繰越金を歳入に計上されたものであります。

歳出におきましては、車券売り上げ増加に伴う借上料、車券払戻金及び各種負担金の追加が計上されたものであります。別段異議なく原案どおり承認いたしました。

次に、と畜場食肉市場費の追加につきましては、扱い頭数が当初の予想を現在においてほぼ達成し、なお相当の扱い頭数の増加による使用料の増収が見込まれますのと、前年度繰越金を歳入に計上されたものであります。

歳出につきましては、業務量増大による職員増員の事務費等の計上と出荷奨励費及び出荷量増大による豚溜増設工事費を計上されたものであります。本市場の業績も年々上昇しており、今回の追加はやむをえないものと思料されるのであります。本市場運営については、なおいっそう慎重な態度でのぞまれるよう要望いたします。原案どおり承認いたしました次才でございます。

なにとぞ、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本三郎君） 次に、建設委員長にお願いたします。野呂委員長。

〔建設委員長（野呂幸太郎君）登壇〕

○建設委員長（野呂幸太郎君） 建設委員会に付託になりました議案九十九号昭和三十七年度四日市市特別会計公共下水道費歳入歳出才二回追加予算の審査の経過並びに結果につきまして御報告いたします。

今回の追加額は千八百四十五万二千円であり、その内容は、納屋地区におきます名四国道建設工事に関連いたしました。早急に下水管理施設を行なうための工事費五百八十六万円と、納屋ポンプ場工事費に二十五万、阿瀬知ポンプ場工事費に三十万が計上されており、またその他の諸工事費としての六百万円は、これは施工地区の舗装復旧工事費に五十五万、電々公社地下ケーブルの移設工事費に七十五万八千、障害物の除去工事費に五百四十万、千円が計上されております。このほか高花平住宅団地の下水処理場の追加工事費五百三十三万が、いずれも慎重に審査をいたしました結果、別段異議なく原案を承認いたしましたのであります。

なお都市下水路については、重要な問題であるが、さらに当市の現況は、公共下水路の問題を一日もすみやかに完備することが喫緊の要務であるから、理事者はこれが完璧を期するよう、全力を傾注すべきであると強く要望すると同時に、また過渡期における当市の都市下水路についても種々論議がかわされ、格段の考慮をするよう注意と要望を

いたしておきましたので、九十四号議案中、都市下水路費については簡単に報告をいたしておきました次第であります。

以上、簡単ではありますが、御報告いたします。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（山本三郎君） 以上で各委員長の報告は終了いたしました。

各委員長の報告に対しまして、御質疑がありましたら御発言願います。

○大谷尊正君 議案九十六号の特別会計市立四日市病院の審議をされました委員長に、審議の経過についてお尋ねいたします。

今回の追加更正は、医師の公社四戸が敷地の入手難によって更正減額せられるわけですが、先ほど委員長からの御報告によりますと、将来の病院の拡張あるいは發展性も考えて、この点を慎重に留意せねばならないということ、委員会で審議された旨承わったのでありますが、いま少しお尋ねしたいと思えますことは、現業の医師が住宅等の関係から緊急患者に対応できるような公舎あるいはそれに処する態勢はどの程度までとのお尋ねのかということが一点であります。

才二点は、議案と直接関係がないかもわかりませんが、もし委員会の席で、あの病院を利用する患者はもろろんのこと、患者に関連して見舞い客その他関係者が一日に少なくとも五、六百人あるいは千人以上にも達するのではないかということが想像されるのであります。ところが、あの病院の立地条件から考えてみまして、きわめて交通が不便であります。その交通の不便さを、市民の患者に關係する方々は非常に感じまして、日々悩んでいることをときどき耳にするのであります。そういった問題、いわゆる交通の緩和策についてなにか委員会ですういふ話題が出たもの

か、あるいは、出なかつたとすれば、理事者はその問題についてどのようにお考えになつてゐるか。

以上、二点、委員長から御答弁をわずらわしいと思ひます。

○教育民生委員長（中島嘉勝君） 才一点の問題でございしますが、いま少し委員会の審議内容を具体的に申し上げますと、理事者の説明によりますと、腕さきの医師を呼ぶのには、どうしてもまず宿舎がなければ、住宅をもたなければいけませんので、以前からお願ひしておるように医師の住宅を建てるということは目下の急務である。すでにもう住宅ありといつて招へいた医師もある。それがために、来てみたら住宅がないといふので放っておけない。だから早速に建てる必要がある。問題点は、その維持についてでございますが、皆さんも御承知のように、初め医師住宅は病院の近くで医師のもつとも便利のよいところに適当な土地を購入して、そこに医師の公舎を建てる、こういう話でありましたが、土地の値上りで、当初予算の坪一万五千円の単価ではとても近くで入手できない。いろいろ高花平その他考えてみましたが、不便であるといふのでこれもぐあい悪かった。一万五千円では近くで入れないので、やむをえず病院の敷地内でやる。病院の敷地内ということになるなら、議員諸公がいわれるのに、将来、人口が三十万、四十万にふえたとき、病院の敷地内に住宅を建てて、病院の拡張にじやまになりはせんかということ、非常に長時間にわたつてあつてもない、こうでもないと言議はそこに集中したのであります。その結果、まず理事者のいうところの、だいたい将来もじやまにならぬだろう、ちょっと表裏の仕方はまずいかもしれませんが、じやまにならぬだろうといふことで、病院敷地内において平家建を二階建にした延六十六坪の建坪面積で、そこに建てるということ承認した次第であります。これは、すでに住宅ありといつて招へいた医師のためにぜひとも早速にもたなければならぬ、こういう意味であつたと思ひます。

才二点につきましては、これはわれわれに付託されていない問題でございしますので、別段にこの問題は話題にのぼ

りませんでした。

○議長（山本三郎君） 大谷議員に申し上げますが、病院に対する交通の緩和は直接議案に係りありませんので、理事者からの答弁はいたさせかねますので、御了承願います。大谷議員の考え方を入れられまして、要望として御発言願いたいと思います。

○大谷正君 議長からの御注意も私、当初から予想しておりましたので、ですから、教育民生常任委員会におかれましてそういったような関連的な問題が出なかったかということ、先に委員長にお断りをして質問しておりますので、御発言をお願い申し上げます。

いま議長の御注告とおりどうしても理事者から御答弁を願おうということばは訂正いたします。要望にとどめますが、今夏、たまたま私が市立病院に行ったときに、事務長からお話を聞いてみますと、少なくとも一日に五百名、多いときは七、八百名の外来患者が利用しておるといふ、こういう数字を聞き、また入院患者も相当数に上っており、それに伴う見舞家は少なくとも一千名以上の市民あるいはそれに関係する人たちが施設に往復することを聞き及んでおります。現況の交通事情といたしましては、あの道路の路線には、一時間に二往復のバスしか通っていないことを聞いております。この点につきましては、市当局は直接これが対策を講ずることにつきましては、いろいろと問題もあろうかと思いますが、少なくとも市立病院その他の奉仕の機関があの方向に多く集結しておるときですから、なんらか交通緩和との連絡をとって、こういった市民が登送する施設の交通緩和策に寄与していただきたいと、強く要望しておきます。

○議長（山本三郎君） ほかに御質疑ございませんか。
他に御質疑、御意見もないようでありますので、議案の採決を行ないたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本三郎君） 御異議なしと認めます。

議案第九十六号ないし議案第九十九号の四件を一括採決いたします。

おはかりいたします。これら四件は、各委員長長の報告どおり可決いたしましたして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本三郎君） 御異議なしと認めます。よって、議案第九十六号ないし議案第九十九号の四議案は、原案のとおり可決されました。

暫時、休憩いたします。

午前十一時十五分休憩

午前十一時二十八分再開

○議長（山本三郎君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

次に、日程第七、議案第九百昭和三十七年度四日市市水道事業会計第九百二回追加更正予算ないし日程第九、議案第九百二号北山町簡易水道建設事業についての三議案を一括議題といたします。

本件に対する建設委員長長の報告を求めます。野呂委員長。

〔建設委員長（野呂幸太郎君）登壇〕

○建設委員長（野呂幸太郎君） 建設委員会に付託になりました議案第九百二号までの三議案につきまして、審査の経過並びに結果を御報告いたします。

まず、議案才百号の水道事業会計才二回追加更正予算は、収益的収入及び支出二百五十二万八千五百円、資本的収入及び支出一千三百五万円の追加となっております。収益的収入では、受託給水工事の収入増額二百五十二万八千五百円でありまして、これは三重火力社給水工事が主なものであります。

収益的支出の追加は四百七十三万四千二百円でありまして、その主なものは、市内代用管の布設替工事費、三重火力社給水工事費、県工業用水受水費の増額などでありまして、収入不足の二百二十万五千六百二十円は予備費を減額充当しています。また、資本的収入の追加九百二十九万二千円は、北山地区簡易水道事業の資金債が四百八十万円、これの地元負担金が二百二十三万三千円、国庫補助金が二百十二万七千円でありましてこのほか日永駅に關連の因鉄の負担金十三万二千円がありまして、支出に対しまして不足する額三百七十五万八千円は、前年度繰越損益勘定留保資金から補てんしているのであります。資本的支出の追加一千三百五万五千円は、大矢地水源地の改良工事請負費百五十万円、このうちには材料費が含まれておりますのと、日永駅、富田十志町及び采女町の配水管布設工事請負費百二十八万五千円と、これに要する材料費百五十万五千円並びに北山地区簡易水道建設費の九百十六万円であります。

次に、議案才百一号の起債につきましては、前述の北山地区の簡易水道事業資金債の別案でありまして、また議案才百二号は、この簡易水道の事業案であります。

以上、三議案につきまして、理事者より詳細にわたり説明を求め、慎重に審議の結果、いずれも異議なく原案を承認いたしました。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（山本三郎君） 委員長の報告に対しまして、御質疑がありましたら御発言願います。

別段、御質疑、御意見もないようでありますので、議案の採決を行ないたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本三郎君） 御異議なしと認めます。

議案才百号ないし議案才百二号の三件を一括採決いたします。

おはかりいたします。これら三件を委員長の報告どおり可決いたしましたして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本三郎君） 御異議なしと認めます。よって、議案才百号ないし議案才百二号の三議案は、原案のとおり

可決されました。

○議長（山本三郎君） 次に、日程才十、議案才百三号昭和三十六年度四日市市水道事業会計決算並びに利益剰余金処分決定についてを議題といたします。

本件に対する建設委員長の報告を求めます。野呂委員長。

〔建設委員長（野呂幸太郎君）登壇〕

○建設委員長（野呂幸太郎君） 建設委員会に付託になりました議案才百三号昭和三十六年度四日市市水道事業会計決算並びに利益剰余金処分決定についての審査の経過と結果につきまして御報告いたします。

本決算の審判につきましては、理事者より詳細にわたり説明を求め審査を行なったのであります。監査委員各位の御意見にもありますように、決算書等におきます計数は正確であり、また財務諸表等によりまして財政状態並びに経営成績は一応健全性を保ち、順調な成績を示しておりますので、別段意見もなく、理事者各位の努力に対しまして敬意を表しますとともに、事業計画の変更により昭和四十三年度において日量四万八千トンの取水を旨とす事業費十

二億七千万円という七カ年継続の大規模事業となりましたが二期拡張事業の推進に、また団地造成に伴う住宅団地の給水に、あるいはまた簡易水道の増加が予想されるなど事業が累積しておりますので、なおいっその努力を傾け、これら事業の遂行をはかるとともに、将来の資金計画についても万全を期し、合理的運営をはかるよう要望いたしまして全員異議なく原案を認定いたしました。

以上、簡単ではありますが、御報告いたします。

よろしく議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（山本三郎君） 委員長報告に対しまして、御質疑がありましたら御発言願います。

別段、御質疑、御意見もないようでありますので、議案の採決を行ないたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本三郎君） 御異議なしと認めます。

議案第百三十三号を採決いたします。

おはかりいたします。本決算は、委員長の報告どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本三郎君） 御異議なしと認めます。よって、議案第百三十三号は、委員長報告どおり認定することに決定いたしました。

○議長（山本三郎君） 次に、日程第十一、議案第百四十四号日南市役所出張所設置条例の一部改正についてないし日程第二十三、議案第百十六号町の区域の変更についての十三議案を一括議題といたします。

本件に対する各委員長の報告を求めます。

まず、総務委員長にお願いいたします。伊藤委員長。

〔総務委員長（伊藤泰一君）登壇〕

○総務委員長（伊藤泰一君） 議案第百四十四号、市役所出張所設置条例の一部改正は、議案第百十五号及び第百十六号と関連するものでありまして、大協町二丁目、三郎町及びみゆきカ丘一丁目の新設に伴ない、その行政事務の所管区域を定めようとするものであり、議案第百五号、職員定数条例の一部改正については、簡易水道事業の増加に伴ない水道局職員数を改正するものであります。

議案第百六号、職員給与条例の一部改正は、機構の増大、職種の職能化に伴ないまして職務の特殊性に基づき、管理監督の地位にある職員に対して管理職手当を支給しようとするものでありまして、その支給額については管理監督の地位にある職員に対する時間外手当規則要綱で実施中の実績等を検討の上決定したという理事者の説明を了とした次第でございます。

次に、議案第百七号、職員保養所設置条例の制定については、職員の福利厚生施設としての保養の完成を控えまして、新たに条例を制定しようとするものであり、議案第百八号及び第百九号は、準則の改正等に従いまして実状に即するよう消防本部に関する条例並びに消防委員会条例の一部改正を行なおうとするものであります。

なお、議案第百五号、職員定数条例の一部改正案につきましては、報告が本日になりました関係上、付則を「この条例は、公布の日から施行し、昭和三十七年十月一日から適用する」と字句の一部を修正いたしましたから、よろしく御訂正のほどお願い申し上げます。

次に、議案第百十三号、市有地の処分については、水沢町、山田町及び赤水町地内の市有地を法の規定に基づき固

への買上げにより処分しようとするものであり、議案才百十四号、市有地の交換については、水沢保育園の建設敷地取得のため市有地と交換しようとするものであり、交換価格については、固定資産税の評価格等を参考に慎重に検討の上決定したという理事者の説明を了したのであります。

議案才百十五号及び才百十六号につきましては、大協町二丁目等、町の新設に伴ないまして町の区域を設定、変更しようとするものでありまして、以上、十議案をそれぞれ原案どおり承認いたしました。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本三郎君） 次に、教育民生委員長にお願いいたします。中島委員長。

〔教育民生委員長（中島忠勝君）登壇〕

○教育民生委員長（中島忠勝君） 当委員会に付託されました議案才百十号は、四日市市立公民館条例の一部改正についてであり、これは常磐公民館に設置される青少年の育成を目的とする宿泊施設として青少年の家が完成いたしました関係上、所要の条例改正を行なうもので、別段異議なく原案どおり承認いたしました。

なにとぞ、よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（山本三郎君） 次に、産業経済委員長にお願いいたします。渡部委員長。

〔産業経済委員長（渡部権太郎君）登壇〕

○産業経済委員長（渡部権太郎君） 産業経済委員会に御付託になりました議案才百十一号、四日市市自転車競技条例の一部改正については、さる四月の函会において改正になりました自転車競技法に基づき、条例を一部改正しようとするものでありまして、別段異議なく原案どおり承認いたしましたのであります。

はなはだ簡単ではございますが、よろしく御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本三郎君） 次に、建設委員長にお願いいたします。野呂委員長。

〔建設委員長（野呂幸太郎君）登壇〕

○建設委員長（野呂幸太郎君） 議案才百十二号の四日市市営住宅管理条例の一部改正について、御報告いたします。本案は、公営住宅の入居資格である収入基準及び超過基準の改定が行なわれました結果、これに伴ないまして才二条用語の定義の才五号、収入の意義の改正、才四条公券の例外の防災建築街区造成事業、土地収用法の規定事業、公共用地の取得に関する特別措置法に規定する特定公共事業の執行に伴なう住宅の除却事項の追加及び住みかえにおける収入基準の引き上げ、才二十四条収入に関する決定及び才二十六条割増賃料におきます超過基準額引き上げによる改正を行なうものでありまして、別段異議なく原案を承認いたしました。

どうかよろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（山本三郎君） 各委員長の報告に対しまして、御質疑がありましたら御発言願います。

別段、御質疑、御意見もないようでありますので、議案の採決を行ないたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本三郎君） 御異議なしと認めます。

議案才百四号ないし議案才百十六号の十三件を一括採決いたします。

おはかりいたします。これら十三件は、委員長長の報告どおり可決いたしましたして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本三郎君） 御異議なしと認めます。よって議案才百四号ないし議案才百十六号の十三議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（山本三郎君） 次に、日程才二十四、議案才百十七号予算外義務負担契約についてないし日程才二十八、議案才百四十号予算外義務負担契約についての五議案を一括議題といたします。

本件に対する各委員長の報告を求めます。
まず、総務委員長にお願いいたします。伊藤委員長。

〔総務委員長（伊藤泰一君）登壇〕

○総務委員長（伊藤泰一君） 議案才百十九号及び才百四十号は、県立四日市南工業高等学校校舎建設のための資金並びに睦学園移転拡張資金の融資を受けるための予算外義務負担契約案でありまして、やむをえないものと認めて原案どおり承認いたしましたのでありますが、県立四日市南工業高等学校の建築費の県負担分については、その間の利子補給等細部にわたって県と十分折衝を行ない、万遺憾なきを期せられるよう、とくに強く要望いたしました次才でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本三郎君） 次に、教育民生委員長にお願いいたします。中島委員長。

〔教育民生委員長（中島忠勝君）登壇〕

○教育民生委員長（中島忠勝君） 教育民生委員会の審査の結果を御報告いたします。

議案才百十七号は、港中学校の校庭整地工事、三滝中学校の学校用地整地費、橋北中学校の校舎建設資金を、また南中学校は監理棟建設資金を、市内各金融関係機関からそれぞれの学校建設委員会が借り入れ、工事を行なうのに対し、市がそれぞれの融資機関と損失契約を行なうものであり、議案才百十八号は、高花平住宅団地に四郷小学校高花

平分校を設置するための建設工事を、高花平分校建設委員会が建設資金を借り入れる融資機関と市が同資金に対する損失補償契約をするものであります。

議案才百二十号は、南部清掃センター本工事を昭和三十七年度及び昭和三十八年度の両年度において支払うことを条件に、大阪市の三和動熱株式会社と請負契約を締結しようとするものでありまして、以上、三議案の予算外義務負担契約につきましては、別段異議なく原案どおり承認いたしました次才であります。

どうか、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（山本三郎君） 両委員長に対しまして、御質疑がありましたら御発言願います。

別段、御質疑、御意見もないようでありますので、議案の採決を行ないたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本三郎君） 御異議なしと認めます。

議案才百十七号ないし議案才百二十号及び議案才百四十号の五件を一括採決いたします。

おはかりいたします。これら五件は、委員長の報告どおり可決いたしましたして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本三郎君） 御異議なしと認めます。よって、議案才百十七号ないし議案才百二十号及び才百四十号の五議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（山本三郎君） 次に、日程才二十九、議案才百二十一号市道路線認定についてないし日程才四十四、議案才百三十六号市道路線認定についての十六議案を一括議題といたします。

本件に対する建設委員長の報告を求めます。野呂委員長。

〔建設委員長(野呂幸太郎君)登壇〕

○建設委員長(野呂幸太郎君) 議案才百二十一号から議案才百三十六号までの市道路線認定についての十六議案について御報告いたします。

これらの議案につきましては、最近の市の発展に伴ないまして、いままでも里道あるいは農道などで未認定のものに対して市道として引き継ぎを受けるにあたりまして、種々の障害が生ずるおそれもあるために、まずとくに異動の見込まれる地域にあるものについて道路法才八条才二項により提案されたものでありまして、時宜をえたものであり異議なくいずれも原案を承認したのであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長(山本三郎君) 委員長報告に対しまして、御質疑がありましたら御発言願います。志積議員。

○志積政一君 ただいまの委員長の道路認定につきましては賛成するものでありますが、たまたまこの議案才百二十一号の参考図面を見せていただきますと、せっかくずっと認定されておるのに一部認定されておらない場所があります。このことにつきまして、委員会としてはどういふふうなお話し合いがございましたか。

○建設委員長(野呂幸太郎君) 志積議員に対して御答弁を申し上げる前に、一部というお話がございましたがどの個所であるか、はっきりお教え願います。

○志積政一君 塩浜中里町の石原住宅、赤丸が打って認定除外になっているところです。

○建設委員長(野呂幸太郎君) 理事者の監理課長からひとつ御答弁願います。

〔監理課長(小林清君)登壇〕

○監理課長(小林清君) この認定にさいしましては、先ほど御報告いただきましたように、こんごも続けて調査のでき次第早急に認定を終らしていただきたいと思っております。

なお、一部除外したものがございますが、この部分は市の所有権のない部分でございますのでこの土地の所有者と話し合いが十分つきましてからやりたいという考えで、一部除外したものでございます。ほかにもう一カ所除外したものでございますがそれは岡との関係でございます。岡のほうから貸しつけあるいは譲渡の話し合いがございましたら、次の機会にでも早急に道路の認定をさせていただきます。このように考えて除外したものであります。

○志積政一君 ただいま課長さんの御答弁でよくわかったのであります。これは議案外になるので、あるいは議長のお叱りを受けるかしりませんが、先ほどの市道路線の認定の問題につきましては、こまかい話は抜きまされども現在、通行どめとしてトラックの……(聞きにくい)鉄道の枕木のようなものを立てて通行どめをしております。これは、市道でなくとも当時一圃の農道があったはずで、かりに市道に認定しなくても、一圃の農道はあけなければならぬということになっておると思えますが、これに対してどういふふうな見解をとっていられるのか。全然通行どめにして、くいがあってとめてある。とくに御注意願って、御質問することがいけないということなら要望したので、現在、秋の取り入れで農家は非常に不便を感じております。リヤカーも通れない現状では、せっかくの道路も無意味ですから、早急に解決していただいで一日も早く通れるようにしていただきたい。以上、要望して私の質問を打ち切ります。

○前川辰男君 ここに出されています市道認定以外に、まだ未認定のところがあるのかどうか。もしあった場合にはこんごどういふ形でやるのか、もし御審議があったら、その経過をお知らせ願いたいと思います。

○建設委員長(野呂幸太郎君) ほかにも相当認定を受けなければならない農道あるいは里道等があるように説明は

聞いておりますが、とりあえず急ぐものだけ先に本会議に提案されたように説明があり、当委員会も了承いたしました次第でございます。

○前川辰男君　いまの委員長のお話では、まだあるということなんですが、市有財産関係につきましては、いままでいろいろな問題も起ったりしておりますし、こういうものはできるだけ早く確認しておく必要があると思います。それがなにか一括して出されたような傾向がありますが、こんごの市有財産の認定につきまして所定の手続きはどういうふうにとっていくのか、理事者の御答弁をいただきたいと思えます。

〔才二建設部長（加藤藤雄君）登壇〕

○才二建設部長（加藤藤雄君）　お答え申し上げます。

道路の認定につきましては、道路法によりまして認定をすることになっておりますが、認定いたしましたも、これは、道路の維持管理を認定いたしました県なら県、市なら市が維持管理することということで、まだ所有権はその市にございせん。従いまして、こんご起る問題といたしましては、たまたま道路認定いたしましたして、公共開始をまたしなければなりません、公共開始をいたしまして、その道路が不用になりました場合には廃止をいたします。廃止をいたしまして、それによって従来、維持、管理していたことを、実績とでも申しますか、これによって困からあらためてその土地を市である管理者がもらうという手続きになるのでございます。従いまして、委員長から御報告がございましたように、従来、町村合併されましたときに、以前の村自体が村道として認定されていたものは、当然四日市市に引きついでおりますが、認定されていないものもありますし、決議はされておいても決議録が残っておりませんものもたくさんございます。とりあえず、先ほど委員長から御報告がありましたような、発展地区のテナポの早いところをとりあえず認定いたしたい、市道として公用開始をやっていきたいというものをお願いして、引き続きまして

次の機会、その次の機会というふうに段階を追って徐々に認定を続けていきたいという考えはもっておりますのであります。

以上でございます。

○前川辰男君　本議案から逸脱するといけませんので、これでとどめたいと思いますが、こういうものは手続きを怠ると、あとから問題が起ってまいりますし、現に、たとえば住宅団地等でもそういう問題はあるんじゃないかと思えます。従ってできるだけ早くやっていたために、機構上の不備があれば、早急に補給してやれるようにしていただきたい、そういうことを要望しておきます。

○議長（山本三郎君）　他に御質疑、御意見もないようでありますので、議案の採決を行ないと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本三郎君）　御異議なしと認めます。

議案才百二十一号ないし議案才百三十六号の十六件を一括採決いたします。

おはかりいたします。これら十六件を委員長長の報告どおり可決いたしましたして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本三郎君）　御異議なしと認めます。よって、議案才百二十一号ないし議案才百三十六号の十六議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（山本三郎君）　次に日程才四十五、議案才百三十七号購入契約の締結についてないし日程才五十九、議案才

百五十二号工事請負契約締結についての十五議案を一括議題といたします。

本案に対する各委員長の報告を求めます。

まず、総務委員長にお願いいたします。伊藤委員長。

〔総務委員長（伊藤泰一君）登壇〕

○総務委員長（伊藤泰一君） 議案才百三十七号及び才百三十九号は、市税収納事務の合理化をはかるためのナショナル四十号分類統計機二台の購入及び塩浜ほか三消防分団に配置する消防ポンプ自動車購入のための契約案でありまして、別段異議なく原案どおり承認いたしましたのであります。

次に、議案才百四十一号立木売却契約の締結については、市有林立木千二百二十五本を売却するための契約案でありまして、別段異議なく原案どおり承認いたしました。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本三郎君） 次に、教育民生委員長にお願いいたします。中島委員長。

〔教育民生委員長（中島忠勝君）登壇〕

○教育民生委員長（中島忠勝君） 当委員会に付託されました議案の審査結果について御報告いたします。

議案才百四十八号から才百五十一号の四議案は、塩浜小学校才三期工事、内部幼稚園新築工事、寿楽園造築工事及び神前小学校校舎改築工事等をそれぞれ指名競争入札の結果落札いたしました業者と、請負契約を締結しようとする工事請負契約の締結についてでありまして、別段異議なく原案どおり承認いたしました。

どうか、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（山本三郎君） 次に、建設委員長にお願いいたします。

〔建設委員長（野呂幸太郎君）登壇〕

○建設委員長（野呂幸太郎君） 御報告申し上げます。

まず、議案才百三十八号の購入契約の締結につきましては、内部火源地に使用いたします送水ポンプ三台の指名競争入札による購入契約締結案であり、次に、議案才百四十二号の工事請負契約締結案は、浜一色一の縄線における街路舗装工事及び稲葉町内部線における街路舗装工事の指名競争入札による工事請負契約の締結案であります。

議案才百四十三号は、老松橋におきます上部工及び下部工の復旧工事の指名競争入札による請負契約締結案でありまして、冬期におきます下部工事の進捗状況により上部工事にも関連いたしますので、遅延することのないよう要望いたしました。

議案才百四十四号は、日永処埋場の増築工事、議案才百四十五号は、富洲原ポンプ場のポンプ施設工事の指名競争入札によるいずれも工事請負契約締結案であり、議案才百四十六号の購入契約締結案は、納屋排水区の下水管布設工事に使用するヒューム管の購入によるもので、また議案才百四十七号は同工事のオ一工区、オ六工区及びオ七工区の工事請負契約の締結案であります。

次に、議案才百五十二号の工事請負契約締結案は、高花平の公営住宅新築工事におきますオ一工区からオ五工区の請負契約を締結しようとするもので、以上、八議案につきまして慎重に審査を行ないました結果、いずれも原案を承認いたしました。

どうか、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（山本三郎君） 各委員長の報告に対しまして、御質疑がありましたら御発言願います。

○前川辰男君 工事請負契約についてお伺いいたします。

私どもは、この工事を請負う業者についての業者がどうかであるかということとはわかりませんが、かつて中部西小
学校の建築につきまして、おそらく不可抗力だと思えますが、工事半ばにして業者を要えなければならぬというこ
とが起こったわけです。このようなことは、結果的には市民の大事な税金をむだに使ったり、あるいは予定が変って
市民に迷惑をかける、こういう形が出てくるわけです。今回の工事請負、たくさんございますが、十分に御審議願
たと思えますけれども、最近の経済動向ということも含んでおると思いますが、念のためにお伺いしたいと思います。
す。

○建設委員長（野呂幸太郎君） いま上程されております議案は各委員会に關係しておりますので、他の委員会のほ
うは私は關係しておりませんが、当委員会に付託されました事項についての審議の状況を簡単に申し上げます。

当委員会も、前川畿口の御指摘のように、そういうことの不始末が出ないよう十分注意いたしておきました。

さらに、いつも問題になります工期を厳守してもらいたい。業者に対して工期が遅れないよう厳守してもらいたい。
もし工期を遅らした場合にはどうする。条例にある罰則を適用してもらいたい。強くそれも要望しておいた次でござ
います。

以上、簡単ですが、御答弁申し上げます。

○前川辰男君 各委員会において十分御審議願ったことと思えますが、残念ながら過去においてそういう問題も出て
おりますし、とくに御注意願って、こんごの工事において市民に迷惑のかわらないように理事者のほうにお願いした
と思います。また、野呂委員長がいわれましたように、やはり規定というものがあの上、厳格にこれを実施して
いただいて、前回にそういう不始末があった。あるいは能力のない業者が再び迷惑をかけるということになったので
は、まことに申しわけないと思えますので、これは市当局また議会の権威というものは全然ないことになるわけです

から、その点、十分御注意願いたいと思えます。

さらにつけ加えますという、話は抽象的になりますが、話としてはわかるわけですが、実際、現場をあずかる末
端の職員には非常な負担になって、窮地に追い込まれる場合もあるように聞いております。その点も理事者のほうで
十分御注意の上、工事を順調に進めていただくようお願いして質問を終わります。

○議長（山本三郎君） 他に御質疑、御意見もないようでございますので、議案の採決を行ないたいと思えますが、
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本三郎君） 御異議なしと認めます。

議案第百三十七号ないし議案第百五十二号の十五件を一括採決いたします。

おはかりいたします。これら十五件は、委員長の報告どおり可決いたしましたして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本三郎君） 御異議なしと認めます。よって、議案第百三十七号ないし議案第百五十二号の十五議案は、
原案のとおり可決されました。

○議長（山本三郎君） 次に、日程第六十、委員会報告第百八号ないし日程第六十三、委員会報告第百一十二号を一括議題
といたします。

御質疑がありましたら、御発言願います。

○伊藤太郎君 お尋ねいたします。

陳情第十六号、名四國道建設工事についてという件でございますが、ここに御報告を讀ましていたしたのて、
ますが、たいへんけっこうな御探択を願っておると喜んでいる次才であります。つまり、名四國道が建設せられま
たにつきまして、その建設に伴なう損害の補償というものにつきましては、国庫からなされるもの、あるいは国庫か
らなされないものについては、文面によりますというところ、県なり市がこれを補償してやろうという、こういうよう
たいへんにあたたかいかいけっこうな御意見のように拝聴するのでございます。なにとぞ、これをいっそう強化して
だいて、こういうようなことが、本市のような発展途上にあるところでは条件がはずかす起ころであらうと想像
しますので、こういうような趣旨をさらに広めていただいて、こんごに対処していただきたいということを要望す
るものでございます。

この御探択に対して非常に敬意を表するとともに、こんごに期待するのであります。へつに御回答はわずらわさ
なくてけっこうでございます。

○議長（山本三郎君） 他に御質疑、御意見もありませんので、本件を委員長報告どおり決定いたしましたして、御異
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本三郎君） 御異議なしと認めます。よって、委員会報告才八号ないし才十一号は、委員長の報告どおり
決定いたしました。

○議長（山本三郎君） 次に、監査委員より例月出納検査並びに臨時出納検査結果報告について才十一号ないし才二
十号の十件がまいっております。

お手元に配布しておりますので、御了承願います。

以上をもちまして、本定例会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、会議を閉じ、九月定例会を閉会いたします。

午後零時十七分閉会

右、地方自治法才百二十三条才二項の規定に基づき左に署名する。

四日市市議会議長	山本三郎
署名議員	服部昌弘
署名議員	笠田七衛